

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月31日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高橋 寿幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥン
パー通り9A番
(9A, Rue Robert Stümper, L-2557 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド
(Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund)

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の
金額】 円建ヘッジありクラス : 1,000億円を上限とする。
円建ヘッジなしクラス : 1,000億円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド

(Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund)

(注1) 日興グリーン・ニューディール・ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドである日興ワールド・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。本有価証券届出書の日付現在、ファンドは、8つのサブ・ファンド(本サブ・ファンドおよびその他のもう7つのサブ・ファンド)により構成されている。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で—または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

(注2) サブ・ファンドの名称の表記として「日興ワールド・トラスト」を省略し、単に「日興グリーン・ニューディール・ファンド」ということがある。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、円建ヘッジありクラス受益証券および円建ヘッジなしクラス受益証券(以下、2つのクラス受益証券を、それぞれ「円建ヘッジありクラス受益証券」、「円建ヘッジなしクラス受益証券」といい、総称して「受益証券」または「クラス受益証券」という。)の2種類である。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

クラス受益証券は追加型である。

（３）【発行(売出)価額の総額】

円建ヘッジありクラス受益証券 : 1,000億円を上限とする。

円建ヘッジなしクラス受益証券 : 1,000億円を上限とする。

(注1) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、クラス受益証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行(売出)価格】

管理事務代行会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(以下「管理事務代行会社」という。)が算出する当該発行日における各クラス受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」という)。発行価格に関する照会先は、後記(8)申込取扱場所と同じ。

(注)「発行日」とは、毎評価日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「評価日」とは、毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「営業日」とは、ルクセンブルグ、ニューヨークおよびケイマン諸島における銀行営業日、ニューヨーク証券取引所の取引日で、かつ日本における金融商品取引業者および銀行の営業日(土日を除く。)、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。

(5) 【申込手数料】

申込口数	申込手数料
1億口未満	3.78%（税抜3.50%）
1億口以上5億口未満	2.16%（税抜2.00%）
5億口以上10億口未満	1.08%（税抜1.00%）
10億口以上	0.81%（税抜0.75%）

(注1) 管理会社および日本における販売会社（以下に定義される。）が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方税を示す。

(6) 【申込単位】

円建ヘッジありクラス受益証券：100,000口以上10,000口単位

円建ヘッジなしクラス受益証券：100,000口以上10,000口単位

(7) 【申込期間】

平成28年4月1日（金曜日）から平成29年3月31日（金曜日）まで

(注1) 日本における申込受付時間は、日本における営業日の午後3時（日本時間）までとする。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。

(注2) サブ・ファンドは米国の居住者または法人、ケイマン諸島の居住者もしくは住所地を有する者（ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは通常の非居住会社または公益信託もしくは公益権の対象である者を除く。）に該当しない者に限り、申込みを行うことができる。

(注3) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(8) 【申込取扱場所】

S M B C 日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<http://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03 - 5644 - 3111（受付時間：日本における営業日の8：40～17：10）

（以下、「日本における販売会社」という。）

(注) 上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(9) 【払込期日】

投資者は、受益証券の取得申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「日本における約定日」という。）から起算して日本における4営業日目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払う。

日本における各約定日に関する申込金額の総額は、日本における販売会社によって、保管会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（以下「保管会社」という。）のサブ・ファンド口座に、適用される発行日の後4営業日目の日（以下「払込期日」という。）までに円貨で払い込まれる。

(10) 【払込取扱場所】

上記(8)申込取扱場所に同じ。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(1 2) 【その他】

(イ) 申込証拠金

なし

(ロ) 引受等の概要

日本における販売会社は、管理会社との間で、日本におけるクラス受益証券の販売および買戻しに関する平成21年3月18日付の契約を締結している。

管理会社は、S M B C日興証券株式会社をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格を公表し、また目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社等に送付する等の業務を行う会社をいう。

(ハ) 申込みの方法

受益証券の取得申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額および申込手数料は、円貨で支払われる。

(ニ) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われない。

信託証書の一方当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会 (Commission de Surveillance du Secteur Financier) (以下「C S S F」という。)の規制を受けているが、ファンドは、ルクセンブルグの投資信託ではなく、ルクセンブルグの法律に服しておらず、ルクセンブルグ大公国におけるまたはルクセンブルグ大公国からの販売のための登録を行っていない。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の監督官庁による認可を受けておらず、ルクセンブルグ当局の監督に服していない。ファンドの受益証券は、欧州連合に所在するいかなるタイプの投資家に対しても販売されない。監督官庁を通じて行われる規制された投資信託の投資者の保護は、ファンドの投資者には提供されない。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的、信託金の限度額

日興グリーン・ニューディール・ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドである日興ワールド・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。

本書の日付現在、ファンドは、8つのサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、ファンドの独立した信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

サブ・ファンドの投資目的は、長期的な最適キャピタル・ゲインを獲得することにある。

サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

b．ファンドの基本的性格

ファンドは、基本信託証書に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。サブ・ファンドは、基本信託証書および信託証書補遺（その後の改正を含み、以下、併せて「信託証書」という。）に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

サブ・ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社がサブ・ファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内でサブ・ファンドの投資運用についてすべての責任を負う。管理会社は、その権限および責任の一部を投資運用会社に委任している。投資運用会社は、本書に記載する投資目的および投資制限に従って、サブ・ファンドに関してそれぞれの信託財産に含まれる資産を運用し、取得し、購入し、売却する投資対象を決定すると共に、受託会社または受託会社の代理人が行うその他の取引を決定する責任を負う。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。更に、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当し、サブ・ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑に行う責任を負う。

サブ・ファンドは、信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2019年4月30日に終了する予定である。

各受益証券は、サブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。受益証券は、受託会社または管理会社の債務ではなく、保証もされていない。サブ・ファンドの投資収益は、サブ・ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格の上昇または下落およびサブ・ファンドの資産の運用成績のみに依存する。サブ・ファンドが清算される場合に、各受益証券に関して受益者に対して支払われる金額は、受益証券の1口当たり純資産価格と同額である。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関して、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を随時指定し、発行するとともに、以下の方法等により、異なるクラスまたはシリーズを創設することができる。

- （ ）各クラスまたはシリーズの受益証券が関係する信託財産の資産および債務に参加する方法および各クラスまたはシリーズの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方法。
- （ ）受託会社または管理会社が任命した業務提供者に支払うべき報酬（運用報酬、申込手数料、募集手数料、買戻手数料等）を、各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法。

- () 為替ヘッジに起因する費用および損益を各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法。
- () サブ・ファンドに関するその他の資産または債務を各クラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、負担させる方法。

管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別勘定を設けることができるが、必ずしも分別勘定を設ける必要はない。

日本における受益者は、日本における販売会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日の受益証券1口当たり純資産価格とする。

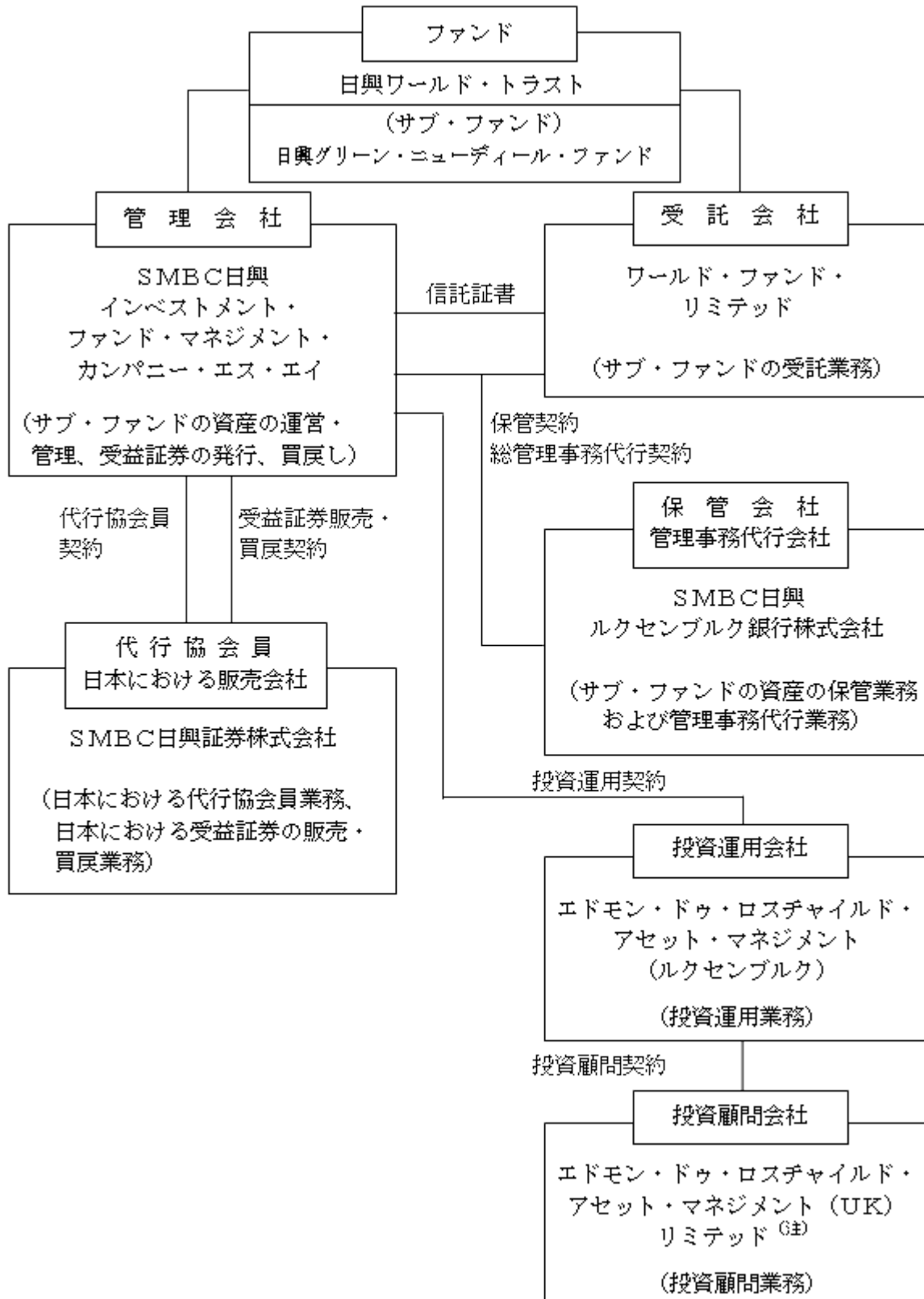
ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律(以下「2013年法」という。)およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合(EU)加盟国でファンドの販売活動は行われない。

(2) 【ファンドの沿革】

1992年2月27日	管理会社設立
2009年3月18日	信託証券締結
2009年4月8日	サブ・ファンドの募集開始
2009年4月28日	サブ・ファンドの運用開始(設定日)
2013年6月18日	信託証券補遺締結
2014年3月14日	信託証券補遺締結
2015年6月15日	信託証券補遺締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 平成28年3月15日に締結された契約により、投資顧問会社がエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(スイス)エス・エイからエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに変更された。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
S M B C日興インベストメント・ ファンド・マネジメント・カンパニー・ エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	2009年3月18日付で受託会社との間で信託証書を締結。管理会社はサブ・ファンドの資産の運営・管理、受益証券の発行、買戻しを行う。
ワールド・ファンド・リミテッド (World Fund Ltd.)	受託会社	2009年3月18日付で管理会社との間で信託証書を締結。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を行う。
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務代行会社	2009年3月18日付で受託会社および管理会社との間で保管契約 ^(注1) を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 2015年7月15日付で管理会社および受託会社との間で総管理事務代行契約 ^(注2) を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務を行う。
エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・ マネジメント(ルクセンブルク) (Edmond de Rothschild Asset Management (Luxembourg))	投資運用会社	2009年3月18日付で管理会社およびエドモン・ドゥ・ロスチャイルド(ヨーロッパ)(以下、「旧投資運用会社」という。)が投資運用契約 ^(注3) を締結(エドモン・ドゥ・ロスチャイルド企業グループの組織体制の変更に関連し、2015年1月1日を効力発生日とする譲渡通知に従い、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルク)が旧投資運用会社の全ての権利、利益、義務および債務を承継)。投資運用業務を行う。

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（U K）リミテッド （Edmond de Rothschild Asset Management (UK) Limited）	投資顧問会社	2016年3月15日付で投資運用会社との間で投資顧問契約（注4）を締結。 投資顧問業務を行う。
S M B C日興証券株式会社	日本における販売会社 代行協会員	平成21年3月18日付で管理会社との間で代行協会員契約（改正済）（注5）を締結。日本において代行協会員業務を行う。 平成21年3月18日付で管理会社と販売会社との間で受益証券販売・買戻契約（改正済）（注6）を締結。日本において販売・買戻業務を提供する。

（注1）保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、サブ・ファンドの名称による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

（注2）総管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社はその権限の一部を管理事務代行会社に授權する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。

（注4）投資顧問契約とは、投資顧問会社が投資顧問業務を行うことを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概要

（ ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日の商事会社法（改正済）（以下「1915年商事会社法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1992年2月27日に無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では2014年4月22日付公正証書によって修正され、2014年5月16日にメモリアルに公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9A番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

管理会社は、A I F M Dに基づきA I F Mとして認可を受けている。

（ ）会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、（投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（改正済）（以下「2010年法」という。）第125 - 2条に規定された）投資信託（以下「U C I」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのU C Iを管理しなければならない。

（ ）株式資本の額

管理会社の資本金は、2015年3月末日現在、5,446,220ユーロ（約7億1,983万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,643円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、平成28年1月29日における株式会社三菱東京U F J銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=132.17円）による。以下同じ。

（ ）会社の沿革

1992年2月27日設立。

() 大株主の状況

(2015年3月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社	ルクセンブルグ大公国 L-2557 ロベルトシュトゥンパー 通り9A番 ルクセンブルグ	272,311株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改正）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年）により改正済）（以下、総称して「ミューチュアル・ファンド規則」という。）により規制される。

準拠法の内容

(イ) ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどのを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が、登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ケイマン諸島信託法に特定の要件はないが、免除信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することが推奨されている。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

(ロ) ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

(ハ) ミューチュアル・ファンド規則

ミューチュアル・ファンド規則は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わなければならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（2015年改正）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）の別表3の領域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表3の領域もしくはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の英文目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（5）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- （ ）弁済期に債務を履行できないか、または履行できないであろうこと。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法（2013年改正）
 - マネー・ロンダリング防止規則
 - 免許条件

ファンドおよび各サブ・ファンドの監査人は、デロイト・アンド・トゥシュ(ケイマン諸島)である。ファンドの会計書類は、ルクセンブルグにおいて一般的に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成される。

ファンドは、翌年3月末日までには前年9月30日に終了する計算期間の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a)ファンド資産の一部または全部が英文目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b)受託会社もしくは管理会社はその設立文書または英文目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務または投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合速やかに、()当該事実を受託会社に書面で報告し、()当該報告書の写しおよび報告に適用ある状況の説明をCIMAに提出し、その報告書またはその適切な要約を、ファンドの次の年次報告書、および次の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載しなければならない。

管理事務代行会社は、(a)ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b)ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上可能な限り速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むファンドの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a)受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b)ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および保管会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社を変更しようとするときは、CIMA、投資者およびその他の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

() 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から6か月以内および半期(毎年3月末日に終了する。)終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社から、閲覧または入手可能である。

ファンドの計算期間は、毎年9月30日に終了する。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとする。受益者の権利については、英文目論見書および基本信託証書に記載されている。

日本における開示

() 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価

証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができる。

販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

（b）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書（全体版）および交付運用報告書を作成し、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

（ ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるS M B C日興証券のホームページにおいて提供される。

（6）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。C I M Aは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、一定の事項および監査済みの財務書類を毎年C I M Aに提出しなければならない。規制されたミューチュアル・ファンドとして、C I M Aは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類を監査し、同書類をC I M Aが特定する一定の期日までにC I M Aに提出するよう指示することができる。C I M Aの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、C I M Aは、裁判所にファンドの清算を申し立てることもできる。

ただし、C I M Aは一定の状況下においてファンドまたはサブ・ファンドの活動を調査する権限を有しているものの、ファンドは、その投資活動またはサブ・ファンドのポートフォリオの組成に関して、C I M Aまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。C I M Aまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点についての意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制されたミューチュアル・ファンドが、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、サブ・ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができる。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求

すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。C I M Aは、その他の権限(その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役または代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法(2013年改正)に基づき、C I M Aによって、C I M A自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法(2014年改正)もしくは貯蓄収入情報報告(E U)法(2014年改正)ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資目的および投資方針

サブ・ファンドの投資目的は、長期的な最適キャピタル・ゲインを獲得することにある。

サブ・ファンドの資産は、主として、環境分野、再生可能エネルギー（風力、太陽エネルギー、水力、バイオエネルギー、燃料電池、地熱など）の開発、生産、配給、輸送、交易または投融資、ならびに適正代替エネルギー、エネルギー効率といったその他のアクティブ・テクノロジーおよび地球温暖化対策に貢献するその他のあらゆるテクノロジーの分野において積極的な活動を行う世界中の大企業および中小企業の上場株式に投資される。

サブ・ファンドは、高い技術、強い市場競争力、有望事業分野への早期参入といった強みを有する優れた環境関連の企業に投資戦略の焦点を当てる。

証券に対する直接投資に加え、サブ・ファンドの資産は、以下の資産クラスに投資されることもある。

- （ ） 株式指数のパフォーマンスまたは構成を複製する金融商品（指数証券および指数バスケット）
- （ ） 株式ワラント（原則として満期が1年を超えるもの）
- （ ） 株式指数または株式バスケットを複製する上場投資信託（ETF）
- （ ） 投資方針が上記のような証券に対する投資とする、またはポートフォリオが上記のような証券で構成されているオープン・エンド型ファンドが発行する受益証券または投資証券
- （ ） 再生可能な原材料（バイオエタノール、バイオディーゼル、トウモロコシ、小麦、砂糖、再生可能エネルギー源による電力および排出量取引など）を基準とした、あるいは再生可能な原材料の指数に直接的・間接的に基づいたデリバティブ金融商品を通じての再生可能なコモディティに対する間接的投資

ヘッジ目的または効率的な運用のため、サブ・ファンドは、オプションや先物などの金融技術および金融商品を利用することもできる。

サブ・ファンドはまた、流動性のある資産を保有することができる。かかる資産は、当座勘定で、または定期的に取り替えられ一流の発行体により発行もしくは保証される短期金融商品の形式で保有されることがある。

サブ・ファンドの特徴

- 1．地球規模での取り組みが不可欠となっている環境対策を通じて、景気回復を目指す「グリーン・ニューディール」政策に着目し、主にこの分野で高い成長が期待される世界各国の株式に投資する。
サブ・ファンドは、環境課題に取り組んでおり、今後の大幅な成長余地を備えている成熟したセクター（太陽、風など）および発展余地の高いセクター（エネルギー効率、エネルギー貯蔵、グリーンケミストリーなど）に焦点をあてる。
- 2．投資対象の企業選定にあたっては、フランスの環境コンサルティング会社であるピ・シチズン（BeCitizen SAS）の情報を活用し、投資運用会社が組入銘柄選定およびポートフォリオの構築を行う。
ピ・シチズンとのコンサルティングを踏まえ、投資運用会社はエネルギー、気候変動、生物の多種多様性、健康・汚染、資源・廃棄物の分野で成長性を期待できる企業を投資先として選定する。また、株式としての魅力度や流動性の観点も重視しながら、ポートフォリオの構築を行う。
- 3．投資者は、「円建ヘッジありクラス」と「円建ヘッジなしクラス」の2つのタイプから選ぶことができる（スイッチングはできない。）。

投資目的および方針の変更

サブ・ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更を行う場合、当該事項を英文目論見書および/または付属書に盛り込み、当該重大な変更の効力が発生する前に、サブ・ファンドの受益者に対し通知されるものとする。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該受益証券の買戻しを行うことができる。

(2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」の項を参照のこと。

(3)【運用体制】

(注)以下は、2016年1月末日現在の記載であり、変更される可能性がある。

投資運用の仕組み

サブ・ファンドは、投資運用会社により運用される。投資プロセスは、精選された銘柄選択および特定の環境セクターに関する深い知識に基づくボトムアップ手法を特徴とする。投資先の会社は、技術の実行可能性および市場戦略の強さに基づいて選定される。投資運用会社は、環境戦略コンサルタントであるピ・シチズンの環境分野の専門家およびエンジニアの助言を受けている。

投資運用会社は、管理会社の同意を得た上で、投資運用会社の統制および責任の下に、サブ・ファンドに関する職務の遂行にあたり投資運用会社を助力する投資顧問会社(以下「投資顧問会社」という。)として、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(Edmond de Rothschild Asset Management (UK) Limited)を任命している。

投資顧問会社は、イギリス、SW1Y 5AA、ロンドン、カールトンガーデンズ4番(4 Carlton Gardens, London, SW1Y 5AA, United Kingdom)に登記上の事務所を有する株式有限責任会社である。同社は、イギリス、SW1Y 5AA、ロンドン、カールトンガーデンズ4番(4 Carlton Gardens, London, SW1Y 5AA, United Kingdom)に登記上の事務所を有する1983年9月6日にイングランドおよびウェールズに設立された株式有限責任会社であるエドモン・ドゥ・ロスチャイルド(UK)リミテッドの子会社として、1987年7月6日にイングランドおよびウェールズに設立された。英国金融行為規制機構(参照番号578074)により、投資に関して助言するための認可と規制を受けている。

投資運用会社は、投資顧問会社の報酬につき、自社の報酬からこれを支払う責任を負う。

投資運用方針の意思決定プロセス

サブ・ファンドの投資運用方針は、以下のプロセスに従って決定される。

投資運用会社は、ピ・シチズンとのコンサルティングを踏まえ、企業の詳細な財務分析を行ったのち、投資顧問会社の助言に基づきポートフォリオ構成に関する最終的な決定を行う。エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グループは、ヨーロッパの顧客に対して既に同様の運用委託業務を提供しており、環境関連セクターに関する運用経験を有している。同グループは、環境関連分野におけるコーポレート・ファイナンス専門家チームを有し、グリーン関連商品の運用に関する専門知識を有している。

環境戦略コンサルタントのスペシャリストであるピ・シチズンは、専門家チームとエンジニアチームそれぞれが特定の環境セクターをカバーすることで、サービスや技術のサプライヤーとの密接な関係を通して、市場傾向、最新の技術開発、機会/課題などをモニターする。ピ・シチズンは、技術の実現可能性や市場戦略の有効度などを基準にベースとなる投資ユニバースを提供する。



ビ・シチズンからのインプットを有する投資顧問会社（現在は、ヨーロッパにおける環境コンサルタントとして主要な事業体であるグリーンフレックス・グループ（Greenflex Group）の一部である。）は、サブ・ファンドの投資ユニバースのさらなる調査および包含に適する可能性のある企業を選定する会合を四半期に一回行う。

5つの基準に基づくエコ・スコアを提供するビ・シチズンによる、徹底したエコ分析に伴う包含のためにのみ企業が選定される。この一覧は、少なくとも100社以上から成る。

選定後、企業について、エドモン・ドゥ・ロスチャイルドが収益性のために開発した独自モデルを用いた財務上の基準ならびにセクターによるレラティブ・バリュエーションおよびバランス・シート・リスクに基づくスクリーニングが行われる。この分析は、四半期毎の業績に伴い定期的に行われる。

一度企業が選定されると、セクターの加重および流動性ならびにエクイティ市場における全体的な動向を考慮してポジションのサイジングが行われる。このポジションサイジングは、週に一度行われる。

さらに、アドバイザー・チームは、流動性へのアクセスを容易にするETFを用いて、市場動向を考慮したトップ・ダウン・アプローチの観点からの投資の提案も行う。

職務および権限

投資運用会社は、サブ・ファンドの一般的に確立された投資方針（資産・セクター配分および銘柄選定）の決定、開発および実行につき責任を負う。

（ ）投資運用の実行

運用指図は、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）のファンド・デスクおよびディーリング・ルーム、ならびにS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のディーリング・ルームによって管理されている投資運用会社の投資運用チームによって行われる。外国為替取引およびヘッジ戦略は、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社によって実行される。

（ ）相対的リスク・モニタリング

リスク・モニタリングは、サブ・ファンドの資産配分および銘柄選定を、サブ・ファンドのリスク・リターン特性を表章する参照指数（ウィルダールヒル・ニュー・エナジー・グローバル・イノベーション・インデックス（NEX指数）（WilderHill New Energy Global Innovation Index（NEX）））と比較することにより行われる。顧客の資産を守り、市場指数を上回るパフォーマンスを獲得するため、市況によってはNEX指数から大幅に乖離することがある。リスク・モニタリングは、参照指数と比較したパフォーマンス、参照指数と比較した資産クラスおよびセクターのリスク（相対的ウェイトによって表される。）、代表的な指数と比較した投資先会社のパフォーマンス、および同等のグループ、セクターまたは産業と比較した投資先会社のパフォーマンスを確認することにより行われる。

（ ）リスク管理、投資運用評価および法務管理

投資運用会社は、日々、ポートフォリオを精査し、サブ・ファンドが過度なリスク（投資テーマ、セクターおよび戦略に対する過度な集中）を負っていないか検討する。投資指示は、インテグレートド・フロント・ミドル・リスク・システム（「ディメンション」）に入力される。このシステムは、投資運用会社が行う主要なプロセス（フロント、ミドル、リスク管理、レポートリングなど）の全ての機能を一つの枠組みの中で処理し、その結果データの整合性を確保する。さらに、投資哲学および投資方針ならびにサブ・ファンドの投資運用に係るその他の事項は、投資運用会社により常時監視、統制される。

（４）【分配方針】

管理会社が基本信託証書および信託証書補遺の規定に基づきその絶対的裁量により決定する場合、受益者に対する年次の分配を行うことができる。

管理会社は、管理会社が決定する日において、管理会社が決定する基準日におけるサブ・ファンドの受益者に対し、管理会社が決定する金額による分配を行うことができる。

管理会社は随時、管理会社が決定する基準日におけるサブ・ファンドの受益者に対し、管理会社が決定する回数、管理会社が決定する金額による中間分配を行うことができる。

前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合がある。受益証券の購入後のサブ・ファンドの運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様である。なお、今までのところ、分配は行われていない。

（５）【投資制限】

投資制限

サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

（イ）サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えてはならない。

（ロ）サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えて、借入れを行ってはならない。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に10%を超える場合はこの限りではない。

（ハ）サブ・ファンドおよび管理会社の運用する他の投資信託による保有が、一発行会社の議決権の総数の50%を超えることとなるような株式投資を行ってはならない。この制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

（ニ）サブ・ファンドは、その純資産の15%を超えて私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に投資しない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがある。）（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

（ホ）サブ・ファンドの資産額の50%超が、日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号（改正済））第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する結果となるような投資対象の購入、投資および追加を行わない。

（ヘ）管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限値を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、投資制限違反が判明してから合理的な期間内に制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じる。

上記の投資制限に加え、サブ・ファンドは、以下の投資制限に従う。

- デリバティブへの投資の制限

サブ・ファンドは、円建ヘッジありクラスについて、ヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引（差金決済されない通貨先渡取引を除く。）等を行っている。円建ヘッジありクラスに関し、投資運用会社は、デリバティブ取引等の想定元本が円建ヘッジありクラスの純資産総額を超えないように管理している（いわゆる簡便法）。

サブ・ファンドは、円建ヘッジなしクラスについては、デリバティブ取引（差金決済されない通貨先渡取引を除く。）等を行っておらず、今後もかかる取引を行う予定はない。

投資目的と投資方針の厳守

管理会社は、サブ・ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限が遵守されるよう確保する責任を負う。ただし、（ ）受託会社および管理会社は、サブ・ファンド決議による承認なしにサブ・ファンドの投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインについて重大な不利益となる変更を行わず、（ ）受託会社および管理会社は、制限の変更がサブ・ファンドの受益者の最大の利益に資すると判断し、また当該変更が適用ある法令（日本証券業協会の規則を含む。）に適合している範囲内において、サブ・ファンドに関する投資制限を変更することができ、また（ ）本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指示により受託会社または管理会社が絶対的裁量により当該状況下で適切と思料する影響を受ける受益者への通知を行うことにより、全般的にまたは個々のサブ・ファンドについて変更されることがある。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問」（ミューチュアル・ファンド規則に定義される。）として遵守義務を負う適用あるケイマン諸島の関係規則を遵守するものとする。したがって、管理会社は、サブ・ファンドのために、

- (イ) 結果的にサブ・ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後にサブ・ファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- (ロ) 結果的にサブ・ファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後にサブ・ファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (i) 特殊事情（サブ・ファンドと別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）がある場合においては、12か月を超えない期間に限り、本（ロ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - () (a) サブ・ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - (b) 管理会社が、サブ・ファンドの資産の健全な運営またはサブ・ファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本（ロ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- (ハ) 株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (ニ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にサブ・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値がサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、管理会社は、当該投資対象の評価方法が英文目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (ホ) サブ・ファンドの受益者の利益を損なうか、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引（サブ・ファンドの受益者ではなく管理会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (ヘ) 本人として自社またはその取締役と取引をしてはならない。

ただし、上記のミューチュアル・ファンド規則は、管理会社が、サブ・ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げるものではない。

- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () サブ・ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

3【投資リスク】

(1) リスク要因

受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行おうとする者は、受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討するべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資者は当初の投資額を回収することができない可能性がある。したがって、サブ・ファンドへの投資は、投下資本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。サブ・ファンドは、収益水準に関係なく各種の報酬と費用を支払う責任を負う。

投資を行おうとする者は、以下の特有のリスクを入念に検討するべきだが、以下のリストはすべてのリスクを網羅するものではない。

投資リスク

サブ・ファンドが投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、サブ・ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、サブ・ファンドへの投資を中長期的投資と考えることを投資者に対して推奨する。

管理会社および投資運用会社への依存

サブ・ファンドの投資対象への投資運用と投資指図は、サブ・ファンドの投資ガイドラインの範囲内で信託財産の投資運用に完全な責任を負う管理会社の責任下にある。管理会社は、その権限と責任を投資運用会社に委託し、投資運用会社は、サブ・ファンドの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量権を有する。

クロス・ライアビリティ

サブ・ファンドの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての買付代金、当該買付代金が投資されるすべての資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、当該サブ・ファンドに係るものとして指定される。あるサブ・ファンドに帰属することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量により一または複数のサブ・ファンド間に配分される。あるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債を負担し、一般に他のサブ・ファンドの負債を負担することはない。管理会社は、債権者となりうる者との取引において、当該債権者が当該サブ・ファンドの資産のみを対象とすることができ、あるサブ・ファンドについて受託会社名義で締結されたすべての契約が当該サブ・ファンドの信託資産の範囲内のみを債権者の財源として限定する文言を含むよう確保する義務を負う。ただし、投資者は、あるサブ・ファンドの資産が別のサブ・ファンドの債務を弁済するために使われる範囲を常に明確に区分することが不可能である点に留意するべきである。

信用リスク

債券については、発行体の信用格付により証券の価格が変動することがある。特に、債券の元本または利息は、かかる発行体の財務状況が悪化した場合、所定の期日に支払われない可能性（債務不履行リスク）がある。証券の債務不履行の場合または債務不履行の可能性がある場合、かかる証券の価格は急落することがある。ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率を通して分析される。信用リスクは、サブ・ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在しており、当該預託機関の信用度は、毎月モニターされる。

時間外取引およびマーケットタイミング

管理会社は、時間外取引もしくはマーケットタイミングまたはその他類似の取引方法を認めていない。かかる取引実施を回避するため、受益証券の発行および買戻しは未知の価格で行われ、管理会社は、本書記載の締切時刻以降に受領した注文を受け付けない。管理会社は、マーケットタイミング行為が疑われる者からの買付注文およびサブ・ファンドへの転換注文を拒否する権利を有する。

その他のリスク

上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明するものではない。したがって、投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を精読し、各自の専門アドバイザーと相談すべきである。

サブ・ファンドは、以下のような多数の潜在的投資リスクに直面する。

強制的買戻しのリスク 管理会社は、その単独かつ最終的な裁量により、受益者の受益証券の全部または一部の買戻しを強制的に行う権利を有する。

為替リスク サブ・ファンドの資産の大部分は、日本円以外の一または複数の通貨で投資されることがある。円建ヘッジなしクラスの場合、日本円に対するヘッジは行われず、投資者がこれに対応する為替リスクをとることとなる。円建ヘッジありクラスの場合、日本円に対するヘッジは行われるが、ヘッジが成功するとの保証はない。また、ある特定の通貨におけるオープン・ポジションまたは不完全にヘッジされるポジションに起因して、為替リスクが生じる。かかるポジションは、事業活動の当然の結果として生じることがある。為替リスクの主要な要因は、通貨の値動きおよび国際金利の変動における不完全な相関性である。

投資運用会社のリスク サブ・ファンドの投資プログラムの相当部分の収益性は、投資運用会社が特定の証券およびその他の投資対象の価格動向の将来の推移を正確に評価することに大きく依拠する。投資運用会社がかかる価格動向を正確に予測できることを保証することはできない。投資運用会社の過去の実績は必ずしも投資運用会社またはサブ・ファンドの将来の実績の指標とはならない。

潜在的な税金リスク いずれかの法域でサブ・ファンドに課される税金は、サブ・ファンドの純資産価値を減少させ、またサブ・ファンドの実績に悪影響を及ぼす。

市場リスク サブ・ファンドが保有する証券の市場価格は急激にまたは予想外に騰落することがある。証券の価値は、証券市場全体に影響を及ぼす要因または証券市場の中の特定の産業に影響を及ぼす要因により、下落することがある。現実のもしくは心理的な経済状況の悪化、会社の業績全体の見通しの変化、金利もしくは為替相場の変化または全体的な投資家心理の悪化など、特定の会社とは特に関連しない一般的な市況により、証券の価値が下落することがある。証券の価値は、労働力不足または生産コストの増加および業界内競争など、特定のまたは複数の産業に影響を及ぼす要因により下落することもある。エクイティ証券は、概して債券より大きな価格ボラティリティを有する。コミットメント・アプローチを用いた国際的なエクスポージャーの算出プロセスは、欧州証券市場監督局により推奨される転換手法（コンバージョン・アプローチ）に従い実施される。さらに、管理会社は、バリュー・アット・リスク（VaR）を算出することにより、通常の市況においていずれかの投資信託に発生する可能性のある潜在的な市場リスク損失を定量化する。この損失は、一定期間および特定の信頼区間に基づき予測される。また、レバレッジ率は、サブ・ファンドの総純資産価値で除する「総額」法または「純額」法のいずれかを用いて総エクスポージャーとして計算される。VaRについては毎日、レバレッジについては毎月算出される。

流動性リスク 管理会社は、サブ・ファンドの投資対象に係る流動性特性が、基本信託証書または英文目論見書に規定される買戻方針に適合していることを確保する。

流動性リスクは、資産および負債の両側面から評価されなければならない。管理会社は、サブ・ファンドの異なる資産クラスには異なる流動性基準を適用する。

資産面に関する流動性リスクは、必要とされる売買取引規模の範囲内である所与の市場において、取引の実施が不可能な場合に生じる。

負債面に関する流動性リスクは、サブ・ファンドにおける、要求時に支払を実行する買戻しの程度により測定される。流動性のモニタリング結果は、サブ・ファンドのストレス・テストにかけられることがある。

一定の状況下では、サブ・ファンドが取引を行う市場において流動性が欠如することがあり、その場合、証券を値付けされた価格で売買することが困難となる。サブ・ファンドの買戻代金の支払は、流動性が限定されることにより、延期される場合がある。

買戻しによる損失の可能性 受益証券の買戻しは、投資対象の清算を必要とすることがある。かかる清算に起因してサブ・ファンド（およびその残存受益者）において、清算がなければ生じなかったと思われるコストを負担する可能性がある。

株式価格リスク このリスクは、株価のボラティリティに関連したリスクである。株式は価格変動するものであり、その短期的なボラティリティは時に大きくなることがある。市場リスクはサブ・ファンドの純資産価値に影響し、純資産価値はサブ・ファンドのポートフォリオ証券の価値の変化により変動する。様々な要因が特定銘柄の株式の価値に影響することがあり、個別銘柄の株価は、すべて揃ってま

たは同時に同じ方向に動くわけではない。異なる株式市場は、相互に異なる価格行動を示すことがある。その他、発行体による不振な収益の報告、主要な顧客の喪失、発行体に対する重大な訴訟、または発行体もしくは業界に影響を及ぼす政府規制の変更などといった要因が、特定の株式の価値に影響することがある。

世界投資リスク 外国証券は特別な投資機会を提供することがあるが、特別のリスクもまた伴う。日本円に対する外国通貨の価値の変動により、当該外国通貨建ての証券の円建ての価値もまた変動する。その結果、ヘッジ戦略を講じない限り、投資者はこれに対応する為替リスクを負うこととなる。外国証券の価値は、外国為替規制、会社資産の収用もしくは国有化、外国税、決済取引の遅延、政府・経済・通貨政策、またはその他の政治経済的要因により影響されることがある。

集中リスク サブ・ファンドは、エネルギー関連会社に対する投資に集中する。そのように投資を集中させることにより、サブ・ファンドは、より幅広く分散投資するファンドに比べ、より高い市場リスクおよび価格ボラティリティにさらされることとなる。サブ・ファンドは特に、エネルギー・セクターの変化、エネルギー燃料の価格変動および需要、省エネルギー、特定のエネルギー関連製品およびサービスの需給、ならびに税制その他の政府規制に対して影響を受け易い。

上記の特別の勘案事項は、サブ・ファンドに投資する際に伴うリスクの完全な説明ではない。よって、投資予定者は、本書を精読し、サブ・ファンドへの投資を決定する前に自己の専門アドバイザーに相談すべきである。

(2) リスクに対する管理体制

上記「2 投資方針 (3) 運用体制」の項を参照のこと。

（3）リスクに関する参考情報

サブ・ファンドの分配金再投資
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

平成23年2月～平成28年1月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。

円建ヘッジありクラス受益証券



円建ヘッジなしクラス受益証券

サブ・ファンドと他の代表的な
資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

(平成23年2月～平成28年1月)



(平成23年2月～平成28年1月)



出所：投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- （注1）分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。ただし、サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなる。
- （注2）サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- （注3）代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- （注4）サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- （注5）サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

・代表的な資産クラスを表す指数

日本株.....TOPIX（配当込み）

先進国株.....ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス

新興国株.....S & P 新興国総合指数

日本国債.....ブルームバーグ/EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール（1年超）

先進国債.....シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債.....シティ新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよびS & P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売りに起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスである。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込価格の3.5%（税抜）を上限とする申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたって以下の申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料
1億口未満	3.78%（税抜3.50%）
1億口以上5億口未満	2.16%（税抜2.00%）
5億口以上10億口未満	1.08%（税抜1.00%）
10億口以上	0.81%（税抜0.75%）

(注1) 管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方税を示す。

(注3) 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻手数料

買戻手数料は課されない。

日本国内における買戻手数料

買戻手数料は課されない。

(3)【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、下限で年間15,000米ドル、上限で年間30,000米ドルの、各評価日に発生しかつ計算され四半期ごとに後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.015%の受託報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直されることがある。受託会社が追加的な活動、訴訟、またはその他の例外的な事項を検討しまたはそれらに携わることが求められる場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時期における追加的な交渉に従い、反対の合意がない限り、随時実施されている時間単位料金に従い受託会社により請求される。

受託会社は、サブ・ファンドに関連して受託会社が負担した合理的なすべての立替費用をサブ・ファンドの資産から返済を受ける。

受託報酬は、サブ・ファンドに対する受託業務の提供の対価として支払われる。

2015年9月30日に終了した会計年度においてサブ・ファンドの資産から支払われた受託報酬は1,817,749円であった。

管理報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して管理会社が負担する合理的なすべての立替費用をサブ・ファンドの資産から返済を受ける。

管理報酬は、サブ・ファンドの設定・継続開示にかかる手続き、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

2015年9月30日に終了した会計年度においてサブ・ファンドの資産から支払われた管理報酬は1,005,062円であった。

投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.70%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

投資運用報酬は、サブ・ファンドに対する投資運用業務の対価として支払われる。

2015年9月30日に終了した会計年度においてサブ・ファンドの資産から支払われた投資運用報酬は23,462,449円であった。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.14%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

管理事務代行報酬は、サブ・ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2015年9月30日に終了した会計年度においてサブ・ファンドの資産から支払われた管理事務代行報酬は4,686,689円であった。

保管報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

保管報酬は、サブ・ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2015年9月30日に終了した会計年度においてサブ・ファンドの資産から支払われた保管報酬は333,641円であった。

販売報酬

日本における販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドに帰属する純資産価額の年率0.68%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、販売会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

販売報酬は、日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2015年9月30日に終了した会計年度においてサブ・ファンドの資産から支払われた販売報酬は22,782,133円であった。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドに帰属する純資産価額の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書等の販売会社等への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2015年9月30日に終了した会計年度においてサブ・ファンドの資産から支払われた代行協会員報酬は3,349,325円であった。

(4) 【その他の手数料等】

設立費用

ファンドおよびサブ・ファンドの設立に関連する費用（以下「設立費用」という。）は、23,309,857円であった。かかる費用は、全額償却された。

かかる設立費用には、英文目論見書ならびに届出書、目論見書および説明書を含むその他のあらゆる文書の作成およびファンドまたはサブ・ファンドの受益証券の募集について管轄を有する各地域の証券業協会を含むすべての当局への届出に要する費用を含む。

費用は、随時調整されることがある。

仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁する。

その他の運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会および日本における販売会社は、自らの費用で、各自の業務を履行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。サブ・ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には、法令遵守の費用ならびにそのための監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語でファンド、管理会社および/または受託会社に適用ある法令に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成する費用、会計、記帳および純資産価額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、ファンドまたはサブ・ファンドに課せられる、資産、収益および費用に関して支払われうるすべての税金、上記に類するすべての一般管理費（受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。）、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用などを含む。サブ・ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負う場合がある。

2015年9月30日に終了した会計年度においてサブ・ファンドの資産から支払われたその他の費用は15,546,997円であった。

（５）【課税上の取扱い】

投資者は、各自が国籍、住所または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却または買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書に受益証券の購入、保有または処分に関する各地域の税効果のまとめはない。

投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に続くという保証はない。下記（Ｂ）はケイマン諸島で現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場合がある。

（Ａ）日本

平成28年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等を含む。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。
ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。
日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

平成28年2月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。

ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。また、ファンドに関する受託会社による、またはファンドに関する受託会社に対する支払に対して適用されるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に従って、ファンドに関しケイマン諸島総督から保証書を受領した。かかる保証書には、ファンドの設立の日付から向こう50年間にケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律はサブ・ファンドを構成する資産もしくはファンドに起因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連してサブ・ファンドの受託会社もしくは受益者には適用されないことが明記される。受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はない。

ケイマン諸島 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国および英国との間で2つの政府間協定に調印した(以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」という。)。また、ケイマン諸島は、60カ国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 共通報告基準(以下「CRS」といい、US IGAとUK IGAとあわせて「AEOI」という。)を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびUK IGAの効力を生じさせるため、またCRSの効力を生じさせるため、2014年7月4日および2015年10月16日付でそれぞれケイマン諸島規則が発行された(以下「AEOI規則」と総称する。)。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局(以下「ケイマン諸島税務情報局」という。)は、US IGAおよびUK IGAの適用に関する手引書を公表しており、CRSに関する指針を発行する権限を有する。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。但し、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関(関連するAEOI規則に定義される。)」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではない。ファンドは、対象となる限り、AEOI規則の要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、報告金融機関は、特に、() (US IGAに該当する場合のみ) グローバル仲介人識別番号(以下「GIIN」という。)を取得するために米国国内歳入庁(以下「IRS」という。)に登録すること、() ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、() 「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および() かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(すなわち、米国報告対象口座の場合は

I R S、英国報告対象口座等の場合は英国歳入関税庁)に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。非報告金融機関は、A E O I規則に基づき、いかなる義務も有していない。

U S I G Aの定めにより、U S I G Aを実施するA E O I規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「F A T C A」という。)のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがって米国F A T C Aの要件を「遵守しているとみなされ」、F A T C A源泉徴収税(現在は30%の税率)を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島報告金融機関は、F A T C A源泉徴収税の課税を免除されるために、自らの米国F A T C A上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合がある。米国F A T C A源泉徴収税は、U S I G Aの条項に基づき、ファンドへの支払に対して課されないが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関(U S I G Aに定義される。)とみなされた場合には、この限りではない。U S I G Aを実施するA E O I規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、米国F A T C Aその他による口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

ファンドおよび/もしくはサブ・ファンドへの投資ならびに/またはこれらへの投資の継続により、投資者は、ファンドおよび/またはサブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドのA E O I規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

(C) その他の国

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、サブ・ファンドはサブ・ファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負う可能性がある。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2016年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ合衆国	467,791,236	20.72
	日本	266,537,886	11.81
	ドイツ	170,893,010	7.57
	フランス	142,661,277	6.32
	香港	116,662,383	5.17
	デンマーク	111,696,064	4.95
	イタリア	71,364,254	3.16
	スペイン	68,096,119	3.02
	スイス	62,001,811	2.75
	スウェーデン	60,837,494	2.69
	アイルランド	59,942,095	2.66
	中国	42,967,747	1.90
	イギリス	40,290,791	1.78
	カナダ	35,878,120	1.59
	トルコ	26,921,880	1.19
	ノルウェー	24,891,522	1.10
	マレーシア	23,020,472	1.02
	ギリシャ	21,675,912	0.96
	オランダ	15,418,655	0.68
		小計	1,829,548,728
投資信託	アメリカ合衆国	193,455,399	8.57
	小計	193,455,399	8.57
預託証券	中国	22,648,281	1.00
	小計	22,648,281	1.00
小計		2,045,652,408	90.61
現金・その他の資産 (負債控除後)		212,000,429	9.39
合計 (純資産総額)		2,257,652,837	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(投資信託)

(2016年1月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	業種	数量 (口数または株数)	取得価格 (円)		時価 (円)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	GUGGENHEIM SOLAR ETF	アメリカ合衆国	ETF受益証券	26,800	3,884	104,078,824	2,993	80,221,243	3.55
4	FIRST TRUST GLOB WIND ENRGY ETF	アメリカ合衆国	ETF受益証券	55,500	1,382	76,713,357	1,289	71,562,580	3.17
15	POWERSHS WILDERH CLEAN NRG FD	アメリカ合衆国	ETF受益証券	87,300	590	51,542,998	477	41,671,576	1.85

(株式)

(2016年1月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	業種	数量 (口数または株数)	取得価格 (円)		時価 (円)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
2	ACUITY BRANDS INC	アメリカ合衆国	電気機器製造業	3,372	8,354	28,169,662	22,973	77,463,706	3.43
3	MEIDENSHA CORP (06508)	日本	電気機器製造業	159,503	362	57,739,816	462	73,690,386	3.26
5	ENEL GREEN POWER SPA	イタリア	電気、ガス、蒸気及び空調供給業	305,398	248	75,879,101	234	71,364,254	3.16
6	NORDEX SE	ドイツ	土木工事業	18,091	2,739	49,543,048	3,752	67,877,153	3.01
7	KINGSPAN GROUP PLC	アイルランド	金属製品製造業(機械器具を除く。)	19,957	1,874	37,406,114	3,004	59,942,095	2.66
8	CHINA HIGH SPEED TRANS EQPMT GP LTD	香港	電気機器製造業	590,000	101	59,607,236	92	54,458,184	2.41
9	ROCKWOOL INTL A/S -B- SHS	デンマーク	その他の非金属鉱物製品製造業	2,885	14,508	41,855,955	17,923	51,708,715	2.29
10	VEOLIA ENVIRONNEMENT	フランス	水収集・処理・供給業	17,677	2,111	37,318,886	2,877	50,859,907	2.25
11	NIBE INDUSTRIER AB B SHS	スウェーデン	他に分類されない機械器具製造業	13,752	3,554	48,868,669	3,522	48,440,930	2.15
12	GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	スペイン	専門工事業	21,373	1,772	37,865,182	2,172	46,412,397	2.06
13	SMITH (A.O.) CORP	アメリカ合衆国	他に分類されない機械器具製造業	5,700	9,455	53,892,963	7,861	44,807,503	1.98
14	TAKUMA CO LTD (06013)	日本	他に分類されない機械器具製造業	46,000	853	39,247,386	928	42,688,000	1.89
16	ASAHI HOLDINGS INC (05857)	日本	その他製造業	23,500	1,839	43,214,200	1,741	40,913,500	1.81
17	CENTROTEC SUSTAINABLE AG	ドイツ	卸売業(自動車及びオートバイを除く。)	22,618	1,949	44,071,246	1,632	36,907,694	1.63
18	GURIT HOLDING AG-BR	スイス	化学品及び化学製品製造業	548	60,243	33,012,982	63,219	34,644,052	1.53
19	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	デンマーク	電気、ガス、蒸気及び空調供給業	4,254	3,561	15,147,144	7,859	33,432,543	1.48

順位	銘柄	国・地域名	業種	数量 (口数または株数)	取得価格 (円)		時価 (円)		投資比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
20	KURITA WATER INDUSTRIES LTD (06370)	日本	他に分類されない機械器具製造業	13,000	2,405	31,264,551	2,545	33,085,000	1.47
21	JOHNSON CONTROLS INC	アメリカ合衆国	自動車、トレーラ及びセミトレーラ製造業	7,500	5,961	44,704,354	4,216	31,622,108	1.40
22	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	フランス	その他の非金属鉱物製品製造業	6,224	5,644	35,125,613	4,953	30,829,201	1.37
23	CANADIAN SOLAR INC	カナダ	電気、ガス、蒸気及び空調供給業	12,800	3,138	40,163,269	2,350	30,085,564	1.33
24	SILVER SPRING NETWORKS INC	アメリカ合衆国	コンピュータ、電子製品、光学製品製造業	21,800	1,677	36,555,208	1,322	28,820,559	1.28
25	IXYS CORP	アメリカ合衆国	コンピュータ、電子製品、光学製品製造業	20,036	1,296	25,958,411	1,393	27,917,011	1.24
26	ALBIOMA SA	フランス	電気、ガス、蒸気及び空調供給業	15,935	2,337	37,234,034	1,729	27,544,378	1.22
27	ABB LTD-REG	スイス	電気機器製造業	13,276	2,416	32,070,313	2,061	27,357,759	1.21
28	ORMAT TECHNOLOGIES INC	アメリカ合衆国	電気、ガス、蒸気及び空調供給業	6,500	4,699	30,542,674	4,203	27,319,423	1.21
29	GS YUASA CORP (06674)	日本	その他製造業	65,000	516	33,531,432	416	27,040,000	1.20
30	AYEN ENERJI AS	トルコ	電気、ガス、蒸気及び空調供給業	149,545	161	24,103,089	180	26,921,880	1.19

【投資不動産物件】

該当事項なし(2016年1月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2016年1月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度ならびに2016年1月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

円建ヘッジありクラス

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (2009年9月末日)	7,387,024,400	1.1088
第2会計年度末 (2010年9月末日)	1,654,794,638	1.0158
第3会計年度末 (2011年9月末日)	613,658,614	0.7279
第4会計年度末 (2012年9月末日)	442,861,227	0.7140
第5会計年度末 (2013年9月末日)	365,462,507	0.9160
第6会計年度末 (2014年9月末日)	312,064,433	0.9573
第7会計年度末 (2015年9月末日)	187,334,530	0.8829
2015年2月末日	279,102,944	0.9797
3月末日	280,910,110	1.0162
4月末日	260,779,527	1.0480
5月末日	244,903,045	1.0405
6月末日	214,242,766	0.9843
7月末日	206,943,091	0.9654
8月末日	191,411,156	0.9022
9月末日	187,334,530	0.8829
10月末日	199,771,068	0.9416
11月末日	202,755,005	0.9556
12月末日	197,324,740	0.9322
2016年1月末日	176,555,959	0.8341

< 参考情報 >

純資産総額および受益証券1万口当たり純資産価格の推移
(平成21年4月28日(設定日)～平成28年1月末日)

円建ヘッジありクラス受益証券



円建ヘッジなしクラス

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (2009年9月末日)	69,633,893,457	1.0897
第2会計年度末 (2010年9月末日)	17,393,365,052	0.9188
第3会計年度末 (2011年9月末日)	6,214,315,865	0.6135
第4会計年度末 (2012年9月末日)	4,011,853,446	0.6122
第5会計年度末 (2013年9月末日)	4,613,017,527	0.9845
第6会計年度末 (2014年9月末日)	3,448,962,038	1.1251
第7会計年度末 (2015年9月末日)	2,418,109,563	1.0934
2015年2月末日	3,300,779,035	1.2039
3月末日	3,254,568,285	1.2379
4月末日	3,154,898,956	1.2921
5月末日	3,142,316,688	1.3140
6月末日	2,914,514,478	1.2399
7月末日	2,823,830,937	1.2187
8月末日	2,540,400,180	1.1276
9月末日	2,418,109,563	1.0934
10月末日	2,536,875,206	1.1643
11月末日	2,519,851,946	1.1793
12月末日	2,377,399,953	1.1504
2016年1月末日	2,081,096,878	1.0226

< 参考情報 >

純資産総額および受益証券1万口当たり純資産価格の推移
(平成21年4月28日(設定日)～平成28年1月末日)

円建ヘッジなしクラス受益証券



【分配の推移】

円建ヘッジありクラス

該当事項なし。

円建ヘッジなしクラス

該当事項なし。

【収益率の推移】

円建ヘッジありクラス

会計年度	収益率(注)
第1会計年度	10.88%
第2会計年度	- 8.39%
第3会計年度	- 28.34%
第4会計年度	- 1.91%
第5会計年度	28.29%
第6会計年度	4.51%
第7会計年度	- 7.77%

円建ヘッジなしクラス

会計年度	収益率(注)
第1会計年度	8.97%
第2会計年度	- 15.68%
第3会計年度	- 33.23%
第4会計年度	- 0.21%
第5会計年度	60.81%
第6会計年度	14.28%
第7会計年度	- 2.82%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

(第1会計年度の場合、当初発行価格(円建ヘッジありクラス: 1円、円建ヘッジなしクラス: 1円))

< 参考情報 >

円建ヘッジありクラス



円建ヘッジなしクラス



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格(分配落の額)

(ただし、平成21年の場合は当初発行価格(円建ヘッジありクラス: 1円、円建ヘッジなしクラス: 1円)である。

(注2) 平成21年は4月28日(設定日)から12月末日まで、平成28年は1月1日から1月末日までの収益率である。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりである。

円建ヘッジありクラス

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	10,737,960,000 (10,737,960,000)	4,075,740,100 (4,075,740,100)	6,662,219,900 (6,662,219,900)
第2会計年度	1,300,000 (1,300,000)	5,034,530,099 (5,034,530,099)	1,628,989,801 (1,628,989,801)
第3会計年度	6,080,000 (6,080,000)	792,069,801 (792,069,801)	843,000,000 (843,000,000)
第4会計年度	3,370,000 (3,370,000)	226,140,000 (226,140,000)	620,230,000 (620,230,000)
第5会計年度	300,000 (300,000)	221,560,000 (221,560,000)	398,970,000 (398,970,000)
第6会計年度	0 (0)	72,990,000 (72,990,000)	325,980,000 (325,980,000)
第7会計年度	0 (0)	113,810,000 (113,810,000)	212,170,000 (212,170,000)

円建ヘッジなしクラス

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	88,527,850,000 (88,527,850,000)	24,625,972,170 (24,625,972,170)	63,901,877,830 (63,901,877,830)
第2会計年度	285,550,000 (285,550,000)	45,256,438,091 (45,256,438,091)	18,930,989,739 (18,930,989,739)
第3会計年度	102,100,000 (102,100,000)	8,904,199,150 (8,904,199,150)	10,128,890,589 (10,128,890,589)
第4会計年度	800,000 (800,000)	3,576,645,800 (3,576,645,800)	6,553,044,789 (6,553,044,789)
第5会計年度	2,500,000 (2,500,000)	1,869,976,000 (1,869,976,000)	4,685,568,789 (4,685,568,789)
第6会計年度	0 (0)	1,620,000,000 (1,620,000,000)	3,065,568,789 (3,065,568,789)
第7会計年度	0 (0)	853,974,500 (853,974,500)	2,211,594,289 (2,211,594,289)

（注1）（ ）の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数である。

（注2）第1会計年度における販売口数には、当初申込期間中の販売口数を含む。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

手続

受益証券は、申込人が買付けを希望する受益証券の口数を明記した買付申込通知を管理事務代行会社へ送付することにより買い付けることができる。買付申込通知の写しは管理事務代行会社から入手することができる。申込人は、適格投資家であることを証明することが義務付けられている。かかる買付申込通知が管理会社および管理事務代行会社が満足するよう記入された場合、管理会社は、関連する受益証券を発行し、管理事務代行会社は申込人の名義で受益証券を登録する。

募集

受益証券のクラス

サブ・ファンドにおいて、2種類の受益証券のクラスが発行される。

- ・ 円建ヘッジありクラス受益証券
- ・ 円建ヘッジなしクラス受益証券

両クラス受益証券は、同等の権利、制限および利益を有するが、円建ヘッジありクラスについては特定のヘッジがなされる点に相違がある。

円建ヘッジありクラスにかかる日本円以外の外貨建て投資対象のエクスポージャーをヘッジするため、円建ヘッジありクラスにおいては為替ヘッジ取引（為替先渡取引、為替先物、および為替オプションなど）が締結される。

管理会社は、通常の場合、円建ヘッジありクラス受益証券の日本円以外の外貨建て投資対象のエクスポージャーをほぼ100%ヘッジすることが可能であると期待している。共通ポートフォリオに含まれている証券の価額変動、または円建ヘッジありクラス受益証券についての購入申込みまたは買戻しの水準の変動により、ヘッジが当該純資産価額の100%を下回りまたは当該純資産価額の100%を超える場合には、管理会社は、ヘッジを100%の水準まで回復させるよう措置を講じる。

投資者は、為替ヘッジを遂行しかつ維持することに伴いコストが生じ、これらのコストが円建ヘッジありクラス受益証券の純資産価額に配分されかつ反映されることにも留意すべきである。

各純資産価額は、1つの共通ポートフォリオに対する当該クラスの参加ならびに当該クラスに特に帰属する資産および負債を反映して、各クラスについて計算される。両クラス受益証券の純資産価額は、円建ヘッジありクラス受益証券に関連して追求される為替ヘッジ戦略および帰属するコストにより異なると予想される。

受益証券は、以下の取得申込みの通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、購入される。発行価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する発行日に計算され、公表される。

受益証券は、各発行日に、当該発行日に管理事務代行会社が受領した買付申込通知に関して発行される。受益証券の申込みを希望する投資者は、申込口数を明記した買付申込通知を当該発行日の午前8時（ルクセンブルグ時間）までに管理事務代行会社へ提出しなければならない。日本における販売会社を通じて受益証券の申込みを希望する投資者は、申込口数を明記した買付注文を当該発行日の午後3時（日本時間）までに日本における販売会社へ提出しなければならない。日本における販売会社は、買付申込通知を当該発行日の午後6時（日本時間）までに管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った購入申込通知は取消不能である。

申込人1人当たりの発行最低口数は、両クラス受益証券について100,000口以上10,000口単位である。端数受益証券は発行されない。

投資者が管理事務代行会社とその他の通貨で支払を行うよう調整しない限り、支払は日本円で行われなければならない。その他の自由に換算可能な通貨での支払は、日本円に換算され、（かかる為替

換算コストの控除後の）換算手取金は、申込金の支払に充当される。為替換算は、投資者にとって多少の遅延およびコスト負担を伴うことがある。

申込総額の3.5%（税抜）を上限とする申込手数料およびそれに課される適用ある税金が加算されることがある。

日本における販売会社の申込手数料を除いた申込金額は、即時入手可能な資金により、保管会社により、当該発行日または管理会社が随時決定するその他の日の後4営業日以内（または当該4営業日目に決済を行えなかった場合、当該4営業日目直後の決済可能な日）に、受領されなければならない。

管理会社は、その単独の裁量において、請求された支払が保管会社に受領されなかった結果生じる損失について、かかる損失が管理会社の重大な過失または故意による不法行為に起因しない限り、関連するサブ・ファンドに補償するために申込人に要求する権利を留保する。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

適格投資家

サブ・ファンドの方針により、（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、（ ）執行者または財産管理人が米国人である財団、（ ）受託者が米国人である信託、（ ）米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、（ ）米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（ ）米国で設立され、また（個人の場合は）米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、および（ ）パートナーシップまたは法人のうち（A）外国の法域の法律に基づいて設立され、また（B）米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家（米国証券法に基づくルール501（a）の定義に従う。）が設立し、または所有している場合を除く。）に、受益証券を販売することはできない。

また、ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者（ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社を除く。）（以下「ケイマン人」という。）が受益証券を保有することはできない。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

テロ組織への資金供与に対するマネー・ロンダリング防止および身元確認手続

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止を目的としたマネー・ロンダリング防止規則（随時改正または変更される。）、ケイマン諸島のマネー・ロンダリングの防止および検出にかかる規則（2010年3月）およびルクセンブルグにおいて適用ある法律および規則に基づく各種規定を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下「関係各社」という。）はマネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

関係各社は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、関係各社は、マネー・ロンダリング防止規則（随時改正または変更される。）または適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、完全なデューディリジェンスを要

求しないこととすることもできる。申込み時の状況にもよるが、以下の場合には、詳細な身元確認が必要とされないことがある。

- (a) 購入申込者が、公認の金融機関に開設している購入申込者本人名義の口座から支払を行い、買戻代金 / 分配金が購入申込者に直接支払われる場合
- (b) 購入申込者が、公認の規制当局の規制を受けているか、または公認の証券取引所（もしくはいずれかの下部組織）に上場しており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された場合
- (c) 申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資家について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」、「公認の証券取引所」または「公認の法域」は、C I M Aがケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリング防止規制を有していると承認した法域を参照しながら、マナー・ロンダリング規則に基づいて決定される。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、または遅延した場合、関係各社は、申込みを拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

関係各社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるかと疑うか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または関係各社による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、(i) 犯罪行為もしくはマナー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2014年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、() テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2015年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

所有確認書

受益者名簿に記載する口数の受益証券に対する登録保有者の所有権を証する券面は発行されない。ただし、券面の発行を求める受益者の請求に応じて、受益者が費用を負担する場合は、この限りではない。（明示的、黙示的または解釈によるものかを問わず）信託にかかる通知は、受益者名簿には記載されない。上記の規定にかかわらず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り、サブ・ファンドの受益証券の購入申込みまたは買戻しに関する確認書を、ファックスまたは合意したその他の手段で販売会社に送付する。

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの受益者名簿を記帳する責任を負い、受益証券のすべての発行、買戻しおよび譲渡を記録する。発行されたすべての受益証券は、サブ・ファンドの受益者名簿に登録され、受益者名簿は受益証券の所有に関する最終的証拠となる。受益証券は一人の名前または四名を限度とする共同名で登録することができる。各受益者名簿は、管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できる。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合は、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければならない。

その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議した上で、絶対的裁量により、理由を述べることなく受益証券の購入申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保する。購入申込みが拒絶された場合、申込代金は、申込者のリスク負担において利息を付さずに申込者に返還される。

受益証券の発行は、関係する信託証書に記載する理由で、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止される場合がある。

各受益者は、販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に登録された自身の情報に変更（投資者が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。）があった場合、書面で販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に通知するとともに、上記の変更に関係して販売会社または管理事務代行会社（場合による。）が合理的に請求した追加書類を、販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に提出しなければならない。

譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または販売会社はその絶対的裁量で随時承認した様式の書面によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。さらに、譲受人は、（ ）受益証券を適格投資家に譲渡すること、（ ）譲受人は自己の勘定で受益証券を取得すること、および（ ）管理会社または販売会社はその絶対的裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または販売会社に表明する義務を負う。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを要求することができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされる。

（２）日本における販売

日本においては、各営業日に受益証券の申込みの取扱いが行われる。その場合、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

当該日本の投資者は日本における営業日の午後3時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

日本における販売会社は、原則として、各発行日の午後6時（日本時間）までに日本の投資者によりなされた買付注文を管理事務代行会社に取り次ぐ。発行日とは、毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。発行価格は通常、発行日に算出される。通常、日本における販売会社は発行日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日という。日本における「受渡日」とは、通常、当該日本における約定日から起算して、日本における4営業日目の日である。

申込人1人当たりの各クラス受益証券への最低申込口数は、100,000口以上10,000口単位である。端数受益証券は発行されない。

受益証券の取得申込みにあたって、以下の申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料
1億口未満	3.78%（税抜3.50%）
1億口以上5億口未満	2.16%（税抜2.00%）
5億口以上10億口未満	1.08%（税抜1.00%）
10億口以上	0.81%（税抜0.75%）

ただし、管理会社および日本における販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

投資者は、クラス受益証券の保管を日本における販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払いは日本円による。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にクラス受益証券が適合しなくなったときは、クラス受益証券の日本における販売を行うことができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

前記「（１）海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

受益証券は、買戻請求の通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、当該買戻日に計算され、公表される。

受益証券の買戻しは、管理事務代行会社が受領した買戻請求通知に関して各買戻日現在で行われる。買戻請求通知は、買い戻す受益証券の口数を明記した上で、当該買戻日の午前8時（ルクセンブルグ時間）までに管理事務代行会社に提出しなければならない。日本における販売会社を通じて受益証券の買戻しを希望する投資者は、買戻口数を明記した買戻注文を当該買戻日の午後3時（日本時間）までに日本における販売会社に提出しなければならない。日本における販売会社は、買戻請求通知を当該買戻日の午後6時（日本時間）までに管理事務代行会社に取り次がなければならない。

買戻日における受益者1人当たりの受益証券の最低買戻口数は、両クラス受益証券について1口以上1口単位とする。端数受益証券は発行されない。

買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるサブ・ファンドに関する買戻通知の合計が、管理会社はその絶対的裁量により決定する一定の割合または金額を超える場合、管理会社は、管理会社が当該買戻通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、かかる買戻日もしくはサブ・ファンドの純資産価額の計算を延期するか、または、買い戻される受益証券の総数を管理会社が決定する一定の割合もしくは金額まで制限することにより、受益者の買戻請求を比例的に縮小し、その後の買戻日に受け取る買戻通知に優先してその後の買戻日時点で残余を買い戻すことができる。

純資産価額の算定が一時停止決定されている期間中は、受益証券の買戻しは行われない（詳細については後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価（ロ）純資産価額の計算の一時停止」の項参照）。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、ファンドのため、管理会社が受益者からの買戻請求に随時応じられるだけのポートフォリオの流動性を通常確保している。

買戻代金の支払

買戻代金の支払は、通常、関連する買戻日の4営業日後（もしくは当該4営業日目以前に決済を行うことができなかつた場合、当該4営業日目直後の決済可能な日）または管理会社が随時決定するその他の日までに行われる。支払は、関連する受益者から管理事務代行会社に出された指示に従って、受益者のリスクおよび費用負担により、日本円で直接振込によって行われる。買戻代金に支払前の利息は付されない。

強制的買戻し

管理会社は、受託会社のために、以下の理由等により、1営業日前から5営業日前までの間にサブ・ファンドの受益者に書面による通知をすることにより、それまでに買戻しが行われていないサブ・ファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

- (a) サブ・ファンドの受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識する理由がある場合。
- () いずれかの国または政府機関が定めた法律または条件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者（その結果として、サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む金銭面不利益を被る場合を含む。）
 - () 適格投資家でない者、または適格投資家でない者に代わりもしくはその利益のために受益証券を取得した者、または
 - () サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者。

- (b) 受益者が保有する受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数に満たない場合。
- (c) 受益証券の移転により、受益者が保有または保持するサブ・ファンドの受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数(もしあれば)に満たなくなった場合。
- (d) ある受益者による買戻請求を承諾した場合に、結果的にサブ・ファンドの発行済受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産価額合計額が、本書に定める最低数または最低金額を下回ることになる場合。
- (e) 受益者が保有する受益証券に関して支払うべき公租公課が、受託会社が支払を求める通知を送付してから30日間未払いのままである場合。
- (f) 受益者が行ったいずれかの表明が真正でないか、もしくは真正でなくなった場合または受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドもしくはサブ・ファンドの受益者に不利な税効果が及ぶ過大なリスクを負う場合。
- (g) 受益者が受益証券に関する購入申込代金を支払わない場合。
- (h) 受託会社または管理会社が、買戻しを行うことがサブ・ファンドの受益者の利益に適うと合理的に判断する場合。
- (i) サブ・ファンドの純資産価額が投資方針を遂行するのに不十分であると管理会社が判断する場合。
- (j) 受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受益者の利益を損なう可能性がある場合。
- (k) ケイマン諸島当局の命令に基づく場合。

上記に代わり、上記(a)の場合に、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を売却するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に譲渡して、受託会社または管理会社に譲渡の証拠を提出しなければならない。

(2) 日本における買戻し

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という。)で買い戻すことができる。買戻価格は、通常、関係する買戻日に、管理事務代行会社が計算し、公表する。

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、日本における営業日の午後3時(日本時間)までに日本における販売会社に通知を行うことにより、1口以上1口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。日本における販売会社は、原則として、買戻日の午後6時(日本時間)までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。買戻日とは、原則として、毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、通常、日本における約定日(通常、買戻日の日本における翌営業日)(同日を含む。)から起算して日本における4営業日目に行われる。

買戻手数料は課されない。買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って日本における販売会社を通じて、日本円により行われる。

前記「(1) 海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

3【受益証券の転換】

円建ヘッジありクラスと円建ヘッジなしクラス間の転換はできない。

また、サブ・ファンドの受益証券をファンドのその他のサブ・ファンドの受益証券に転換することはできない。

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ)純資産価額の決定

管理会社は、サブ・ファンドの各評価日の直近の入手可能な市場価格を用い、サブ・ファンドの受益証券の純資産価額を自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させる。管理会社が異なる決定を下さない限り、受益証券1口当たり純資産価格は、日本円で計算される。

各評価日現在の各サブ・ファンドの純資産価額は、以下の要領で算定する。

1. 最初に、サブ・ファンドの前評価日終了時点の購入申込みおよび買戻しに関する受取勘定および支払勘定を調整してから、サブ・ファンドの当該評価日に関する信託財産の価額の実現または未実現の増減分（管理会社（または管理会社を代理する管理事務代行会社）の裁量により、為替ヘッジに関連する資産または負債を除く。）を配分する。
2. 次に、資産または負債の増減分（為替ヘッジを含む。）を配分する。
3. 最後に、サブ・ファンドの評価日現在で受益者に分配する金額を除外する。

サブ・ファンド（またはそのクラスもしくはシリーズ）のすべての受益証券について、受益証券1口当たり純資産価格は同一である。したがって、サブ・ファンド（またはそのクラスもしくはシリーズ）の受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの各評価日現在で以下の要領で算定される。

1. 最初に、サブ・ファンド（またはその関連するクラスもしくはシリーズ）の純資産価額を、評価日終了時現在の購入申込分および買戻分を織り込む前のサブ・ファンド（またはその関連するクラスもしくはシリーズ）の発行済受益証券の総数で除す。
2. 次に、四捨五入して小数第4位まで算出する。

管理会社または管理事務代行会社によるサブ・ファンドの純資産価額のすべての算定は、サブ・ファンドの受益者にとって最終的かつ確定的なものであり、故意の不履行または詐欺がない限り、管理事務代行会社または管理会社に対する請求権は発生しない。また、管理会社および管理事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価に依拠することについて、絶対的保護を受ける。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるサブ・ファンドの純資産価額の計算（または計算の誤り）に関して責任を負わない。

純資産価額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指示を受けない限り、または特定のサブ・ファンドに関連する信託証書補遺もしくは英文目論見書の付属書に明記されていない限り、以下に定める評価手続を適用する。

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日現在の純資産価格（または当該日現在で計算されない場合は計算が行われたその直前の日の純資産価格）で評価する。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ証券取引所の最新の市場価格（始値または終値）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- (f) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定される。

(g) 上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社はその裁量により誠実に評価する。

(h) 上記の評価方法は、資産の市場価格を反映するために望ましいと考えられる場合、またその限りにおいて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社はその裁量により修正することができる。

上記の規定は、関係する信託財産またはその一部の価値を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の口数で除す場合には、以下の規定に服する。

1. 発行することに合意したすべてのサブ・ファンドの受益証券は発行済みとみなされ、サブ・ファンドの信託財産は発行することに合意したサブ・ファンドの受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財産の価額を含むとみなされる。
2. 買戻請求の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってサブ・ファンドの信託財産を減額する予定であるが、減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買戻され、発行されていないものとみなされ、また、サブ・ファンドの信託財産を評価するには当該買戻しに基づきサブ・ファンドの信託財産から支払うべき金額だけ信託財産を減額する。
3. 投資対象を購入（もしくは取得）または売却（もしくは処分）することに合意したものの、取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は、取得または処分が正式に完了したものととして、取得の場合は織り込み、処分の場合は除き、取得の場合は総取得価格を織り込み、処分の場合は正味処分価格を除く。
4. 関係する信託財産またはその一部の価値を計算する日までに発生した利益に関する租税に関して、管理会社または管理事務代行会社が支払または還付申請を予定する金額を織り込む。
5. 発生済みで未払いの収益的費用（上記に該当するものを除く。）およびその時点で未払いの借入金合計額を差し引く。
6. サブ・ファンドの設定に関連して発生し、関係する信託財産から支払われる設立費用は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って5年を超えない期間で償却する。

外国通貨で控除される予定の未控除投資対象または現金、当座勘定もしくは預金勘定の金額は、支払責任を負うプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が状況に応じて適切と判断するレートで円貨に換算する。受託会社、管理事務代行会社および管理会社は、その時点で最も低い市場の売り呼び値または最も高い市場の買い呼び値であると判断した価格がそうでないことが判明した場合でも、一切責任を負わない。

（ロ）純資産価額の計算の一時停止

受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の計算（および評価日の決定）、受益証券の発行、買戻し（または買戻日の決定）および買戻代金の支払（仮に評価日または買戻日が延期または一時停止されない場合であっても）の全部または一部を、下記状況を含むあらゆる理由においてその単独の裁量により、延期または一時停止することができる。

- （ ）その時点でサブ・ファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。
- （ ）緊急事態に該当すると受託会社または管理会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、サブ・ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。
- （ ）サブ・ファンドの直接または間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でサブ・ファンドが直接または間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。
- （ ）投資対象の取得または処分に伴う資金の送金が通常の為替レートで実行することができないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間。
- （ ）サブ・ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に関連して、受託会社、管理会社または管理事務代行会社に適用あるマネー・ローンダリング防止規則を遵守するために必要であると受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社が判断する期間。

上記の一時停止が一週間を超えることが予想される場合、停止から7日以内にサブ・ファンドの受益者全員にかかる停止について書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかにその旨を通知する。

（2）【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

（3）【信託期間】

サブ・ファンドは、後記「（5）その他（ロ）ファンドまたはサブ・ファンドの解散」に記載する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、平成31年4月30日に終了する予定である。

なお、サブ・ファンドは、平成21年4月28日に運用が開始された。

（4）【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の9月30日に終了する。

（５）【その他】

（イ）発行限度額

クラス受益証券の発行限度口数は設けられていない。

（ロ）ファンドまたはサブ・ファンドの解散

サブ・ファンド（または場合によりファンド）は、以下のいずれかの事項が最初に発生した時に終了する。

（a）サブ・ファンド（または場合によりファンド）の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社または管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合。

（b）サブ・ファンドの純資産価額が、10億円または管理会社もしくは受託会社が販売会社と協議の上随時定めるその他の金額を下回り、管理会社と受託会社が、日本における販売会社と協議した上で、サブ・ファンドの終了を決定した場合。

（c）受益者が、サブ・ファンド決議（または場合により受益者決議）により終了を決定した場合。

（d）基本信託証書の締結日に開始し、同日の149年後に終了する期間が経過した時。

（e）受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合、管理会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しまたは任命を手配することができない場合。

（f）管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合、受託会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しまたは任命を手配することができない場合。

（g）受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了を決定する場合。

サブ・ファンドが終了した場合には、受託会社は、直ちにサブ・ファンドのすべての受益者に対してかかる終了を通知する。

（ハ）信託証書の変更

信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの受益者に書面の通知をした上で、管理会社がサブ・ファンドの受益者の最善の利益に適合すると判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を修正し、変更し、または追加することができる。

管理会社または受託会社が、（ ）かかる修正、変更、追加によっても既存の受益者の利益が大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任が免除されないと判断すること、または（ ）かかる修正、変更、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求（法的拘束力の有無に関わらず）により必要であると判断することを書面で証明しない限り、かかる修正、変更、追加を承認する受益者決議またはサブ・ファンド決議が必要である。

修正、変更、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務または責任の受諾を課すものであってはならない。

（ニ）関係法人との契約の更改等に関する手続

総管理事務代行契約

総管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90暦日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

総管理事務代行契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資顧問契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、クラス受益証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、日本における販売会社にクラス受益証券の保管を委託している日本の受益者は、クラス受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することができない。これらの日本の受益者は、日本における販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。クラス受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に伴う金額の分配および支払はサブ・ファンドのすべての債務の支払に劣後する。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、クラス受益証券口数に応じて請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、クラス受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するクラス受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。信託証書は、投資方針および投資制限やサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を加える場合、サブ・ファンドを償還する場合、信託証書に一定の変更（以下参照）を加える場合等一定の状況において、サブ・ファンド決議を必要とする旨規定している。サブ・ファンド決議は、（a）サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の過半数を保有

し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

基本信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関する受託会社の解任、全サブ・ファンドに関する受託会社による管理会社の解任に関する承認、サブ・ファンドの他の法域への移動、全サブ・ファンドの償還、または全サブ・ファンドの信託証書の変更について、受益者決議が必要である旨規定している。受益者決議は、（a）全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）全サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は、信託証書に記載されている。受益証券に付された一切の権利または制限に従い、決議、議決権または定足数に係る計算は、（基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合、基準日の直前の評価日）付で計算される）受益証券1口当たり純資産価格に基づくものとする。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、投資顧問会社、副投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、所在地代行会社、支払代行会社、受託会社、ファンドの監査人、または管理会社もしくは適用ある場合は受託会社により随時任命されたファンドもしくは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利を一切有しない。2013年法に基づき、受益者の保管会社に対する責任追及は、管理会社を通じて行われる。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管会社の責任を直接追及することができる。

（2）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（3）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （ ）管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- （ ）日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、
弁護士 竹野 康造
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

である。

（4）【裁判管轄等】

上記（3）（ ）の取引に関連して日本の受益者が提起するすべての訴訟について、その裁判管轄権は、下記の裁判所が有し、日本法が適用されることを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適正法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a．ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・アンド・トゥッシュ ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。

(1)【2015年9月30日終了年度】

【貸借対照表】

日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド

純資産計算書

2015年9月30日現在

(日本円で表示)

	注記	日本円
資産		
投資有価証券 - 時価評価額 (取得原価: 2,205,434,226円)	1.2	2,133,020,941
銀行預金		481,176,335
為替予約契約に係る未実現純評価益	1.5,10	5,057,966
受取配当金		6,395,933
その他の資産		105,746
資産合計		2,625,756,921
負債		
未払買戻代金		9,283,400
未払印刷および広告費		3,498,706
未払弁護士報酬		1,840,000
未払投資運用報酬	5	1,559,808
未払専門家費用		1,534,795
未払販売報酬	7	1,514,575
未払受託報酬	2	458,313
未払管理事務代行報酬	4	311,573
未払代行協会員報酬	8	222,662
未払管理報酬	3	66,817
未払保管報酬	6	22,179
負債合計		20,312,828
純資産額		2,605,444,093
純資産価額		
円建ヘッジありクラス		187,334,530
円建ヘッジなしクラス		2,418,109,563
発行済受益証券口数		
円建ヘッジありクラス		212,170,000
円建ヘッジなしクラス		2,211,594,289
1口当たり純資産価格		
円建ヘッジありクラス		0.8829
円建ヘッジなしクラス		1.0934

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド

運用計算書および純資産変動計算書

2015年9月30日終了年度

(日本円で表示)

	注記	日本円
収益		
受取配当金	1.3	49,437,191
収益合計		49,437,191
費用		
投資運用報酬	5	23,462,449
販売報酬	7	22,782,133
印刷および広告費		6,365,914
管理事務代行報酬	4	4,686,689
弁護士費用		4,666,463
代行協会員報酬	8	3,349,325
受託報酬	2	1,817,749
専門家費用		1,621,697
取引手数料		1,211,054
管理報酬	3	1,005,062
保管委託報酬		633,113
保管報酬	6	333,641
金融取引税	12	297,551
登録手数料		16,388
預金利息		2,521
その他の費用		732,296
費用合計		72,984,045
投資純損失		(23,546,854)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド

運用計算書および純資産変動計算書
2015年9月30日終了年度(続き)

(日本円で表示)

	注記	日本円
投資純損失		(23,546,854)
実現純利益/(損失):		
投資有価証券	1.2	283,326,069
外国為替	1.4	6,521,884
為替予約契約	1.5	(22,739,842)
当期投資純損失および実現利益		243,561,257
未実現評価損益の純変動:		
為替予約契約	1.5	7,027,814
投資有価証券	1.2	(259,188,759)
運用による純資産の純減少		(8,599,688)
資本の変動		
受益証券買戻し		(1,146,982,690)
資本の純変動		(1,146,982,690)
期首現在純資産		3,761,026,471
期末現在純資産		2,605,444,093

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューデール・ファンド

統計情報

期末現在発行済受益証券口数	円建ヘッジありクラス	円建ヘッジなしクラス
2013年9月30日	398,970,000	4,685,568,789
2014年9月30日	325,980,000	3,065,568,789
受益証券発行口数	-	-
受益証券買戻口数	(113,810,000)	(853,974,500)
2015年9月30日	212,170,000	2,211,594,289

期末現在純資産総額	日本円	日本円
2013年9月30日	365,462,507	4,613,017,527
2014年9月30日	312,064,433	3,448,962,038
2015年9月30日	187,334,530	2,418,109,563

期末現在1口当たり純資産価格:	日本円	日本円
2013年9月30日	0.9160	0.9845
2014年9月30日	0.9573	1.1251
2015年9月30日	0.8829	1.0934

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド

財務書類に対する注記

(2015年9月30日現在)

注1. 重要な会計方針

1.1 - 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

1.2 - 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資ファンドおよびミューチュアル・ファンドは、該当評価日現在の純資産価額（かかる評価日現在の純資産価額が入手できない場合は、その直前の純資産価額が使用される。）で評価される。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券の評価は、ヨーロッパおよび北アメリカの市場で取引されている有価証券については、関連する評価日の直近入手可能始値で、またアジアの市場で取引されている有価証券については、関連する評価日の直近入手可能終値で行われる。
- (c) 証券取引所で取引されていないが、店頭で取引されている有価証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ選定した信頼できる情報源に基づいて評価される。
- (d) サブ・ファンドが保有している為替予約契約およびその他の店頭取引商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ適切と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価される。
- (e) 短期金融商品および現金預金は、取得原価に経過利息を加えて評価される。
- (f) 資産が評価される取引所または市場が、評価日に営業していない場合、当該資産は、かかる取引所または市場の直前営業日現在で評価される。
- (g) 時価を特定できない資産および負債を含むすべてのその他の資産および負債は、管理事務代行会社と協議のうえ、管理会社の裁量により誠実に評価される。
- (h) 前述の評価方法は、資産の時価を反映するために妥当であると判断された場合に限り、管理事務代行会社と協議のうえ、管理会社の裁量で修正することができる。
- (i) 未実現損益の純変動額は、当期における投資有価証券の公正価値の変動および報告年度中に実現した過年度の投資有価証券に係る未実現損益の戻入れにより構成される。
- (j) 投資有価証券の処分に係る実現損益は、平均原価法を用いて算出される。

1.3 - 受取分配金

分配金は、分配宣言された時点で収益として計上される。

1.4 - 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の為替レートにより日本円に換算されている。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現損益の純変動額ならびに実現損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

時価での組入証券の評価から生じる未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動額に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

1.5 - 為替予約契約

為替予約契約は、満期日までの残存期間、純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

為替予約契約に係る損益は、運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

注2 . 受託報酬

受託会社は、各評価日に発生し計算され四半期毎に後払いされる、純資産価額の年率0.015%の受託報酬（年間最低15,000米ドル、最高30,000米ドル）をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直されることがある。受託会社が追加的な活動、訴訟、またはその他の例外的な事項を検討しまたはそれらに携わることが求められる場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時期における追加的な交渉に従い、反対の合意がない限り、随時実施されている時間単位料金に従い受託会社により請求される。

受託会社は、サブ・ファンドに関連して受託会社が負担した合理的なすべての立替費用をサブ・ファンドの資産から支払いを受ける。

注3．管理報酬

管理会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して管理会社が負担した合理的なすべての立替費用をサブ・ファンドの資産から支払いを受ける。

注4．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.14%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から支払う。

注5．投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.70%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から支払う。

注6．保管報酬

保管会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から支払う。

注7．販売報酬

販売会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.68%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、販売会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から支払う。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドに帰属する純資産価額の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から支払う。

注9．税金

9.1 - ケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることはなく、ファンドは、ケイマン諸島総督から、ファンドの設定日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

9.2 - その他の国々

トラストは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券に投資しようとする者は、各々の法域の法律における受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性がある税金またはその他の結果を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注10．為替予約契約

2015年9月30日現在、円建ヘッジありクラスの通貨エクスポージャーを補う目的の以下の為替予約契約が未決済であった。

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
日本円	45,648	豪ドル	500	2015/12/07	(3,779)
日本円	36,078	豪ドル	400	2015/12/07	(2,583)
日本円	86,115	カナダ・ドル	900	2015/12/07	(5,674)
日本円	28,261	カナダ・ドル	300	2015/12/07	(1,448)
日本円	9,095	カナダ・ドル	100	2015/12/07	(158)
日本円	36,142	カナダ・ドル	400	2015/12/07	(391)
日本円	18,133	カナダ・ドル	200	2015/12/07	(258)
日本円	9,156	カナダ・ドル	100	2015/12/07	(219)
日本円	18,059	カナダ・ドル	200	2015/12/07	(184)
日本円	17,876	カナダ・ドル	200	2015/12/07	(1)
日本円	657,348	デンマーク・クローネ	34,900	2015/12/07	(26,453)

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					日本円
日本円	3,998,477	デンマーク・クローネ	213,600	2015/12/07	(137,180)
日本円	457,076	デンマーク・クローネ	24,900	2015/12/07	(6,953)
日本円	467,799	デンマーク・クローネ	25,200	2015/12/07	(12,253)
日本円	1,184,967	デンマーク・クローネ	64,200	2015/12/07	(24,409)
日本円	1,292,566	デンマーク・クローネ	69,400	2015/12/07	(38,006)
日本円	395,012	デンマーク・クローネ	21,300	2015/12/07	(9,967)
日本円	1,056,453	香港ドル	66,800	2015/12/07	(22,573)
日本円	6,025,910	香港ドル	381,000	2015/12/07	(129,075)
日本円	772,875	香港ドル	48,800	2015/12/07	(17,585)
日本円	373,597	香港ドル	23,500	2015/12/07	(9,882)
日本円	613,598	香港ドル	38,700	2015/12/07	(14,629)
日本円	1,258,946	香港ドル	79,600	2015/12/07	(26,957)
日本円	406,408	香港ドル	25,700	2015/12/07	(8,643)
日本円	830,513	香港ドル	53,000	2015/12/07	(10,219)
日本円	1,464,466	香港ドル	92,000	2015/12/07	(40,559)
日本円	522,731	香港ドル	32,600	2015/12/07	(18,173)
日本円	3,940,214	香港ドル	246,100	2015/12/07	(131,261)
日本円	799,897	香港ドル	50,000	2015/12/07	(26,035)
日本円	3,631,534	香港ドル	227,000	2015/12/07	(118,197)
日本円	732,889	香港ドル	47,400	2015/12/07	733
日本円	348,101	香港ドル	22,500	2015/12/07	137
日本円	253,662	香港ドル	16,500	2015/12/07	1,712
日本円	12,828,507	香港ドル	824,300	2015/12/07	(70,603)
日本円	468,340	香港ドル	30,200	2015/12/07	(927)
日本円	579,144	ニュージーランド・ドル	6,900	2015/12/07	(53,642)
日本円	250,754	ニュージーランド・ドル	3,000	2015/12/07	(22,275)
日本円	184,914	ニュージーランド・ドル	2,300	2015/12/07	(9,747)
日本円	418,838	ニュージーランド・ドル	5,200	2015/12/07	(22,807)
日本円	65,203	ニュージーランド・ドル	800	2015/12/07	(4,276)
日本円	265,359	ニュージーランド・ドル	3,300	2015/12/07	(14,032)
日本円	178,086	ニュージーランド・ドル	2,200	2015/12/07	(10,535)
日本円	78,985	ニュージーランド・ドル	1,000	2015/12/07	(2,826)
日本円	328,382	ニュージーランド・ドル	4,300	2015/12/07	(895)
日本円	182,246	ニュージーランド・ドル	2,400	2015/12/07	537
日本円	319,012	ニュージーランド・ドル	4,200	2015/12/07	859
日本円	4,740,380	ニュージーランド・ドル	63,200	2015/12/07	72,920
日本円	65,826	ノルウェー・クローネ	4,100	2015/12/07	(7,652)
日本円	139,454	ノルウェー・クローネ	9,000	2015/12/07	(11,754)
日本円	182,877	ノルウェー・クローネ	12,500	2015/12/07	(5,515)
日本円	147,930	ノルウェー・クローネ	9,800	2015/12/07	(8,879)
日本円	145,208	ノルウェー・クローネ	9,600	2015/12/07	(8,994)
日本円	112,640	ノルウェー・クローネ	7,500	2015/12/07	(6,223)
日本円	143,328	ノルウェー・クローネ	9,500	2015/12/07	(8,533)
日本円	154,035	ノルウェー・クローネ	10,300	2015/12/07	(7,889)
日本円	91,808	ノルウェー・クローネ	6,100	2015/12/07	(5,256)

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					日本円
日本円	146,144	ノルウェー・クローネ	9,700	2015/12/07	(8,511)
日本円	2,478,980	ノルウェー・クローネ	166,800	2015/12/07	(112,260)
日本円	2,532,509	ノルウェー・クローネ	169,000	2015/12/07	(134,573)
日本円	198,725	ノルウェー・クローネ	13,500	2015/12/07	(7,174)
日本円	74,735	ノルウェー・クローネ	5,200	2015/12/07	(953)
日本円	94,116	ノルウェー・クローネ	6,400	2015/12/07	(3,307)
日本円	2,192,783	ノルウェー・クローネ	149,900	2015/12/07	(65,856)
日本円	72,899	ノルウェー・クローネ	4,900	2015/12/07	(3,374)
日本円	148,294	ノルウェー・クローネ	10,100	2015/12/07	(4,986)
日本円	177,190	ノルウェー・クローネ	12,200	2015/12/07	(4,085)
日本円	132,728	ノルウェー・クローネ	9,200	2015/12/07	(2,190)
日本円	15,576	ノルウェー・クローネ	1,100	2015/12/07	31
日本円	119,708	ノルウェー・クローネ	8,500	2015/12/07	898
日本円	86,905	スウェーデン・クローネ	5,700	2015/12/07	(5,017)
日本円	56,373	スウェーデン・クローネ	3,800	2015/12/07	(1,781)
日本円	39,146	スウェーデン・クローネ	2,700	2015/12/07	(357)
日本円	66,677	スウェーデン・クローネ	4,600	2015/12/07	(592)
日本円	57,854	スウェーデン・クローネ	4,000	2015/12/07	(389)
日本円	66,562	スウェーデン・クローネ	4,600	2015/12/07	(477)
日本円	49,531	スウェーデン・クローネ	3,400	2015/12/07	(686)
日本円	2,424,306	スウェーデン・クローネ	166,700	2015/12/07	(29,430)
日本円	192,983	スウェーデン・クローネ	13,500	2015/12/07	963
日本円	377,257	スイス・フラン	2,800	2015/12/07	(31,926)
日本円	553,382	スイス・フラン	4,200	2015/12/07	(35,385)
日本円	257,299	スイス・フラン	2,000	2015/12/07	(10,634)
日本円	152,038	スイス・フラン	1,200	2015/12/07	(4,039)
日本円	128,591	スイス・フラン	1,000	2015/12/07	(5,259)
日本円	166,016	スイス・フラン	1,300	2015/12/07	(5,684)
日本円	246,186	スイス・フラン	2,000	2015/12/07	479
日本円	272,303	英ポンド	1,400	2015/12/07	(18,099)
日本円	211,214	英ポンド	1,100	2015/12/07	(11,482)
日本円	241,862	英ポンド	1,300	2015/12/07	(5,815)
日本円	230,048	英ポンド	1,200	2015/12/07	(12,159)
日本円	115,560	英ポンド	600	2015/12/07	(6,616)
日本円	131,815	英ポンド	700	2015/12/07	(4,713)
日本円	150,879	英ポンド	800	2015/12/07	(5,620)
日本円	164,385	英ポンド	900	2015/12/07	(968)
日本円	4,157,811	米ドル	33,900	2015/12/07	(92,822)
日本円	13,844,459	米ドル	112,900	2015/12/07	(306,487)
日本円	2,730,550	米ドル	22,300	2015/12/07	(56,531)
日本円	4,588,517	米ドル	37,300	2015/12/07	(115,830)
日本円	1,140,530	米ドル	9,300	2015/12/07	(25,356)
日本円	3,533,679	米ドル	29,100	2015/12/07	(44,264)
日本円	1,574,321	米ドル	12,700	2015/12/07	(51,449)
日本円	1,489,311	米ドル	12,000	2015/12/07	(50,377)

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					日本円
日本円	2,227,918	米ドル	18,000	2015/12/07	(69,517)
日本円	1,796,700	米ドル	14,400	2015/12/07	(69,979)
日本円	10,321,001	米ドル	84,100	2015/12/07	(236,471)
日本円	1,066,975	米ドル	8,900	2015/12/07	234
日本円	1,764,109	米ドル	14,700	2015/12/07	(1,415)
日本円	1,219,377	米ドル	10,200	2015/12/07	3,717
日本円	2,158,599	米ドル	18,000	2015/12/07	(198)
日本円	10,014,077	米ドル	83,600	2015/12/07	10,498
日本円	1,739,999	米ドル	14,500	2015/12/07	(1,287)
日本円	515,642	米ドル	4,300	2015/12/07	(24)
日本円	4,104,443	ユーロ	29,300	2015/12/07	(154,857)
日本円	8,493,843	ユーロ	61,000	2015/12/07	(271,154)
日本円	2,431,762	ユーロ	17,700	2015/12/07	(45,835)
日本円	3,551,201	ユーロ	26,200	2015/12/07	(19,489)
日本円	2,929,011	ユーロ	21,400	2015/12/07	(44,330)
日本円	1,389,161	ユーロ	10,000	2015/12/07	(41,180)
日本円	3,810,763	ユーロ	27,700	2015/12/07	(76,854)
日本円	4,302,957	ユーロ	31,000	2015/12/07	(124,214)
日本円	3,054,694	ユーロ	22,000	2015/12/07	(89,134)
日本円	2,168,890	ユーロ	15,700	2015/12/07	(52,559)
日本円	2,801,403	ユーロ	20,900	2015/12/07	15,879
豪ドル	24,000	日本円	2,264,341	2015/12/07	254,604
豪ドル	1,400	日本円	126,364	2015/12/07	9,130
豪ドル	300	日本円	27,272	2015/12/07	2,151
豪ドル	500	日本円	45,542	2015/12/07	3,673
豪ドル	200	日本円	17,863	2015/12/07	1,116
カナダ・ドル	300	日本円	28,311	2015/12/07	1,498
カナダ・ドル	1,600	日本円	153,186	2015/12/07	10,180
カナダ・ドル	800	日本円	76,044	2015/12/07	4,541
カナダ・ドル	1,800	日本円	172,231	2015/12/07	11,349
カナダ・ドル	1,200	日本円	113,908	2015/12/07	6,653
カナダ・ドル	200	日本円	18,915	2015/12/07	1,040
カナダ・ドル	200	日本円	18,750	2015/12/07	875
カナダ・ドル	300	日本円	27,171	2015/12/07	358
カナダ・ドル	200	日本円	17,985	2015/12/07	110
デンマーク・クローネ	694,800	日本円	12,935,786	2015/12/07	375,722
デンマーク・クローネ	5,500	日本円	103,046	2015/12/07	3,622
デンマーク・クローネ	21,000	日本円	389,923	2015/12/07	10,302
デンマーク・クローネ	63,600	日本円	1,167,404	2015/12/07	17,692
デンマーク・クローネ	139,000	日本円	2,544,716	2015/12/07	31,981
デンマーク・クローネ	8,700	日本円	158,985	2015/12/07	1,714
デンマーク・クローネ	16,400	日本円	297,141	2015/12/07	675
デンマーク・クローネ	8,300	日本円	153,952	2015/12/07	3,911
デンマーク・クローネ	7,200	日本円	131,464	2015/12/07	1,308
香港ドル	1,423,900	日本円	22,602,408	2015/12/07	564,340

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					日本円
香港ドル	35,800	日本円	563,131	2015/12/07	9,046
香港ドル	101,300	日本円	1,580,314	2015/12/07	12,468
香港ドル	33,300	日本円	524,100	2015/12/07	8,708
香港ドル	68,000	日本円	1,071,738	2015/12/07	19,285
香港ドル	40,500	日本円	642,174	2015/12/07	15,346
香港ドル	27,400	日本円	437,526	2015/12/07	13,450
香港ドル	89,900	日本円	1,440,796	2015/12/07	49,391
香港ドル	204,600	日本円	3,224,734	2015/12/07	58,087
香港ドル	52,100	日本円	807,413	2015/12/07	1,048
香港ドル	49,600	日本円	763,608	2015/12/07	(4,064)
香港ドル	37,800	日本円	587,944	2015/12/07	2,904
香港ドル	111,300	日本円	1,713,209	2015/12/07	(9,409)
香港ドル	854,200	日本円	13,250,564	2015/12/07	29,890
香港ドル	43,600	日本円	671,538	2015/12/07	(3,270)
ニュージーランド・ドル	82,000	日本円	6,952,558	2015/12/07	707,453
ニュージーランド・ドル	5,700	日本円	463,856	2015/12/07	29,746
ニュージーランド・ドル	2,200	日本円	180,297	2015/12/07	12,746
ニュージーランド・ドル	800	日本円	65,282	2015/12/07	4,355
ニュージーランド・ドル	1,200	日本円	95,943	2015/12/07	4,552
ニュージーランド・ドル	6,000	日本円	485,794	2015/12/07	28,836
ニュージーランド・ドル	4,100	日本円	330,847	2015/12/07	18,592
ノルウェー・クローネ	334,600	日本円	5,269,381	2015/12/07	521,751
ノルウェー・クローネ	5,200	日本円	78,097	2015/12/07	4,315
ノルウェー・クローネ	23,500	日本円	356,259	2015/12/07	22,819
ノルウェー・クローネ	11,400	日本円	171,254	2015/12/07	9,500
ノルウェー・クローネ	17,400	日本円	261,811	2015/12/07	14,923
ノルウェー・クローネ	158,000	日本円	2,341,841	2015/12/07	99,984
ノルウェー・クローネ	10,100	日本円	145,587	2015/12/07	2,279
ノルウェー・クローネ	8,100	日本円	116,640	2015/12/07	1,710
ノルウェー・クローネ	3,000	日本円	43,093	2015/12/07	527
ノルウェー・クローネ	7,900	日本円	115,327	2015/12/07	3,235
ノルウェー・クローネ	6,400	日本円	93,879	2015/12/07	3,070
ノルウェー・クローネ	13,300	日本円	195,639	2015/12/07	6,926
ノルウェー・クローネ	159,700	日本円	2,332,414	2015/12/07	66,435
ノルウェー・クローネ	7,400	日本円	106,995	2015/12/07	1,997
ノルウェー・クローネ	14,400	日本円	202,029	2015/12/07	(2,292)
スウェーデン・クローネ	81,600	日本円	1,228,357	2015/12/07	56,060
スウェーデン・クローネ	4,000	日本円	60,261	2015/12/07	2,796
スウェーデン・クローネ	1,700	日本円	24,910	2015/12/07	488
スウェーデン・クローネ	800	日本円	11,599	2015/12/07	106
スウェーデン・クローネ	2,600	日本円	37,240	2015/12/07	(112)
スウェーデン・クローネ	1,700	日本円	24,421	2015/12/07	(1)
スウェーデン・クローネ	1,300	日本円	18,519	2015/12/07	(157)
スウェーデン・クローネ	2,100	日本円	30,290	2015/12/07	121
スウェーデン・クローネ	99,700	日本円	1,446,062	2015/12/07	13,734

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					日本円
スウェーデン・クローネ	323,800	日本円	4,699,602	2015/12/07	47,767
スイス・フラン	43,900	日本円	5,841,259	2015/12/07	426,955
スイス・フラン	8,400	日本円	1,118,831	2015/12/07	82,837
スイス・フラン	1,400	日本円	188,146	2015/12/07	15,481
スイス・フラン	12,000	日本円	1,584,586	2015/12/07	104,594
スイス・フラン	1,000	日本円	131,051	2015/12/07	7,719
スイス・フラン	600	日本円	77,988	2015/12/07	3,989
スイス・フラン	1,800	日本円	229,174	2015/12/07	7,176
スイス・フラン	1,400	日本円	178,623	2015/12/07	5,958
スイス・フラン	1,600	日本円	202,307	2015/12/07	4,975
スイス・フラン	2,600	日本円	322,386	2015/12/07	1,722
英ポンド	19,200	日本円	3,688,767	2015/12/07	202,529
英ポンド	15,100	日本円	2,924,573	2015/12/07	182,792
英ポンド	1,500	日本円	292,429	2015/12/07	20,067
英ポンド	800	日本円	155,025	2015/12/07	9,766
英ポンド	1,200	日本円	233,301	2015/12/07	15,412
英ポンド	400	日本円	74,412	2015/12/07	1,783
英ポンド	1,100	日本円	204,014	2015/12/07	4,282
米ドル	589,300	日本円	72,541,651	2015/12/07	1,877,990
米ドル	51,000	日本円	6,268,180	2015/12/07	152,710
米ドル	37,000	日本円	4,550,059	2015/12/07	113,346
米ドル	11,100	日本円	1,364,393	2015/12/07	33,379
米ドル	41,900	日本円	5,170,648	2015/12/07	146,370
米ドル	7,000	日本円	836,398	2015/12/07	(2,980)
米ドル	34,200	日本円	4,108,944	2015/12/07	7,982
米ドル	9,400	日本円	1,135,310	2015/12/07	8,145
米ドル	6,200	日本円	750,307	2015/12/07	6,858
米ドル	17,500	日本円	2,110,763	2015/12/07	12,318
米ドル	12,700	日本円	1,530,051	2015/12/07	7,179
ユーロ	468,500	日本円	64,937,098	2015/12/07	1,784,147
ユーロ	29,000	日本円	3,995,834	2015/12/07	86,687
ユーロ	9,000	日本円	1,228,326	2015/12/07	15,143
ユーロ	25,700	日本円	3,506,135	2015/12/07	41,822
ユーロ	15,900	日本円	2,160,172	2015/12/07	16,881
ユーロ	2,300	日本円	312,876	2015/12/07	2,841
ユーロ	5,800	日本円	782,889	2015/12/07	1,060
ユーロ	55,700	日本円	7,510,720	2015/12/07	2,461
ユーロ	23,300	日本円	3,142,681	2015/12/07	1,884
ユーロ	25,800	日本円	3,511,170	2015/12/07	33,377
ユーロ	14,400	日本円	1,949,113	2015/12/07	8,020
為替予約契約に係る未実現純評価益合計					5,057,966

注11．為替レート

2015年9月30日現在使用されている日本円に対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	84.1194	香港ドル	15.4870
カナダ・ドル	89.4839	ニュージーランド・ドル	79.6059
スイス・フラン	123.1530	ノルウェー・クローネ	14.2182
デンマーク・クローネ	18.0664	スウェーデン・クローネ	14.3568
ユーロ	134.7820	米ドル	120.0250
英ポンド	181.7897		

注12．金融取引税

金融取引税は、持分証券に係る取引に適用され、フランスおよびイタリアの税務当局に対して支払われる税金を指す（以下「金融取引税」または「FIT」という。）。

注13．受益証券の購入および買戻しに関する条項

受益証券は、トラストの英文目論見書およびその別紙に記載される取得申込みの通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、購入される。発行価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する発行日に計算され、公表される。

受益証券は、トラストの英文目論見書およびその別紙に記載される買戻請求の通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、当該買戻日に計算され、公表される。

注14．関連会社取引

管理会社およびその取締役、管理事務代行会社、保管会社ならびに日本における代行協会員および販売会社は、サブ・ファンドの関係法人である。関係法人に対する報酬は、年度末現在の運用計算書および純資産変動計算書において報告され、財務書類に対する注記において詳述されている。

注15．後発事象

現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する、期末後から監査報告書日までの間の重要な事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド

投資有価証券明細表
2015年9月30日現在

(日本円で表示)

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 株式			日本円	日本円	%
13,276	ABB LTD-REG	スイス・フラン	32,070,313	28,137,988	1.08
3,472	ACUITY BRANDS INC	米ドル	26,328,202	71,631,146	2.75
16,200	AES CORP	米ドル	27,357,835	18,530,173	0.71
15,935	ALBIOMA SA	ユーロ	37,234,034	31,894,097	1.22
141,500	ALTERRA POWER CORP	カナダ・ドル	6,723,462	5,444,648	0.21
43,100	AMERESCO INC-CL A	米ドル	38,273,024	30,676,339	1.18
9,800	ARCADIS NV	ユーロ	34,859,298	28,002,302	1.07
23,500	ASAHI HOLDINGS INC	日本円	43,214,200	42,135,500	1.62
9,319	BKW AG	スイス・フラン	32,455,461	42,693,050	1.64
14,400	CANADIAN SOLAR INC	米ドル	47,779,856	27,982,139	1.07
15,078	CAPITAL STAGE AG	ユーロ	16,662,977	17,111,482	0.66
49,351	CARILLION PLC	英ポンド	32,818,585	27,156,747	1.04
22,618	CENTROTEC SUSTAINABLE AG	ユーロ	44,071,246	41,520,550	1.59
1,113,000	CHINA DATANG CORP RENEWABLE -H-	香港ドル	19,030,844	17,581,757	0.67
89,000	CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	香港ドル	16,287,763	14,913,659	0.57
324,000	CHINA HIGH SPEED TRANS EQPMT GP LTD	香港ドル	26,146,130	37,733,735	1.45
351,000	CHINA SINGYES SOLAR TECH HOLD LTD	香港ドル	27,397,556	28,429,927	1.09
5,774	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	ユーロ	32,740,246	30,214,822	1.16
13,400	DAISEKI CO LTD	日本円	32,205,082	27,255,600	1.05
9,832	DIALIGHT PLC	英ポンド	14,426,663	10,813,508	0.42
23,264	EDP RENOVAVEIS SA	ユーロ	14,799,466	18,299,172	0.70
197,144	ENEL GREEN POWER SPA	ユーロ	50,106,464	43,816,332	1.68
46,615	ENERGY DEVELOPMENTS LTD	豪ドル	32,645,038	31,212,975	1.20
28,978	ENERNOC INC	米ドル	40,293,576	27,198,611	1.04
22,874	GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	ユーロ	40,368,328	37,458,483	1.44
1,299,000	GCL-POLY ENERGY HOLDING LTD	香港ドル	48,331,003	29,975,219	1.15
12,041	GREEN PLAINS INC	米ドル	38,696,123	27,068,981	1.04
161,124	GREENTECH ENERGY SYSTEMS	デンマーク・クローネ	25,226,279	20,958,752	0.80
548	GURIT HOLDING AG-BR	スイス・フラン	33,012,982	36,173,478	1.39
886,000	HANERGY THIN FILM POWER GROUP LTD**	香港ドル	9,464,797	0	0.00
610,000	HUANENG RENEWABLES CORP-H	香港ドル	24,055,061	27,018,598	1.04
62,935	INFINIS ENERGY PLC	英ポンド	25,012,000	15,216,446	0.58
22,636	IXYS CORP	米ドル	29,326,941	29,342,358	1.13
8,100	JOHNSON CONTROLS INC	米ドル	48,280,702	39,840,845	1.53
33,510	KINGSPAN GROUP PLC	ユーロ	59,191,957	96,563,706	3.71
14,300	KURITA WATER INDUSTRIES LTD	日本円	34,391,006	36,221,900	1.39
1,497	MANZ AG	ユーロ	17,248,498	13,012,057	0.50
174,503	MEIDENSHA CORP	日本円	63,169,790	61,948,565	2.38
14,778	NIBE INDUSTRIER AB B SHS	スウェーデン・クローネ	52,514,629	51,471,323	1.98
20,627	NORDEX SE	ユーロ	56,488,002	67,488,085	2.59

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

(**) 香港で値付けが停止されている銘柄につき、管理会社は、当該投資を1口当たり0.00香港ドルで評価することを決定した。

日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド

投資有価証券明細表
2015年9月30日現在(続き)

(日本円で表示)

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券(続き)					
A. 株式(続き)			日本円	日本円	%
5,458	NOVOZYMES A/S B SHARES	デンマーク・クローネ	34,068,327	28,250,806	1.08
133,900	NPC INC	日本円	33,464,092	30,127,500	1.16
6,500	ORMAT TECHNOLOGIES INC	米ドル	30,542,674	26,447,500	1.02
4,455	OSRAM LICHT AG	ユーロ	20,212,509	27,401,704	1.05
22,853	PHOENIX SOLAR AG	ユーロ	16,816,679	8,254,861	0.32
1,334,116	REC SILICON ASA	ノルウェー・クローネ	54,820,407	26,613,032	1.02
23,600	RENEWABLE ENERGY GROUP INC	米ドル	26,038,870	22,689,038	0.87
17,048	RICARDO PLC	英ポンド	19,203,898	27,830,380	1.07
3,298	ROCKWOOL INTL A/S -B- SHS	デンマーク・クローネ	47,847,812	54,131,278	2.08
3,933	SAFT GROUPE SA	ユーロ	17,954,468	15,537,157	0.60
6,023	SIEMENS AG -REG-	ユーロ	79,382,142	65,414,183	2.51
21,800	SILVER SPRING NETWORKS INC	米ドル	36,555,208	33,308,607	1.28
5,860	SKF AB-B SHARES	スウェーデン・クローネ	18,573,573	13,191,754	0.51
3,634	SMA SOLAR TECHNOLOGY AG	ユーロ	15,281,580	17,853,125	0.69
3,905,000	SOLARGIGA ENERGY HOLDINGS LTD	香港ドル	16,381,530	12,095,337	0.46
46,000	TAKUMA CO LTD	日本円	39,247,386	41,446,000	1.59
25,200	TANAKA CHEMICAL CORP	日本円	15,589,316	25,578,000	0.98
73,904	TERNA ENERGY SA	ユーロ	21,926,826	27,193,329	1.04
7,608	UMICORE	ユーロ	36,587,646	35,305,252	1.36
183,224	US GEOTHERMAL INC	米ドル	14,334,970	13,634,701	0.52
28,997	VEOLIA ENVIRONNEMENT	ユーロ	61,217,159	78,478,117	3.01
4,643	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	デンマーク・クローネ	16,532,249	28,603,933	1.10
114,000	WASION GROUP HOLDINGS LTD	香港ドル	7,807,633	14,141,787	0.54
54,600	XINJIANG GOLDWIND SCI+TECH CO LTD	香港ドル	17,263,353	11,330,899	0.43
株式合計			2,028,355,726	1,975,003,335	75.81
B. 投資信託			日本円	日本円	%
4,643	SPDR S+P 500 ETF TRUST	米ドル	114,249,423	106,105,371	4.07
12,327	ISHARES EURO STOXX 50 UCITS ETF	ユーロ	62,829,077	51,912,235	1.99
投資信託合計			177,078,500	158,017,606	6.06
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			2,205,434,226	2,133,020,941	81.87
投資有価証券合計			2,205,434,226	2,133,020,941	81.87

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド

投資有価証券の分類
2015年9月30日現在

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%)*
アメリカ合衆国		
	ファンド運用事業	4.07
	電気機器の製造	2.75
	コンピューター、電子・光学製品の製造	2.41
	電気、ガス、空調設備供給	2.25
	化学薬品および化学製品の製造	1.89
	自動車、トレーラーおよびセミトレーラーの製造	1.53
	土木工学	1.18
	原油および天然ガスの採掘	1.04
	出版事業	1.04
		18.16
日本		
	機械装置設備の製造（他に分類されないもの）	4.14
	電気機器の製造	2.38
	その他の製造	1.62
	廃棄物の収集、処理および処理事業；物質回収	1.05
	化学薬品および化学製品の製造	0.98
		10.17
ドイツ		
	土木工学	2.59
	機械装置設備の製造（他に分類されないもの）	2.51
	電気機器の製造	1.74
	自動車およびオートバイ以外の卸売業	1.59
	専門建設事業	0.82
	電気、ガス、空調設備供給	0.66
		9.91
フランス		
	水収集、処理および供給	3.01
	電気、ガス、空調設備供給	1.22
	他の非金属性鉱産物の製造	1.16
	機械装置設備の修理および設置	0.60
		5.99

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド

投資有価証券の分類

2015年9月30日現在（続き）

投資有価証券の地域別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率（％）*
アイルランド		
	機械装置設備以外の組立金属製品の製造	3.71
	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	1.99
		5.70
香港		
	電気機器の製造	1.45
	電気、ガス、空調設備供給	1.15
	専門建設事業	1.09
	コンピューター、電子・光学製品の製造	1.00
	廃棄物の収集、処理および処理事業；物質回収	0.57
		5.26
デンマーク		
	他の非金属性鉱産物の製造	2.08
	電気、ガス、空調設備供給	1.90
	科学的研究および開発	1.08
		5.06
スイス		
	電気、ガス、空調設備供給	1.64
	化学薬品および化学製品の製造	1.39
	電気機器の製造	1.08
		4.11
英国		
	本社の事業、経営コンサルタント事業	1.07
	土木工学	1.04
	電気、ガス、空調設備供給	0.58
	機械装置設備の修理および設置	0.42
		3.11
スウェーデン		
	機械装置設備の製造（他に分類されないもの）	2.49
		2.49

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）純資産総額に対する時価の比率（％）

日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューデール・ファンド

投資有価証券の分類

2015年9月30日現在（続き）

投資有価証券の地域別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率（％）*
中国		
	電気、ガス、空調設備供給	1.04
	土木工学	0.67
	機械装置設備の製造（他に分類されないもの）	0.43
		2.14
スペイン		
	専門建設事業	1.44
	電気、ガス、空調設備供給	0.70
		2.14
イタリア		
	電気、ガス、空調設備供給	1.68
		1.68
ベルギー		
	機械装置設備の修理および設置	1.36
		1.36
カナダ		
	電気、ガス、空調設備供給	1.28
		1.28
オーストラリア		
	電気、ガス、空調設備供給	1.20
		1.20
オランダ		
	建築物およびエンジニアリング事業、技術的試験・分析	1.07
		1.07
ギリシャ		
	電気、ガス、空調設備供給	1.04
		1.04
投資有価証券合計		81.87

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）純資産総額に対する時価の比率（％）

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Statement of net assets as at September 30, 2015

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at market value (cost JPY 2,205,434,226)	1.2	2,133,020,941
Cash at bank		481,176,335
Net unrealised appreciation on forward foreign currency exchange contracts	1.5, 10	5,057,966
Dividend receivable		6,395,933
Other assets		105,746
Total assets		2,625,756,921
Liabilities		
Payable on redemptions		9,283,400
Printing and publishing expenses payable		3,498,706
Legal expenses payable		1,840,000
Investment Manager fee payable	5	1,559,808
Professional expenses payable		1,534,795
Distributor fee payable	7	1,514,575
Trustee fee payable	2	458,313
Administrator fee payable	4	311,573
Agent Company fee payable	8	222,662
Manager fee payable	3	66,817
Custodian fee payable	6	22,179
Total liabilities		20,312,828
Net assets		2,605,444,093
Net asset value		
JPY Hedged Class		187,334,530
JPY Non-hedged Class		2,418,109,563
Number of units outstanding		
JPY Hedged Class		212,170,000
JPY Non-hedged Class		2,211,594,289
Net asset value per unit		
JPY Hedged Class		0.8829
JPY Non-hedged Class		1.0934

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Statement of operations and changes in net assets for the year ended September 30, 2015

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Dividend income	1.3	49,437,191
Total income		49,437,191
Expenses		
Investment Manager fee	5	23,462,449
Distributor fee	7	22,782,133
Printing and publishing expenses		6,365,914
Administrator fee	4	4,686,689
Legal expenses		4,666,463
Agent Company fee	8	3,349,325
Trustee fee	2	1,817,749
Professional expenses		1,621,697
Transaction fee		1,211,054
Manager fee	3	1,005,062
Safekeeping fee		633,113
Custodian fee	6	333,641
Financial Transaction Tax	12	297,551
Registration fee		16,388
Bank interest		2,521
Other expenses		732,296
Total expenses		72,984,045
Net investment loss		(23,546,854)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Statement of operations and changes in net assets for the year ended
September 30, 2015 (continued)

	(Expressed in Japanese Yen)	
	Notes	JPY
Net investment loss		(23,546,854)
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	1.2	283,326,069
Foreign exchange	1.4	6,521,884
Forward foreign currency exchange contracts	1.5	(22,739,842)
Net investment loss and realised gain for the year		243,561,257
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:		
Forward foreign currency exchange contracts	1.5	7,027,814
Investments	1.2	(259,188,759)
Net decrease in net assets as a result of operations		(8,599,688)
Movement in capital		
Redemption of units		(1,146,982,690)
Net movement in capital		(1,146,982,690)
Net assets at the beginning of the year		3,761,026,471
Net assets at the end of the year		2,605,444,093

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Statistical information

Number of units outstanding at the end of the year:	JPY Hedged Class	JPY Non-hedged Class
September 30, 2013	398,970,000	4,685,568,789
September 30, 2014	325,980,000	3,065,568,789
Units issued	-	-
Units redeemed	(113,810,000)	(853,974,500)
September 30, 2015	212,170,000	2,211,594,289
<hr/>		
Net assets at the end of the year:	JPY	JPY
September 30, 2013	365,462,507	4,613,017,527
September 30, 2014	312,064,433	3,448,962,038
September 30, 2015	187,334,530	2,418,109,563
<hr/>		
Net asset value per unit at the end of the year:	JPY	JPY
September 30, 2013	0.9160	0.9845
September 30, 2014	0.9573	1.1251
September 30, 2015	0.8829	1.0934

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements

(As at September 30, 2015)

Note 1 - Significant accounting policies

1.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

1.2 - Valuation of the investments in securities and other assets

- (a) Collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day is used).
- (b) Securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available opening market price on the relevant valuation day for securities traded on European and North American markets and at their latest available closing price on the relevant valuation day for securities traded on Asian markets.
- (c) Securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator.
- (d) Forward foreign exchange contracts and other over-the-counter instruments held by any Series Trust are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator.
- (e) Short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest.
- (f) If, on the date as of which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets are determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business.
- (g) All other assets and liabilities are valued in the good faith at the discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 1 - Significant accounting policies (continued)

- (h) The foregoing valuations may be modified by the Manager, in its discretion, in consultation with the Administrator, if and to the extent that it shall determine that modifications are advisable in order to reflect the market value of any assets.
- (i) Net change in unrealised gains and losses comprise changes in fair value of investments for the year and the reversal of prior year unrealised gains and losses for investments which were realised in the reporting year.
- (j) Realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

1.3 - Dividend income

Dividends are recorded as income when they are declared.

1.4 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than JPY are translated at exchange rates prevailing at year end. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Net change in unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in the portfolio at market value are included in net change in unrealised appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 1 - Significant accounting policies (continued)

1.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

Note 2 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a trustee fee at the rate of 0.015% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum.

The fee set out above is subject to review on an annual basis. Where the Trustee is required to consider or engage in further activities, litigation or other exceptional matters, additional fees will be subject to further negotiation at the relevant time with the Manager and, in the absence of contrary agreement, additional fees will be charged by the Trustee at its hourly rates from time to time in effect.

The Trustee shall be reimbursed for all reasonable out-of-pocket expenses incurred by the Trustee in relation to the Series Trust out of the Series Trust's assets.

Note 3 - Manager fee

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.03% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall be reimbursed for all reasonable out-of-pocket expenses incurred by the Manager in relation to the Series Trust out of the Series Trust's assets.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 4 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.14% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Administrator in relation to the Series Trust out of the Series Trust's assets.

Note 5 - Investment Manager fee

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.70% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Investment Manager out of the relevant Series Trust's assets.

Note 6 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Custodian in relation to the Series Trust out of the Series Trust's assets.

Note 7 - Distributor fee

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.68% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Distributor out of the relevant Series Trust's assets.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 8 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value attributable to the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out-of-pocket expenses payable to the Agent Company out of the relevant Series Trust's assets.

Note 9 - Taxation

9.1 - Cayman Islands

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of creation of the Trust. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

9.2 - Other Countries

The Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 10 - Forward foreign currency exchange contracts

As at September 30, 2015, the following forward foreign currency exchange contracts were open to cover the currency exposure of JPY Hedged Class:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/(depreciation)
					JPY
JPY	45,648	AUD	500	07/12/15	(3,779)
JPY	36,078	AUD	400	07/12/15	(2,583)
JPY	86,115	CAD	900	07/12/15	(5,674)
JPY	28,261	CAD	300	07/12/15	(1,448)

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 10 - Forward foreign currency exchange contracts (continued)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised
					appreciation/(depreciation)
					JPY
JPY	9,095	CAD	100	07/12/15	(158)
JPY	36,142	CAD	400	07/12/15	(391)
JPY	18,133	CAD	200	07/12/15	(258)
JPY	9,156	CAD	100	07/12/15	(219)
JPY	18,059	CAD	200	07/12/15	(184)
JPY	17,876	CAD	200	07/12/15	(1)
JPY	657,348	DKK	34,900	07/12/15	(26,453)
JPY	3,998,477	DKK	213,600	07/12/15	(137,180)
JPY	457,076	DKK	24,900	07/12/15	(6,953)
JPY	467,799	DKK	25,200	07/12/15	(12,253)
JPY	1,184,967	DKK	64,200	07/12/15	(24,409)
JPY	1,292,566	DKK	69,400	07/12/15	(38,006)
JPY	395,012	DKK	21,300	07/12/15	(9,967)
JPY	1,056,453	HKD	66,800	07/12/15	(22,573)
JPY	6,025,910	HKD	381,000	07/12/15	(129,075)
JPY	772,875	HKD	48,800	07/12/15	(17,585)
JPY	373,597	HKD	23,500	07/12/15	(9,882)
JPY	613,598	HKD	38,700	07/12/15	(14,629)
JPY	1,258,946	HKD	79,600	07/12/15	(26,957)
JPY	406,408	HKD	25,700	07/12/15	(8,643)
JPY	830,513	HKD	53,000	07/12/15	(10,219)
JPY	1,464,466	HKD	92,000	07/12/15	(40,559)
JPY	522,731	HKD	32,600	07/12/15	(18,173)
JPY	3,940,214	HKD	246,100	07/12/15	(131,261)
JPY	799,897	HKD	50,000	07/12/15	(26,035)
JPY	3,631,534	HKD	227,000	07/12/15	(118,197)
JPY	732,889	HKD	47,400	07/12/15	733
JPY	348,101	HKD	22,500	07/12/15	137
JPY	253,662	HKD	16,500	07/12/15	1,712
JPY	12,828,507	HKD	824,300	07/12/15	(70,603)
JPY	468,340	HKD	30,200	07/12/15	(927)
JPY	579,144	NZD	6,900	07/12/15	(53,642)
JPY	250,754	NZD	3,000	07/12/15	(22,275)
JPY	184,914	NZD	2,300	07/12/15	(9,747)
JPY	418,838	NZD	5,200	07/12/15	(22,807)
JPY	65,203	NZD	800	07/12/15	(4,276)
JPY	265,359	NZD	3,300	07/12/15	(14,032)
JPY	178,086	NZD	2,200	07/12/15	(10,535)

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 10 - Forward foreign currency exchange contracts (continued)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised
					appreciation/(depreciation)
					JPY
JPY	78,985	NZD	1,000	07/12/15	(2,826)
JPY	328,382	NZD	4,300	07/12/15	(895)
JPY	182,246	NZD	2,400	07/12/15	537
JPY	319,012	NZD	4,200	07/12/15	859
JPY	4,740,380	NZD	63,200	07/12/15	72,920
JPY	65,826	NOK	4,100	07/12/15	(7,652)
JPY	139,454	NOK	9,000	07/12/15	(11,754)
JPY	182,877	NOK	12,500	07/12/15	(5,515)
JPY	147,930	NOK	9,800	07/12/15	(8,879)
JPY	145,208	NOK	9,600	07/12/15	(8,994)
JPY	112,640	NOK	7,500	07/12/15	(6,223)
JPY	143,328	NOK	9,500	07/12/15	(8,533)
JPY	154,035	NOK	10,300	07/12/15	(7,889)
JPY	91,808	NOK	6,100	07/12/15	(5,256)
JPY	146,144	NOK	9,700	07/12/15	(8,511)
JPY	2,478,980	NOK	166,800	07/12/15	(112,260)
JPY	2,532,509	NOK	169,000	07/12/15	(134,573)
JPY	198,725	NOK	13,500	07/12/15	(7,174)
JPY	74,735	NOK	5,200	07/12/15	(953)
JPY	94,116	NOK	6,400	07/12/15	(3,307)
JPY	2,192,783	NOK	149,900	07/12/15	(65,856)
JPY	72,899	NOK	4,900	07/12/15	(3,374)
JPY	148,294	NOK	10,100	07/12/15	(4,986)
JPY	177,190	NOK	12,200	07/12/15	(4,085)
JPY	132,728	NOK	9,200	07/12/15	(2,190)
JPY	15,576	NOK	1,100	07/12/15	31
JPY	119,708	NOK	8,500	07/12/15	898
JPY	86,905	SEK	5,700	07/12/15	(5,017)
JPY	56,373	SEK	3,800	07/12/15	(1,781)
JPY	39,146	SEK	2,700	07/12/15	(357)
JPY	66,677	SEK	4,600	07/12/15	(592)
JPY	57,854	SEK	4,000	07/12/15	(389)
JPY	66,562	SEK	4,600	07/12/15	(477)
JPY	49,531	SEK	3,400	07/12/15	(686)
JPY	2,424,306	SEK	166,700	07/12/15	(29,430)
JPY	192,983	SEK	13,500	07/12/15	963
JPY	377,257	CHF	2,800	07/12/15	(31,926)
JPY	553,382	CHF	4,200	07/12/15	(35,385)

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 10 - Forward foreign currency exchange contracts (continued)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised
					appreciation/(depreciation)
					JPY
JPY	257,299	CHF	2,000	07/12/15	(10,634)
JPY	152,038	CHF	1,200	07/12/15	(4,039)
JPY	128,591	CHF	1,000	07/12/15	(5,259)
JPY	166,016	CHF	1,300	07/12/15	(5,684)
JPY	246,186	CHF	2,000	07/12/15	479
JPY	272,303	GBP	1,400	07/12/15	(18,099)
JPY	211,214	GBP	1,100	07/12/15	(11,482)
JPY	241,862	GBP	1,300	07/12/15	(5,815)
JPY	230,048	GBP	1,200	07/12/15	(12,159)
JPY	115,560	GBP	600	07/12/15	(6,616)
JPY	131,815	GBP	700	07/12/15	(4,713)
JPY	150,879	GBP	800	07/12/15	(5,620)
JPY	164,385	GBP	900	07/12/15	(968)
JPY	4,157,811	USD	33,900	07/12/15	(92,822)
JPY	13,844,459	USD	112,900	07/12/15	(306,487)
JPY	2,730,550	USD	22,300	07/12/15	(56,531)
JPY	4,588,517	USD	37,300	07/12/15	(115,830)
JPY	1,140,530	USD	9,300	07/12/15	(25,356)
JPY	3,533,679	USD	29,100	07/12/15	(44,264)
JPY	1,574,321	USD	12,700	07/12/15	(51,449)
JPY	1,489,311	USD	12,000	07/12/15	(50,377)
JPY	2,227,918	USD	18,000	07/12/15	(69,517)
JPY	1,796,700	USD	14,400	07/12/15	(69,979)
JPY	10,321,001	USD	84,100	07/12/15	(236,471)
JPY	1,066,975	USD	8,900	07/12/15	234
JPY	1,764,109	USD	14,700	07/12/15	(1,415)
JPY	1,219,377	USD	10,200	07/12/15	3,717
JPY	2,158,599	USD	18,000	07/12/15	(198)
JPY	10,014,077	USD	83,600	07/12/15	10,498
JPY	1,739,999	USD	14,500	07/12/15	(1,287)
JPY	515,642	USD	4,300	07/12/15	(24)
JPY	4,104,443	EUR	29,300	07/12/15	(154,857)
JPY	8,493,843	EUR	61,000	07/12/15	(271,154)
JPY	2,431,762	EUR	17,700	07/12/15	(45,835)
JPY	3,551,201	EUR	26,200	07/12/15	(19,489)
JPY	2,929,011	EUR	21,400	07/12/15	(44,330)
JPY	1,389,161	EUR	10,000	07/12/15	(41,180)
JPY	3,810,763	EUR	27,700	07/12/15	(76,854)

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 10 - Forward foreign currency exchange contracts (continued)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised
					appreciation/(depreciation)
					JPY
JPY	4,302,957	EUR	31,000	07/12/15	(124,214)
JPY	3,054,694	EUR	22,000	07/12/15	(89,134)
JPY	2,168,890	EUR	15,700	07/12/15	(52,559)
JPY	2,801,403	EUR	20,900	07/12/15	15,879
AUD	24,000	JPY	2,264,341	07/12/15	254,604
AUD	1,400	JPY	126,364	07/12/15	9,130
AUD	300	JPY	27,272	07/12/15	2,151
AUD	500	JPY	45,542	07/12/15	3,673
AUD	200	JPY	17,863	07/12/15	1,116
CAD	300	JPY	28,311	07/12/15	1,498
CAD	1,600	JPY	153,186	07/12/15	10,180
CAD	800	JPY	76,044	07/12/15	4,541
CAD	1,800	JPY	172,231	07/12/15	11,349
CAD	1,200	JPY	113,908	07/12/15	6,653
CAD	200	JPY	18,915	07/12/15	1,040
CAD	200	JPY	18,750	07/12/15	875
CAD	300	JPY	27,171	07/12/15	358
CAD	200	JPY	17,985	07/12/15	110
DKK	694,800	JPY	12,935,786	07/12/15	375,722
DKK	5,500	JPY	103,046	07/12/15	3,622
DKK	21,000	JPY	389,923	07/12/15	10,302
DKK	63,600	JPY	1,167,404	07/12/15	17,692
DKK	139,000	JPY	2,544,716	07/12/15	31,981
DKK	8,700	JPY	158,985	07/12/15	1,714
DKK	16,400	JPY	297,141	07/12/15	675
DKK	8,300	JPY	153,952	07/12/15	3,911
DKK	7,200	JPY	131,464	07/12/15	1,308
HKD	1,423,900	JPY	22,602,408	07/12/15	564,340
HKD	35,800	JPY	563,131	07/12/15	9,046
HKD	101,300	JPY	1,580,314	07/12/15	12,468
HKD	33,300	JPY	524,100	07/12/15	8,708
HKD	68,000	JPY	1,071,738	07/12/15	19,285
HKD	40,500	JPY	642,174	07/12/15	15,346
HKD	27,400	JPY	437,526	07/12/15	13,450
HKD	89,900	JPY	1,440,796	07/12/15	49,391
HKD	204,600	JPY	3,224,734	07/12/15	58,087
HKD	52,100	JPY	807,413	07/12/15	1,048
HKD	49,600	JPY	763,608	07/12/15	(4,064)

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 10 - Forward foreign currency exchange contracts (continued)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised
					appreciation/(depreciation)
					JPY
HKD	37,800	JPY	587,944	07/12/15	2,904
HKD	111,300	JPY	1,713,209	07/12/15	(9,409)
HKD	854,200	JPY	13,250,564	07/12/15	29,890
HKD	43,600	JPY	671,538	07/12/15	(3,270)
NZD	82,000	JPY	6,952,558	07/12/15	707,453
NZD	5,700	JPY	463,856	07/12/15	29,746
NZD	2,200	JPY	180,297	07/12/15	12,746
NZD	800	JPY	65,282	07/12/15	4,355
NZD	1,200	JPY	95,943	07/12/15	4,552
NZD	6,000	JPY	485,794	07/12/15	28,836
NZD	4,100	JPY	330,847	07/12/15	18,592
NOK	334,600	JPY	5,269,381	07/12/15	521,751
NOK	5,200	JPY	78,097	07/12/15	4,315
NOK	23,500	JPY	356,259	07/12/15	22,819
NOK	11,400	JPY	171,254	07/12/15	9,500
NOK	17,400	JPY	261,811	07/12/15	14,923
NOK	158,000	JPY	2,341,841	07/12/15	99,984
NOK	10,100	JPY	145,587	07/12/15	2,279
NOK	8,100	JPY	116,640	07/12/15	1,710
NOK	3,000	JPY	43,093	07/12/15	527
NOK	7,900	JPY	115,327	07/12/15	3,235
NOK	6,400	JPY	93,879	07/12/15	3,070
NOK	13,300	JPY	195,639	07/12/15	6,926
NOK	159,700	JPY	2,332,414	07/12/15	66,435
NOK	7,400	JPY	106,995	07/12/15	1,997
NOK	14,400	JPY	202,029	07/12/15	(2,292)
SEK	81,600	JPY	1,228,357	07/12/15	56,060
SEK	4,000	JPY	60,261	07/12/15	2,796
SEK	1,700	JPY	24,910	07/12/15	488
SEK	800	JPY	11,599	07/12/15	106
SEK	2,600	JPY	37,240	07/12/15	(112)
SEK	1,700	JPY	24,421	07/12/15	(1)
SEK	1,300	JPY	18,519	07/12/15	(157)
SEK	2,100	JPY	30,290	07/12/15	121
SEK	99,700	JPY	1,446,062	07/12/15	13,734
SEK	323,800	JPY	4,699,602	07/12/15	47,767
CHF	43,900	JPY	5,841,259	07/12/15	426,955
CHF	8,400	JPY	1,118,831	07/12/15	82,837

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 10 - Forward foreign currency exchange contracts (continued)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised
					appreciation/(depreciation)
					JPY
CHF	1,400	JPY	188,146	07/12/15	15,481
CHF	12,000	JPY	1,584,586	07/12/15	104,594
CHF	1,000	JPY	131,051	07/12/15	7,719
CHF	600	JPY	77,988	07/12/15	3,989
CHF	1,800	JPY	229,174	07/12/15	7,176
CHF	1,400	JPY	178,623	07/12/15	5,958
CHF	1,600	JPY	202,307	07/12/15	4,975
CHF	2,600	JPY	322,386	07/12/15	1,722
GBP	19,200	JPY	3,688,767	07/12/15	202,529
GBP	15,100	JPY	2,924,573	07/12/15	182,792
GBP	1,500	JPY	292,429	07/12/15	20,067
GBP	800	JPY	155,025	07/12/15	9,766
GBP	1,200	JPY	233,301	07/12/15	15,412
GBP	400	JPY	74,412	07/12/15	1,783
GBP	1,100	JPY	204,014	07/12/15	4,282
USD	589,300	JPY	72,541,651	07/12/15	1,877,990
USD	51,000	JPY	6,268,180	07/12/15	152,710
USD	37,000	JPY	4,550,059	07/12/15	113,346
USD	11,100	JPY	1,364,393	07/12/15	33,379
USD	41,900	JPY	5,170,648	07/12/15	146,370
USD	7,000	JPY	836,398	07/12/15	(2,980)
USD	34,200	JPY	4,108,944	07/12/15	7,982
USD	9,400	JPY	1,135,310	07/12/15	8,145
USD	6,200	JPY	750,307	07/12/15	6,858
USD	17,500	JPY	2,110,763	07/12/15	12,318
USD	12,700	JPY	1,530,051	07/12/15	7,179
EUR	468,500	JPY	64,937,098	07/12/15	1,784,147
EUR	29,000	JPY	3,995,834	07/12/15	86,687
EUR	9,000	JPY	1,228,326	07/12/15	15,143
EUR	25,700	JPY	3,506,135	07/12/15	41,822
EUR	15,900	JPY	2,160,172	07/12/15	16,881
EUR	2,300	JPY	312,876	07/12/15	2,841
EUR	5,800	JPY	782,889	07/12/15	1,060
EUR	55,700	JPY	7,510,720	07/12/15	2,461
EUR	23,300	JPY	3,142,681	07/12/15	1,884
EUR	25,800	JPY	3,511,170	07/12/15	33,377
EUR	14,400	JPY	1,949,113	07/12/15	8,020
Total net unrealised appreciation on forward foreign currency exchange contracts					5,057,966

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 11 - Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at September 30, 2015 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
AUD	84.1194	HKD	15.4870
CAD	89.4839	NZD	79.6059
CHF	123.1530	NOK	14.2182
DKK	18.0664	SEK	14.3568
EUR	134.7820	USD	120.0250
GBP	181.7897		

Note 12 - Financial Transaction Tax

Financial Transaction Tax represents tax applicable to transactions on equity securities (the “ Financial Transaction Tax ” or “ FTT ”) and paid to the French and Italian tax authorities.

Note 13 - Terms of subscriptions and redemptions of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit (“ Issue Price ”), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum of the Trust and its appendix. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant issue day.

Units may be repurchased as of any repurchase day at the net asset value per unit as of the relevant repurchase day for the relevant unit (“ Repurchase Price ”), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum of the Trust and its appendix. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant repurchase day.

Note 14 - Related party transactions

The Manager and some of its Directors, the Administrator, the Custodian, the Agent Company and the Distributor in Japan are related parties to the Series Trust. Related party fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at year end and are detailed in the notes to the financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2015)

Note 15 - Subsequent events

There have been no significant events after year-end up to the date of the auditors' opinion which, in the opinion of the Trustee and the Manager, require disclosure in the present financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Schedule of investments as at September 30, 2015

Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Shares			JPY	JPY	%
13,276	ABB LTD-REG	CHF	32,070,313	28,137,988	1.08
3,472	ACUITY BRANDS INC	USD	26,328,202	71,631,146	2.75
16,200	AES CORP	USD	27,357,835	18,530,173	0.71
15,935	ALBIOMA SA	EUR	37,234,034	31,894,097	1.22
141,500	ALTERRA POWER CORP	CAD	6,723,462	5,444,648	0.21
43,100	AMERESCO INC-CL A	USD	38,273,024	30,676,339	1.18
9,800	ARCADIS NV	EUR	34,859,298	28,002,302	1.07
23,500	ASAHI HOLDINGS INC	JPY	43,214,200	42,135,500	1.62
9,319	BKW AG	CHF	32,455,461	42,693,050	1.64
14,400	CANADIAN SOLAR INC	USD	47,779,856	27,982,139	1.07
15,078	CAPITAL STAGE AG	EUR	16,662,977	17,111,482	0.66
49,351	CARILLION PLC	GBP	32,818,585	27,156,747	1.04
22,618	CENTROTEC SUSTAINABLE AG	EUR	44,071,246	41,520,550	1.59
1,113,000	CHINA DATANG CORP RENEWABLE -H-	HKD	19,030,844	17,581,757	0.67
89,000	CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	HKD	16,287,763	14,913,659	0.57
324,000	CHINA HIGH SPEED TRANS EQPMT GP LTD	HKD	26,146,130	37,733,735	1.45
351,000	CHINA SINGYES SOLAR TECH HOLD LTD	HKD	27,397,556	28,429,927	1.09
5,774	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	EUR	32,740,246	30,214,822	1.16
13,400	DAISEKI CO LTD	JPY	32,205,082	27,255,600	1.05
9,832	DIALIGHT PLC	GBP	14,426,663	10,813,508	0.42
23,264	EDP RENOVAVEIS SA	EUR	14,799,466	18,299,172	0.70
197,144	ENEL GREEN POWER SPA	EUR	50,106,464	43,816,332	1.68
46,615	ENERGY DEVELOPMENTS LTD	AUD	32,645,038	31,212,975	1.20
28,978	ENERNOC INC	USD	40,293,576	27,198,611	1.04
22,874	GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	EUR	40,368,328	37,458,483	1.44
1,299,000	GCL-POLY ENERGY HOLDING LTD	HKD	48,331,003	29,975,219	1.15
12,041	GREEN PLAINS INC	USD	38,696,123	27,068,981	1.04
161,124	GREENTECH ENERGY SYSTEMS	DKK	25,226,279	20,958,752	0.80
548	GURIT HOLDING AG-BR	CHF	33,012,982	36,173,478	1.39
886,000	HANERGY THIN FILM POWER GROUP LTD**	HKD	9,464,797	0	0.00
610,000	HUANENG RENEWABLES CORP-H	HKD	24,055,061	27,018,598	1.04
62,935	INFINIS ENERGY PLC	GBP	25,012,000	15,216,446	0.58
22,636	IXYS CORP	USD	29,326,941	29,342,358	1.13
8,100	JOHNSON CONTROLS INC	USD	48,280,702	39,840,845	1.53
33,510	KINGSPAN GROUP PLC	EUR	59,191,957	96,563,706	3.71
14,300	KURITA WATER INDUSTRIES LTD	JPY	34,391,006	36,221,900	1.39
1,497	MANZ AG	EUR	17,248,498	13,012,057	0.50
174,503	MEIDENSHA CORP	JPY	63,169,790	61,948,565	2.38
14,778	NIBE INDUSTRIER AB B SHS	SEK	52,514,629	51,471,323	1.98

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

(**) The quotation remains suspended in Hong Kong, the Manager decided to value this investment at 0.00HKD per share.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Schedule of investments as at September 30, 2015 (continued)

Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Shares (continued)			JPY	JPY	%
20,627	NORDEX SE	EUR	56,488,002	67,488,085	2.59
5,458	NOVOZYMES A/S B SHARES	DKK	34,068,327	28,250,806	1.08
133,900	NPC INC	JPY	33,464,092	30,127,500	1.16
6,500	ORMAT TECHNOLOGIES INC	USD	30,542,674	26,447,500	1.02
4,455	OSRAM LICHT AG	EUR	20,212,509	27,401,704	1.05
22,853	PHOENIX SOLAR AG	EUR	16,816,679	8,254,861	0.32
1,334,116	REC SILICON ASA	NOK	54,820,407	26,613,032	1.02
23,600	RENEWABLE ENERGY GROUP INC	USD	26,038,870	22,689,038	0.87
17,048	RICARDO PLC	GBP	19,203,898	27,830,380	1.07
3,298	ROCKWOOL INTL A/S -B- SHS	DKK	47,847,812	54,131,278	2.08
3,933	SAFT GROUPE SA	EUR	17,954,468	15,537,157	0.60
6,023	SIEMENS AG -REG-	EUR	79,382,142	65,414,183	2.51
21,800	SILVER SPRING NETWORKS INC	USD	36,555,208	33,308,607	1.28
5,860	SKF AB-B SHARES	SEK	18,573,573	13,191,754	0.51
3,634	SMA SOLAR TECHNOLOGY AG	EUR	15,281,580	17,853,125	0.69
3,905,000	SOLARGIGA ENERGY HOLDINGS LTD	HKD	16,381,530	12,095,337	0.46
46,000	TAKUMA CO LTD	JPY	39,247,386	41,446,000	1.59
25,200	TANAKA CHEMICAL CORP	JPY	15,589,316	25,578,000	0.98
73,904	TERNA ENERGY SA	EUR	21,926,826	27,193,329	1.04
7,608	UMICORE	EUR	36,587,646	35,305,252	1.36
183,224	US GEOTHERMAL INC	USD	14,334,970	13,634,701	0.52
28,997	VEOLIA ENVIRONNEMENT	EUR	61,217,159	78,478,117	3.01
4,643	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	DKK	16,532,249	28,603,933	1.10
114,000	WASION GROUP HOLDINGS LTD	HKD	7,807,633	14,141,787	0.54
54,600	XINJIANG GOLDWIND SCI+TECH CO LTD	HKD	17,263,353	11,330,899	0.43
Total shares			2,028,355,726	1,975,003,335	75.81
B. Investment funds			JPY	JPY	%
4,643	SPDR S+P 500 ETF TRUST	USD	114,249,423	106,105,371	4.07
12,327	ISHARES EURO STOXX 50 UCITS ETF	EUR	62,829,077	51,912,235	1.99
Total investment funds			177,078,500	158,017,606	6.06
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			2,205,434,226	2,133,020,941	81.87
Total investments			2,205,434,226	2,133,020,941	81.87

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against total net assets expressed in %.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Classification of investments as at September 30, 2015

Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%)*
USA		
	Fund Management Activities	4.07
	Manufacture Of Electrical Equipment	2.75
	Manufacture Of Computer, Electronic And Optical Products	2.41
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	2.25
	Manufacture Of Chemicals And Chemical Products	1.89
	Manufacture Of Motor Vehicles, Trailers And Semi-Trailers	1.53
	Civil Engineering	1.18
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	1.04
	Publishing Activities	1.04
		<u>18.16</u>
Japan		
	Manufacture Of Machinery And Equipment N.E.C.	4.14
	Manufacture Of Electrical Equipment	2.38
	Other Manufacturing	1.62
	Waste Collection, Treatment And Disposal Activities; Materials Recovery	1.05
	Manufacture Of Chemicals And Chemical Products	0.98
		<u>10.17</u>
Germany		
	Civil Engineering	2.59
	Manufacture Of Machinery And Equipment N.E.C.	2.51
	Manufacture Of Electrical Equipment	1.74
	Wholesale Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	1.59
	Specialised Construction Activities	0.82
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	0.66
		<u>9.91</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Classification of investments as at September 30, 2015 (continued)

Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund

Classification of investments by country and by economic sector (continued)

Country	Economic sector	Ratio (%)*
France		
	Water Collection, Treatment And Supply	3.01
	Electricity, Gas, Steam And Air	1.22
	Conditioning Supply	
	Manufacture Of Other Non-Metallic Mineral Products	1.16
	Repair And Installation Of Machinery And Equipment	0.60
		<u>5.99</u>
Ireland		
	Manufacture Of Fabricated Metal Products, Except Machinery And Equipment	3.71
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	1.99
		<u>5.70</u>
Hong Kong		
	Manufacture Of Electrical Equipment	1.45
	Electricity, Gas, Steam And Air	1.15
	Conditioning Supply	
	Specialised Construction Activities	1.09
	Manufacture Of Computer, Electronic And Optical Products	1.00
	Waste Collection, Treatment And Disposal Activities; Materials Recovery	0.57
		<u>5.26</u>
Denmark		
	Manufacture Of Other Non-Metallic Mineral Products	2.08
	Electricity, Gas, Steam And Air	1.90
	Conditioning Supply	
	Scientific Research And Development	1.08
		<u>5.06</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Classification of investments as at September 30, 2015 (continued)

Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund

Classification of investments by country and by economic sector (continued)

Country	Economic sector	Ratio (%)*
Switzerland		
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	1.64
	Manufacture Of Chemicals And Chemical Products	1.39
	Manufacture Of Electrical Equipment	1.08
		4.11
United Kingdom		
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	1.07
	Civil Engineering	1.04
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	0.58
	Repair And Installation Of Machinery And Equipment	0.42
		3.11
Sweden		
	Manufacture Of Machinery And Equipment N.E.C.	2.49
		2.49
China		
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	1.04
	Civil Engineering	0.67
	Manufacture Of Machinery And Equipment N.E.C.	0.43
		2.14
Spain		
	Specialised Construction Activities	1.44
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	0.70
		2.14

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Classification of investments as at September 30, 2015 (continued)

Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund

Classification of investments by country and by economic sector (continued)

Country	Economic sector	Ratio (%)*
Italy		
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	1.68
		<u>1.68</u>
Belgium		
	Repair And Installation Of Machinery And Equipment	1.36
		<u>1.36</u>
Canada		
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	1.28
		<u>1.28</u>
Australia		
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	1.20
		<u>1.20</u>
Netherlands		
	Architectural And Engineering Activities; Technical Testing And Analysis	1.07
		<u>1.07</u>
Greece		
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	1.04
		<u>1.04</u>
Total investments		81.87

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

(2)【2014年9月30日終了年度】

【貸借対照表】

日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド

純資産計算書

2014年9月30日現在

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		3,297,385,855
時価	1.2,13	3,484,161,329
銀行預金		220,234,058
未売却投資有価証券代金		75,220,566
受取配当金		6,960,824
その他の資産		101,634
資産合計		3,786,678,411
負債		
未払買戻代金		11,141,860
未払印刷および広告費		3,230,495
未払投資運用報酬	5	2,262,558
未払販売報酬	7	2,196,960
未払弁護士報酬		2,052,332
為替予約契約に係る未実現純評価損	1.7,10	1,969,848
未払専門家費用		1,503,903
未払管理事務代行報酬	4	451,959
未払受託報酬	2	389,938
未払代行協会員報酬	8	322,987
未払管理報酬	3	96,924
未払保管報酬	6	32,176
負債合計		25,651,940
純資産		3,761,026,471
純資産価額		
円建ヘッジありクラス		312,064,433
円建ヘッジなしクラス		3,448,962,038
発行済受益証券口数		
円建ヘッジありクラス		325,980,000
円建ヘッジなしクラス		3,065,568,789
受益証券1口当たり純資産価格		
円建ヘッジありクラス		0.9573
円建ヘッジなしクラス		1.1251

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド

運用計算書および純資産変動計算書

2014年9月30日終了年度

(日本円で表示)

	注	日本円
収益		
受取配当金	1.5	53,714,578
預金利息	1.4	5,731
その他の収益	11	6,160,996
収益合計		59,881,305
費用		
投資運用報酬	5	30,624,528
販売報酬	7	30,419,286
管理事務代行報酬	4	6,117,395
印刷および広告費		5,333,733
代行協会員報酬	8	4,371,813
弁護士費用		3,977,479
受託報酬	2	1,537,479
専門家費用		1,503,903
取引手数料		1,095,531
保管委託報酬		723,976
管理報酬	3	629,398
金融取引税		447,111
保管報酬	6	435,543
登録手数料		11,303
その他の費用		508,519
費用合計		87,736,997
投資純損失		(27,855,692)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド

運用計算書および純資産変動計算書
2014年9月30日終了年度（続き）

（日本円で表示）

	注	日本円
投資純損失		(27,855,692)
実現純利益 / (損失) :		
投資有価証券	1.2	1,494,889,569
為替予約契約	1.7	(33,354,443)
外国為替	1.6	8,912,076
当期投資純損失および実現利益		1,442,591,510
未実現評価損益の純変動 :		
投資有価証券	1.2	(819,073,243)
為替予約契約	1.7	944,083
運用による純資産の純増加		624,462,350
資本の変動		
受益証券買戻し		(1,841,915,913)
資本の純変動		(1,841,915,913)
期首現在純資産		4,978,480,034
期末現在純資産		3,761,026,471

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド

統計情報

期末現在発行済受益証券口数	円建ヘッジありクラス	円建ヘッジなしクラス
2012年9月30日	620,230,000	6,553,044,789
2013年9月30日	398,970,000	4,685,568,789
受益証券発行口数	-	-
受益証券買戻口数	(72,990,000)	(1,620,000,000)
2014年9月30日	325,980,000	3,065,568,789

期末現在純資産	日本円	日本円
2012年9月30日	442,861,227	4,011,853,446
2013年9月30日	365,462,507	4,613,017,527
2014年9月30日	312,064,433	3,448,962,038

期末現在受益証券1口当たり純資産価格	日本円	日本円
2012年9月30日	0.7140	0.6122
2013年9月30日	0.9160	0.9845
2014年9月30日	0.9573	1.1251

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド

財務書類に対する注記

(2014年9月30日現在)

注1. 重要な会計方針

1.1 - 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

1.2 - 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資ファンドおよびミューチュアル・ファンドは、該当評価日現在の純資産価額（かかる評価日現在の純資産価額が入手できない場合は、その直前の純資産価額が使用される。）で評価される。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券の評価は、ヨーロッパおよび北アメリカの市場で取引されている有価証券については、関連する評価日の直近入手可能始値で、またアジアの市場で取引されている有価証券については、関連する評価日の直近入手可能終値で行われる。
- (c) 証券取引所で取引されていないが、店頭で取引されている有価証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ選定した信頼できる情報源に基づいて評価される。
- (d) サブ・ファンドが保有しているスワップおよびその他の店頭取引商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ適切と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価される。
- (e) 短期金融商品および現金預金は、取得原価に経過利息を加えて評価される。
- (f) 資産が評価される取引所または市場が、評価日に営業していない場合、当該資産は、かかる取引所または市場の直前営業日現在で評価される。
- (g) 時価を特定できない資産および負債を含むすべてのその他の資産および負債は、管理事務代行会社と協議のうえ、管理会社の裁量により誠実に評価される。
- (h) 前述の評価方法は、資産の時価を反映するために妥当であると判断された場合に限り、管理事務代行会社と協議のうえ、管理会社の裁量で修正することができる。

未実現損益は、当期における投資有価証券の公正価値の変動および報告期間中に実現した過年度の投資有価証券に係る未実現損益の戻入れにより構成される。

投資有価証券の処分に係る実現損益は、平均原価法を用いて算出される。

1.3 - 設立費

設立費は、完全に償却された。

1.4 - 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

1.5 - 受取分配金

分配金は、分配宣言された時点で収益として計上される。

1.6 - 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の為替レートにより日本円に換算されている。外貨に係る未実現損益および実現損益は、運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

1.7 - 為替予約契約

為替予約契約は、満期日までの残存期間、純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

為替予約契約の未実現および実現損益は、運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

注2 . 受託報酬

受託会社は、各評価日に発生し計算され四半期毎に後払いされる、純資産価額の年率0.015%の受託報酬（年間最低15,000米ドル、最高30,000米ドル）をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直されることがある。受託会社が追加的な活動、訴訟、またはその他の例外的な事項を検討しまたはそれらに携わることが求められる場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時期における追加的な交渉に従い、反対の合意がない限り、随時実施されている時間単位料金に従い受託会社により請求される。

受託会社は、サブ・ファンドに関連して受託会社が負担した合理的なすべての立替費用をサブ・ファンドの資産から支払いを受ける。

注3．管理報酬

2014年6月30日まで、管理会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有していた。

2014年7月1日以降、管理会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して管理会社が負担した合理的なすべての立替費用をサブ・ファンドの資産から支払いを受ける。

注4．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.14%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から支払う。

注5．投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.70%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から支払う。

注6．保管報酬

保管会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から支払う。

注7．販売報酬

2014年6月30日まで、販売会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.70%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有していた。

2014年7月1日以降、販売会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、純資産価額の年率0.68%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、販売会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から支払う。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドに帰属する純資産価額の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から支払う。

注9．税金

9.1 - ケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることはなく、ファンドは、ケイマン諸島総督から、ファンドの設定日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

9.2 - その他の国々

トラストは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券に投資しようとする者は、各々の法域の法律における受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性がある税金またはその他の結果を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注10．為替予約契約

2014年9月30日現在、サブ・ファンドは、下記の未決済為替予約契約を保有していた。

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
カナダ・ドル	200	日本円	19,018	2014/11/28	(578)
カナダ・ドル	17,000	日本円	1,629,419	2014/11/28	(36,226)
カナダ・ドル	17,000	日本円	1,662,779	2014/11/28	(2,866)
デンマーク・クローネ	612,000	日本円	11,420,106	2014/11/28	7,584
香港ドル	502,000	日本円	6,723,416	2014/11/28	(348,670)

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					日本円
香港ドル	521,000	日本円	7,034,127	2014/11/28	(305,627)
香港ドル	140,000	日本円	1,889,233	2014/11/28	(83,062)
香港ドル	2,230,000	日本円	31,237,431	2014/11/28	(178,408)
香港ドル	200,000	日本円	2,813,404	2014/11/28	(4,160)
ニュージーランド・ドル	57,700	日本円	4,971,360	2014/11/28	84,846
ニュージーランド・ドル	6,000	日本円	519,216	2014/11/28	11,086
ニュージーランド・ドル	2,500	日本円	217,124	2014/11/28	5,403
ニュージーランド・ドル	9,000	日本円	786,332	2014/11/28	24,137
ニュージーランド・ドル	75,000	日本円	6,520,611	2014/11/28	168,990
ノルウェー・クローネ	171,000	日本円	2,898,540	2014/11/28	(440)
スウェーデン・クローネ	68,000	日本円	1,015,438	2014/11/28	(12,078)
スウェーデン・クローネ	585,000	日本円	8,843,039	2014/11/28	3,376
スイス・フラン	1,600	日本円	181,575	2014/11/28	(2,453)
スイス・フラン	58,200	日本円	6,638,508	2014/11/28	(55,499)
スイス・フラン	20,000	日本円	2,282,240	2014/11/28	(18,106)
スイス・フラン	37,300	日本円	4,292,966	2014/11/28	2,784
スイス・フラン	30,000	日本円	3,444,729	2014/11/28	(5,790)
英ポンド	23,000	日本円	3,959,278	2014/11/28	(130,761)
英ポンド	800	日本円	142,202	2014/11/28	(60)
英ポンド	28,700	日本円	5,089,288	2014/11/28	(14,370)
米ドル	114,000	日本円	11,832,043	2014/11/28	(637,377)
米ドル	76,000	日本円	7,962,874	2014/11/28	(350,073)
米ドル	1,191,000	日本円	129,532,662	2014/11/28	(739,963)
ユーロ	22,800	日本円	3,138,905	2014/11/28	(25,436)
ユーロ	90,000	日本円	12,399,462	2014/11/28	(91,356)
ユーロ	496,000	日本円	68,987,675	2014/11/28	149,389
日本円	3,317,444	カナダ・ドル	34,200	2014/11/28	33,442
日本円	275,670	デンマーク・クローネ	15,000	2014/11/28	4,049
日本円	5,921,421	デンマーク・クローネ	319,000	2014/11/28	27,263
日本円	5,177,883	デンマーク・クローネ	278,000	2014/11/28	6,237
日本円	2,494,521	香港ドル	180,000	2014/11/28	41,287
日本円	9,684,804	香港ドル	690,000	2014/11/28	35,792
日本円	407,701	ニュージーランド・ドル	4,700	2014/11/28	(9,666)
日本円	43,863	ノルウェー・クローネ	2,600	2014/11/28	215
日本円	2,847,619	ノルウェー・クローネ	168,400	2014/11/28	7,283
日本円	179,434	スウェーデン・クローネ	12,000	2014/11/28	1,892
日本円	3,309,091	スウェーデン・クローネ	220,000	2014/11/28	15,227
日本円	3,468,907	スウェーデン・クローネ	230,000	2014/11/28	6,516
日本円	2,917,676	スウェーデン・クローネ	191,000	2014/11/28	(31,564)
日本円	102,548	スイス・フラン	900	2014/11/28	968
日本円	190,808	英ポンド	1,100	2014/11/28	4,803
日本円	2,667,991	英ポンド	15,400	2014/11/28	70,557
日本円	2,849,283	英ポンド	16,500	2014/11/28	84,876
日本円	173,362	英ポンド	1,000	2014/11/28	4,466

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					日本円
日本円	7,472,204	米ドル	70,000	2014/11/28	184,457
日本円	5,712,287	ユーロ	41,700	2014/11/28	75,125
日本円	7,996,947	ユーロ	58,000	2014/11/28	52,691
為替予約契約に係る正味未実現評価損合計					(1,969,848)

注11. その他の収益

その他の収益で示される金額は、オーマット・テクノロジーズに対して2013年4月に提起された集団訴訟によるものである。この集団訴訟は、2008年5月7日から2010年2月24日(同日を含む。)の間にオーマット・テクノロジーズの有価証券を購入または取得し、損害を被ったすべての当事者を対象とするものであった。

2014年6月3日、60,201.22米ドル(6,160,996円)がサブ・ファンドに対して支払われた。

注12. 為替レート

2014年9月30日現在使用されている日本円に対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
スイス・フラン	115.0154	香港ドル	14.0944
デンマーク・クローネ	18.6480	ノルウェー・クローネ	16.9949
ユーロ	138.7992	ニュージーランド・ドル	85.2218
英ポンド	177.9826	米ドル	109.4200

注13. 事象

チャオダー・モダン・アグリカルチャー

2011年9月26日以降、香港証券取引所におけるチャオダー・モダン・アグリカルチャー(ホールディングス)リミテッド(以下「チャオダー」という。)の株式の売買は停止されていた。ムーディーズは、2011年10月7日付でチャオダーの格付を引下げ、2011年12月19日付で当該格付を取下げた。

かかる状況を鑑みて、2011年10月11日、管理会社の取締役会はサブ・ファンドにおけるチャオダーの株式の評価額をゼロとすることを決議した。

2015年2月2日付で、チャオダーは、香港証券取引所により課せられていたすべての取引再開の条件を満たした。これに従い、2015年2月2日の午前9時より当該株取引が再開された。

管理会社の値付委員会は、2015年2月2日より、サブ・ファンドにおけるチャオダーの株式の評価額を時価（0.6香港ドル）とすることを決定した。

注14．受益証券の購入および買戻しに関する条項

受益証券は、英文目論見書およびその別紙に記載される取得申込みの通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、購入される。発行価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する発行日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書およびその別紙に記載される買戻請求の通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買戻すことができる。買戻価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、当該買戻日に計算され、公表される。

注15．関連会社取引

管理会社およびその取締役、管理事務代行会社、保管会社ならびに日本における代行協会員および販売会社は、サブ・ファンドの関係法人である。関係法人に対する報酬は、年度末現在の運用計算書および純資産変動計算書において報告され、財務書類に対する注記において詳述されている。

注16．後発事象

2014年12月12日、田本真也氏および大久保尚樹氏が管理会社の取締役に任命された。当該任命は、金融監督委員会により2015年2月3日付の書簡をもって承認された。

2015年1月1日、サブ・ファンドの投資運用会社の責任は、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）から、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルグ）に譲渡された。

現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する期末後のその他の重要な事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Statement of net assets as at September 30, 2014

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		3,297,385,855
At market value	1.2, 13	3,484,161,329
Cash at bank		220,234,058
Receivable on investments sold		75,220,566
Dividend receivable		6,960,824
Other assets		101,634
Total assets		3,786,678,411
Liabilities		
Payable on redemptions		11,141,860
Printing and publishing expenses payable		3,230,495
Investment Manager fee payable	5	2,262,558
Distributor fee payable	7	2,196,960
Legal expenses payable		2,052,332
Net unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts	1.7, 10	1,969,848
Professional expenses payable		1,503,903
Administrator fee payable	4	451,959
Trustee fee payable	2	389,938
Agent Company fee payable	8	322,987
Manager fee payable	3	96,924
Custodian fee payable	6	32,176
Total liabilities		25,651,940
Net assets		3,761,026,471
Net assets value		
JPY Hedged Class		312,064,433
JPY Non-hedged Class		3,448,962,038
Number of units outstanding		
JPY Hedged Class		325,980,000
JPY Non-hedged Class		3,065,568,789
Net assets per unit		
JPY Hedged Class		0.9573
JPY Non-hedged Class		1.1251

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Statement of operations and changes in net assets for the year ended September 30, 2014

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Income		
Dividend income	1.5	53,714,578
Bank interest	1.4	5,731
Other income	11	6,160,996
Total income		59,881,305
Expenses		
Investment Manager fee	5	30,624,528
Distributor fee	7	30,419,286
Administrator fee	4	6,117,395
Printing and publishing expenses		5,333,733
Agent Company fee	8	4,371,813
Legal expenses		3,977,479
Trustee fee	2	1,537,479
Professional expenses		1,503,903
Transaction fee		1,095,531
Safekeeping fee		723,976
Manager fee	3	629,398
Financial Transaction Tax		447,111
Custodian fee	6	435,543
Registration fee		11,303
Other expenses		508,519
Total expenses		87,736,997
Net investment loss		(27,855,692)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Statement of operations and changes in net assets for the year ended
September 30, 2014 (continued)

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Net investment loss		(27,855,692)
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	1.2	1,494,889,569
Forward foreign currency exchange contracts	1.7	(33,354,443)
Foreign exchange	1.6	8,912,076
Net investment loss and realised gain for the year		1,442,591,510
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:		
Investments	1.2	(819,073,243)
Forward foreign currency exchange contracts	1.7	944,083
Net increase in net assets as a result of operations		624,462,350
Movement in capital		
Redemption of units		(1,841,915,913)
Net movement in capital		(1,841,915,913)
Net assets at the beginning of the year		4,978,480,034
Net assets at the end of the year		3,761,026,471

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Statistical information

Number of units outstanding at the end of the year:	JPY Hedged Class	JPY Non-hedged Class
September 30, 2012	620,230,000	6,553,044,789
September 30, 2013	398,970,000	4,685,568,789
Units issued	-	-
Units redeemed	(72,990,000)	(1,620,000,000)
September 30, 2014	325,980,000	3,065,568,789
<hr/>		
Net assets at the end of the year:	JPY	JPY
September 30, 2012	442,861,227	4,011,853,446
September 30, 2013	365,462,507	4,613,017,527
September 30, 2014	312,064,433	3,448,962,038
<hr/>		
Net assets per unit at the end of the year:	JPY	JPY
September 30, 2012	0.7140	0.6122
September 30, 2013	0.9160	0.9845
September 30, 2014	0.9573	1.1251

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements

(As at September 30, 2014)

Note 1 - Significant accounting policies

1.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

1.2 - Valuation of the investments in securities and other assets

- (a) Collective investment schemes, investment funds and mutual funds shall be valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day shall be used);
- (b) Securities which are traded on a securities exchange shall be valued at their latest available opening market price on the relevant valuation day for securities traded on European and North American markets and at their latest available closing price on the relevant valuation day for securities traded on Asian markets;
- (c) Securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter shall be valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) Swaps and other over-the-counter instruments held by any series trust shall be valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) Short-term money market instruments and bank deposits shall be valued at the cost plus accrued interest;
- (f) If, on the date as of which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets shall be determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2014)

Note 1 - Significant accounting policies (continued)

(g) All other assets and liabilities shall be valued in the good faith discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value;

(h) The foregoing valuations may be modified by the Manager, in its discretion, in consultation with the Administrator, if and to the extent that it shall determine that modifications are advisable in order to reflect the market value of any assets.

Unrealised gains and losses comprises changes in fair value of investments for the year and the reversal of prior period unrealised gains and losses for investments which were realised in the reporting period.

Realised gain and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

1.3 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

1.4 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

1.5 - Dividend income

Dividends are recorded as income when they are declared.

1.6 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than Japanese yen are translated at exchange rates prevailing at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates prevailing at the transaction dates. Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2014)

Note 1 - Significant accounting policies (continued)

1.7 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity.

Unrealised and realised gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

Note 2 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a trustee fee at the rate of 0.015% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum.

The fee set out above is subject to review on an annual basis. Where the Trustee is required to consider or engage in further activities, litigation or other exceptional matters, additional fees will be subject to further negotiation at the relevant time with the Manager and, in the absence of contrary agreement, additional fees will be charged by the Trustee at its hourly rates from time to time in effect.

The Trustee shall be reimbursed for all reasonable out of pocket expenses incurred by the Trustee in relation to the Series Trust out of the Series Trust's assets.

Note 3 - Manager fee

Until June 30, 2014, the Manager was entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Since July 01, 2014, the Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.03% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall be reimbursed for all reasonable out of pocket expenses incurred by the Manager in relation to the Series Trust out of the Series Trust's assets.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2014)

Note 4 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.14% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out of pocket expenses payable to the Administrator in relation to the Series Trust out of the Series Trust's assets.

Note 5 - Investment Manager fee

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.70% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out of pocket expenses payable to the Investment Manager out of the relevant Series Trust's assets.

Note 6 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out of pocket expenses payable to the Custodian in relation to the Series Trust out of the Series Trust's assets.

Note 7 - Distributor fee

Until June 30, 2014, the Distributor was entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.70% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Since July 01, 2014, the Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.68% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out of pocket expenses payable to the Distributor out of the relevant Series Trust's assets.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2014)

Note 8 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value attributable to the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager shall discharge reasonable out of pocket expenses payable to the Agent Company out of the relevant Series Trust's assets.

Note 9 - Taxation

9.1 - Cayman Islands

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of creation of the Trust. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

9.2 - Other Countries

The Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 10 - Forward foreign currency exchange contracts

As at September 30, 2014, the Series Trust had the following open forward foreign currency exchange contracts:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
CAD	200	JPY	19,018	28/11/14	(578)
CAD	17,000	JPY	1,629,419	28/11/14	(36,226)
CAD	17,000	JPY	1,662,779	28/11/14	(2,866)
DKK	612,000	JPY	11,420,106	28/11/14	7,584

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2014)

Note 10 - Forward foreign currency exchange contracts (continued)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
HKD	502,000	JPY	6,723,416	28/11/14	(348,670)
HKD	521,000	JPY	7,034,127	28/11/14	(305,627)
HKD	140,000	JPY	1,889,233	28/11/14	(83,062)
HKD	2,230,000	JPY	31,237,431	28/11/14	(178,408)
HKD	200,000	JPY	2,813,404	28/11/14	(4,160)
NZD	57,700	JPY	4,971,360	28/11/14	84,846
NZD	6,000	JPY	519,216	28/11/14	11,086
NZD	2,500	JPY	217,124	28/11/14	5,403
NZD	9,000	JPY	786,332	28/11/14	24,137
NZD	75,000	JPY	6,520,611	28/11/14	168,990
NOK	171,000	JPY	2,898,540	28/11/14	(440)
SEK	68,000	JPY	1,015,438	28/11/14	(12,078)
SEK	585,000	JPY	8,843,039	28/11/14	3,376
CHF	1,600	JPY	181,575	28/11/14	(2,453)
CHF	58,200	JPY	6,638,508	28/11/14	(55,499)
CHF	20,000	JPY	2,282,240	28/11/14	(18,106)
CHF	37,300	JPY	4,292,966	28/11/14	2,784
CHF	30,000	JPY	3,444,729	28/11/14	(5,790)
GBP	23,000	JPY	3,959,278	28/11/14	(130,761)
GBP	800	JPY	142,202	28/11/14	(60)
GBP	28,700	JPY	5,089,288	28/11/14	(14,370)
USD	114,000	JPY	11,832,043	28/11/14	(637,377)
USD	76,000	JPY	7,962,874	28/11/14	(350,073)
USD	1,191,000	JPY	129,532,662	28/11/14	(739,963)
EUR	22,800	JPY	3,138,905	28/11/14	(25,436)
EUR	90,000	JPY	12,399,462	28/11/14	(91,356)
EUR	496,000	JPY	68,987,675	28/11/14	149,389
JPY	3,317,444	CAD	34,200	28/11/14	33,442
JPY	275,670	DKK	15,000	28/11/14	4,049
JPY	5,921,421	DKK	319,000	28/11/14	27,263
JPY	5,177,883	DKK	278,000	28/11/14	6,237
JPY	2,494,521	HKD	180,000	28/11/14	41,287
JPY	9,684,804	HKD	690,000	28/11/14	35,792
JPY	407,701	NZD	4,700	28/11/14	(9,666)
JPY	43,863	NOK	2,600	28/11/14	215
JPY	2,847,619	NOK	168,400	28/11/14	7,283
JPY	179,434	SEK	12,000	28/11/14	1,892
JPY	3,309,091	SEK	220,000	28/11/14	15,227

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2014)

Note 10 - Forward foreign currency exchange contracts (continued)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	3,468,907	SEK	230,000	28/11/14	6,516
JPY	2,917,676	SEK	191,000	28/11/14	(31,564)
JPY	102,548	CHF	900	28/11/14	968
JPY	190,808	GBP	1,100	28/11/14	4,803
JPY	2,667,991	GBP	15,400	28/11/14	70,557
JPY	2,849,283	GBP	16,500	28/11/14	84,876
JPY	173,362	GBP	1,000	28/11/14	4,466
JPY	7,472,204	USD	70,000	28/11/14	184,457
JPY	5,712,287	EUR	41,700	28/11/14	75,125
JPY	7,996,947	EUR	58,000	28/11/14	52,691
Total net unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts					(1,969,848)

Note 11 - Other income

The amount indicated as other income results from the class action filed against Ormat Technologies in April 2013. This class action was open to all persons who purchased or acquired Ormat Technologies securities between May 7, 2008 and February 24, 2010 inclusive and who incurred damages.

On June 3, 2014, USD 60,201.22 (JPY 6,160,996) were paid to the Series Trust.

Note 12 - Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at September 30, 2014 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
CHF	115.0154	HKD	14.0944
DKK	18.6480	NOK	16.9949
EUR	138.7992	NZD	85.2218
GBP	177.9826	USD	109.4200

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2014)

Note 13 - Events

Chaoda Modern Agriculture

Trading in shares of Chaoda Modern Agriculture (Holdings) Limited (" Chaoda ") on the Hong Kong Stock Exchange has been suspended since September 26, 2011. Moody's downgraded Chaoda's rating on October 7, 2011 and withdrew its rating on December 19, 2011.

In view of the situation, the Board of Directors of the Manager resolved on October 11, 2011 to value the Series Trust's shares in Chaoda at zero.

On February 2, 2015, Chaoda has satisfied all the conditions for resumption imposed by The Stock Exchange of Hong Kong Limited. The resumption of trading in shares has been therefore effective from 9:00 a.m. on February 2, 2015.

The Pricing Committee of the Manager has decided to value the Series Trust's shares in Chaoda at the market price (HKD 0.6) as from February 2, 2015.

Note 14 - Terms of subscriptions and redemptions of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit (" Issue Price "), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum and its appendices. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant issue day.

Units may be repurchased as of any repurchase day at the net asset value per unit as of the relevant purchase day for the relevant unit (" Repurchase Price "), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum and its appendices. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant repurchase day.

Note 15 - Related party transactions

The Manager and some of its Directors, the Administrator, the Custodian, the Agent Company and the Distributor in Japan are related parties of the Series Trust. Related parties fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at year-end and are detailed in the notes to the financial statements.

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Notes to the financial statements (continued)

(As at September 30, 2014)

Note 16 - Subsequent events

On December 12, 2014, Mr. Shinya TAMOTO and Mr. Naoki OKUBO were appointed as Directors of the Manager. Said appointment was approved by the Commission de Surveillance du Secteur Financier in a letter dated February 3, 2015.

On January 1, 2015, the responsibilities as investment manager of the Series Trust were assigned from Edmond de Rothschild (Europe) to Edmond de Rothschild Asset Management (Luxembourg).

There has been no other significant event after year-end, which in the opinion of the Trustee and the Manager requires disclosure in the present financial statements.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2016年1月末日現在)

	円 (ただし、 を除く。)	
資産総額	2,260,823,349	
負債総額	3,170,512	
純資産総額 (-)	2,257,652,837	
発行済口数	円建ヘッジありクラス	211,670,000
	円建ヘッジなしクラス	2,035,189,289
1口当たり純資産価格 (/)	円建ヘッジありクラス	0.8341
	円建ヘッジなしクラス	1.0226

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9A番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社または管理会社は、発行済クラス受益証券の純資産総額の過半数以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を招集しなければならない。受益者集会の少なくとも21日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ケイマン諸島に居所または住所を有する者を含む。）によるクラス受益証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は、2015年3月末日現在、5,446,220ユーロ（約7億1,983万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,643円）の記名式株式272,311株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成23年3月31日	446,220ユーロ
平成24年3月31日	446,220ユーロ
平成25年3月31日	446,220ユーロ
平成26年1月16日	5,446,220ユーロ
平成26年3月31日	5,446,220ユーロ
平成27年3月31日	5,446,220ユーロ

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は正式に開催される株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、再選されるか後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長数名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により招集され、招集通知に記載された場所で開催される。さらに管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、上記の秘書役1名、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、電報またはテレックスにより各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面、電報、ファックス、テレックスまたは委任を確認できるその他の電子的媒体により別の取締役に指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決による。上記にかかわらず、取締役の決議は書面により行うこともでき、決議を記載し、各取締役が署名した1通または複数の書面で構成されることもできる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。ただし、取締役は、取締役会決議により特別に認められた場合を除き、取締役個人の行為により管理会社を拘束することができない。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行う権限ならびに管理会社の方針および目的を促進するための行為を実行する権限を会社役員に委任することができる。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、運用を委任している。管理会社は、1915年商事会社法に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社は、A I F M Dおよび2013年法に基づき、ファンドに関しA I F Mとして業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず（2010年法第125 - 2条に規定されたU C Iを管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのU C Iを管理しなければならない。管理会社は、U C Iの運営、管理および販売に関連するあらゆる業務を行うことができる。

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、有価証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に関連するすべての権利の行使を含む管理および運用に関する業務を行うことができる。

管理会社は、サブ・ファンドの費用で、関連する信託証書補遺に基づく一部または全部の職務を、一または複数の個人または企業（投資運用会社またはその他の業務提供会社を含む。）に委任する権限を有する。ただし、管理会社は上記の受任者が基本信託証書に定める規定を遵守することを保証すること、管理会社は受任者が犯した作為または不作為に関して、あたかも管理会社自身の作為または不作為であるかのようにして、引き続き責任を負うことを条件とする。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関連する信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また、管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社、その関係会社およびこれらの取締役、役員、従業員または代理人は、管理会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人として強いられまたは被ることがある、基本信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償され、かつ信託財産に対する求償権を有する。ただし、かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびその取締役、役員または従業員の実際の詐欺行為または故意の不履行により発生した作為または不作為から生じ管理会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は有価証券届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務についてはミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

管理会社は、2016年1月末日現在、14本のファンドを管理および運営しており、その純資産額の合計は、以下に記載された通貨建別運用金額の合計額である。

管理会社が管理および運営しているファンドは、以下のとおり、分類される。

分類	内訳
----	----

A分類	通貨建別運用金額	米ドル： 2,606,970,607米ドル ユーロ建： 8,353,897ユーロ 日本円建： 564,203,932,910円 豪ドル建： 1,787,908,346豪ドル ニュージーランド・ドル建： 505,541,446ニュージーランド・ドル カナダ・ドル建： 74,231,194カナダ・ドル
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	3本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、11本がケイマン籍・契約型・オープン・エンド型である。

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成28年1月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝132.17円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表

2015年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2015年3月31日		2014年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- その他の付帯設備、工具および備品	3	25,097	3,317	49,420	6,532
流動資産					
- 債権					
売掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの	4	1,730,308	228,695	537,977	71,104
関係当事者への債権					
1年以内に支払期限の到来するもの		4,557	602	17,541	2,318
その他の売掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの		102,350	13,528	18,684	2,469
- 現金および預金		6,254,088	826,603	6,616,633	874,520
前払金		30,507	4,032	47,740	6,310
資産合計		8,146,907	1,076,777	7,287,995	963,254
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	5	5,446,220	719,827	5,446,220	719,827
- 準備金					
法定準備金	6	55,985	7,400	44,622	5,898
その他の積立金	7	1,154,757	152,624	938,870	124,090
		1,210,742	160,024	983,492	129,988
- 当期損益		(226,185)	(29,895)	227,250	30,036
		6,430,777	849,956	6,656,962	879,851

注

	2015年3月31日		2014年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
引当金				
- 納税引当金	8	0	0	0
- その他の引当金		232,504	115,156	15,220
		<u>232,504</u>	<u>115,156</u>	<u>15,220</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの		105,197	88,904	11,750
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	9	1,378,429	426,973	56,433
		<u>1,483,626</u>	<u>515,877</u>	<u>68,183</u>
負債合計		<u>8,146,907</u>	<u>7,287,995</u>	<u>963,254</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益計算書】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2015年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2015年3月31日		2014年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	10.2	3,929,755	519,396	1,077,142	142,366
人件費					
給与および賃金		929,765	122,887	495,659	65,511
給与および賃金に係る社会保障費		98,171	12,975	51,741	6,839
補足年金費用		29,070	3,842	6,202	820
その他の社会保障費		54,189	7,162	46,070	6,089
		<u>1,111,195</u>	<u>146,867</u>	<u>599,672</u>	<u>79,259</u>
流動資産要素に係る評価調整	4	0	0	2,844	376
その他の営業費用	11.1	225,054	29,745	107,739	14,240
利息およびその他の財務費用					
その他の利息および類似財務費用		0	0	7,629	1,008
		<u>5,266,004</u>	<u>696,008</u>	<u>1,795,026</u>	<u>237,249</u>
法人所得税	8	3,210	424	3,210	424
前勘定科目に表示されていないその他の税金		33,320	4,404	7,145	944
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>227,250</u>	<u>30,036</u>
当期利益		<u>5,302,534</u>	<u>700,836</u>	<u>2,032,631</u>	<u>268,653</u>
費用合計					
収益					
純売上高	10.1	5,045,273	666,834	1,331,992	176,049
その他の営業収益	11.2	16,326	2,158	699,479	92,450
その他の利息および財務収益					
その他の利息および類似財務収益		14,750	1,950	1,160	153
当期損失		<u>226,185</u>	<u>29,895</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
収益合計		<u>5,302,534</u>	<u>700,836</u>	<u>2,032,631</u>	<u>268,653</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

オフ・バランスシート

2015年3月31日に終了した年度

(単位:ユーロ)

	注	2015年3月31日		2014年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
第三者のために保有される資産	13	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記
2015年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「当社」という。)は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

2014年4月22日までの当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理(2010年12月17日法(以下「ルクセンブルグ法」という。)の第125 - 2条の意味における)を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けすることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、ルクセンブルグ法第16章の制限の範囲内とされる。

2014年4月22日以降、当社の単独株主の決議を受けて、当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのU C I (以下「投資信託」という。)を管理することを条件に、(投資信託に関する2010年12月17日の法律(以下「2010年法」ということがある。)の第125 - 2条に規定された)投資信託の管理を行うことに変更された。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律(以下「2013年法」という。)に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/E U (以下「A I F M D」という。)の別紙(以下「別紙」という。)の第1項に規定された業務を行う。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2015年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト(ルクセンブルグ)、S M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド(ルクセンブルグ)、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミア・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンドの14の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ(以下「ユーロ」という。)で維持し、当期財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差益および差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価				評価額調整		
	期初現在 価値総額	再分類	追加	処分	期末現在 価値総額	累積額 調整	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産							
内訳：							
- 家具、付帯設備	7,264	0	0	0	7,264	(1,661)	5,603
- オフィス設備	47,483	0	1,394	0	48,877	(29,383)	19,494
	54,747	0	1,394	0	56,141	(31,044)	25,097

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- 家具、付帯設備 20%
- オフィス設備 50%

注4．債権

2015年3月31日および2014年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド（ABLファンド・シリーズ）のシリーズ・トラストからの償還過程

における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が行われた。かかる評価調整額は35,679ユーロにのぼり、当年度において追加の評価調整はなかった。

注5．払込資本金

2014年1月16日付で、額面金額20.00ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロに増加した。

注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2014年3月31日現在残高	5,446,220	44,622	738,070	200,800	938,870	227,250
損益の繰入額	-	11,363	215,887	-	215,887	(227,250)
支払配当金	-	-	-	-	-	-
振替額	-	-	-	-	-	-
資本金増加	-	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	-	(226,185)
2015年3月31日現在残高	5,446,220	55,985	953,957	200,800	1,154,757	(226,185)

2014年5月30日に開催された年次株主総会は、2014年3月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税(NWT)負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金(「特別納税引当金」科目)のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されており、前納税は貸借対照表上で「その他の売掛金 - 1年以内に支払期限の到来するもの」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2010年まで(同年を含む。)査定を行っている。

注9. その他の債務

2015年3月31日および2014年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	1,292,277	400,287
未払販売報酬	86,152	26,686
	<u>1,378,429</u>	<u>426,973</u>

注10. 純売上高およびその他の営業費用

10.1 純売上高

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
受領管理報酬	5,045,273	1,331,992
受領実績報酬	0	0
	<u>5,045,273</u>	<u>1,331,992</u>

2015年3月31日現在の適用ある報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンド、日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト(ルクセンブルグ)、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート、日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド(SM)、日興・プレミア・ファンド - 日興エナジー・インフラ・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティおよびS M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド(ルクセンブルグ)から、これらのファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド(円建て)/(円ヘッジあり)から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.025%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.12%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

さらに、当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2015年3月31日に終了した期間の実績報酬はなかった。支払があった場合には、かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。

当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.35%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.32%の年次報酬を払い戻す。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.01%を上限とする。「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（a）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。）より、（b）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

10.2 その他の外部費用

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	3,737,328	825,542
払戻し実績報酬	0	0
その他の費用	192,427	251,600
	<u>3,929,755</u>	<u>1,077,142</u>

当社に支払われる、日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの平均純資産価額に対する0.35%の年次管理報酬のうち、0.32%が投資運用会社および販売会社に支払われる。当社が投資運用会社および販売会社に支払った合計金額は、2015年3月31日に終了した年度において3,737,328ユーロ、および2014年3月31日に終了した年度において825,542ユーロであった。

当社が受領した日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドの実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。2015年3月31日および2014年3月31日に終了した年度において、実現した実績報酬はなかった。

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注11．その他の営業費用およびその他の営業収益

11.1 その他の営業費用

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
取締役報酬	20,000	45,000
その他の管理事務費用	205,054	62,739
	<u>225,054</u>	<u>107,739</u>

11.2 その他の営業収益

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からの調整	4,776	0
S N B L (S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社)への業務提供に対する引当金	11,550	2,875
凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額	0	659,618
償還済みファンドからの残余額	0	36,986
	<u>16,326</u>	<u>699,479</u>

2013年12月24日付で、S M B C日興証券株式会社は、日興・プレミア・ファンド（A B Lファンド・シリーズ）のシリーズ・トラストの（当座借越額に充当するための）償還に関して当社により支払われた拠出の一部として、27,985,816円および590,385.87米ドルを当社に支払った。659,618ユーロに相当するこれらの金額は、2014年3月31日現在、当社において「凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額」として計上されている。

注12．従業員および取締役

12.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2015年3月31日	2014年3月31日
取締役	4	4

12.2 就業者

2015年3月31日および2014年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2015年3月31日	2014年3月31日
上級管理職	2	2
中間管理職	4	4
従業員	2	2
	8	8

2014年3月31日に終了した会計年度中、年度を通じて以下の従業員が雇用された。

- 2013年5月 1名
- 2013年7月 1名
- 2013年9月 2名
- 2014年1月 4名

注13．オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト（以下「シリーズ・トラスト」という。）を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託（S I C A V）の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかるS I C A Vの評価額は、ゼロと決定されていた。

かかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でS I C A Vの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるS I C A Vに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかか資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

2013年11月29日付および2013年12月3日付で、当社の管理に基づくいくつかのシリーズ・トラストに付与された当座借越額の支払の対価として、当社は、二つの対象投資信託における受益証券を受領したが、当該受益証券の評価額はゼロであった。将来、当社が当該対象投資信託より受領する一切の現金は、（当座借越額の補填またはこれらのシリーズ・トラストの一部の債務の支払として）S M B C日興証券株式会社および当社が被った損失の補填として使用され、その後、償還時にシリーズ・トラストのかつての受益者に対して払い戻される。

注14．後発事象

年度末以降、現在の財務書類において、開示が要求される重大な事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたもので

あり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at March 31, 2015**

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2015 EUR	March 31, 2014 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	25 097	49 420
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	1 730 308	537 977
Amounts owed by affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year		4 557	17 541
Other receivables			
- becoming due and payable within one year		102 350	18 684
- Cash at bank		6 254 088	6 616 633
Prepayments		<u>30 507</u>	<u>47 740</u>
Total assets		<u>8 146 907</u>	<u>7 287 995</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	55 985	44 622
other reserves	7	<u>1 154 757</u>	<u>938 870</u>
		1 210 742	983 492
- Profit or loss for the financial year		<u>(226 185)</u>	<u>227 250</u>
		6 430 777	6 656 962
Provisions			
- Provisions for taxation	8	0	0
- Other provisions		<u>232 504</u>	<u>115 156</u>
		232 504	115 156
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		105 197	88 904
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	9	<u>1 378 429</u>	<u>426 973</u>
		<u>1 483 626</u>	<u>515 877</u>
Total liabilities		<u>8 146 907</u>	<u>7 287 995</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2015
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
		EUR	EUR
CHARGES			
Other external charges	10.2	3 929 755	1 077 142
Staff costs			
<i>Salaries and wages</i>		929 765	495 659
<i>Social security on salaries and wages</i>		98 171	51 741
<i>Supplementary pension costs</i>		29 070	6 202
<i>Other social costs</i>		<u>54 182</u>	<u>46 070</u>
		1 111 195	599 672
Value adjustments on current assets	4	0	2 844
Other operating charges	11.1	225 054	107 739
Interest and other financial charges			
Other interest and similar financial charges		<u>0</u>	<u>7 629</u>
		5 266 004	1 795 026
Income tax	8	3 210	3 210
Other taxes not included in the previous caption		<u>33 320</u>	<u>7 145</u>
Profit for the financial year		<u>0</u>	<u>227 250</u>
Total charges		<u>5 302 534</u>	<u>2 032 631</u>
INCOME			
Net turnover	10.1	5 045 273	1 331 992
Other operating income	11.2	16 326	699 479
Other interest and other financial income			
Other interest and similar financial income		14 750	1 160
Loss for the financial year		<u>226 185</u>	<u>0</u>
Total income		<u>5 302 534</u>	<u>2 032 631</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Off-balance sheet as at March 31, 2015****(expressed in euro)**

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
		EUR	EUR
Assets held for third parties	13	-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company") was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as "Société Anonyme" on February 27, 1992.

Until April 22, 2014, the purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of December 17, 2010 (the "Luxembourg Law") of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 16 of the Luxembourg Law.

As from April 22, 2014, by decision of the sole shareholder of the Company, the purpose of the Company has been changed to the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment) (the "2010 Law"), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the "Funds"). In that context, the Company will act as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 (the "2013 Law") and perform the activities listed in item 1. of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the "Annex") and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the "AIFMD"). The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex

As at March 31, 2015, the Company manages 14 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), SMBC Nikko Investment Fund (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro ("EUR") and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****2.1 Foreign currency translation (continued)**

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange gains and losses are thus recorded in the profit and loss account.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015 (continued)

Note 3 – Movements in fixed assets

	Cost			Value adjustments	
	Gross value at the beginning of the financial year EUR	Reclassification EUR	Additions EUR	Cumulative value adjustments EUR	Net value at the end of the financial year EUR
Fixed assets					
of which:					
-furniture, fixture and fittings	7,264	0	0	(1,661)	5,603
-office arrangements	47,483	0	1,394	(29,383)	19,494
	54,747	0	1,394	(31,044)	25,097

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

- Furniture, fixture and fittings 20%
- Office arrangements 50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2015 and March 31, 2014 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables has been made in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series). This value adjustment amounts to EUR 35 679, no additional value adjustment having been made during the year.

Note 5 - Subscribed capital

On January 16, 2014, the subscribed capital was increased to EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.00.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2014	5 446 220	44 622	738 070	200 800	938 870	227 250
Allocation of the result	-	11 363	215 887	-	215 887	(227 250)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Transfer	-	-	-	-	-	-
Increase of Capital	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	(226 185)
Balance at March 31, 2015	5 446 220	55 985	953 957	200 800	1 154 757	(226 185)

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 30, 2014 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2014.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

Note 8 - Income tax

The Company is a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet and tax advances are recorded under "Other receivables becoming due and payable within one year" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2010 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

Note 9 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2015 and March 31, 2014 are analysed as follows:

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Advisory fees payable	1 292 277	400 287
Distribution fees payable	<u>86 152</u>	<u>26 686</u>
	<u>1 378 429</u>	<u>426 973</u>

Note 10 - Net turnover and other external charges**10.1 Net turnover**

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Management fees received	5 045 273	1 331 992
Performance fees received	<u>0</u>	<u>0</u>
	<u>5 045 273</u>	<u>1 331 992</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****10.1 Net turnover (continued)**

The related applicable Management fee rates as at March 31, 2015 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM, Nikko Premier Fund–Nikko Energy Infrastructure and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.03% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds – European High Yield, Premium Funds-Global Corporate Bond; Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund; Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund; Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity and SMBC Nikko Investment Fund (Lux), an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged) an annual management fee at the rate of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Global Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.025% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.12% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****10.1 Net turnover (continued)**

The Company receives from Nikko Offshore Funds – Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

Furthermore, the Company receives from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. There has been no performance fee paid for the period ended March 31, 2015. If paid, such performance fee is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds an annual management fee of 0.35% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.32% in total.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

10.2 Other external charges

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	3 737 328	825 542
Performance fees reimbursed	0	0
Other expenses	<u>192 427</u>	<u>251 600</u>
	<u>3 929 755</u>	<u>1 077 142</u>

Out of the annual management fees of 0.35% of the average net assets of the series trusts of Nikko Global Funds paid to the Company, 0.32% are paid to the Investment Manager and to the Distributor. The total amount paid by the Company to the investment manager and distributors of the series trusts of Nikko Global Funds was EUR 3 737 328 during the year ended March 31, 2015 and EUR 825 542 during the year ended March 31, 2014.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****10.2 Other external charges (continued)**

The performance fee receives by the Company from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio. No performance fee has been realised during the years ended March 31, 2015 and March 31, 2014.

Other expenses corresponds to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations,...

Note 11 – Other operating charges and other operating income**11.1 Other operating charges**

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Director's fees	20 000	45 000
Other administrative expenses	<u>205 054</u>	<u>62 739</u>
	<u>225 054</u>	<u>107 739</u>

11.2 Other operating income

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Adjustment provision from previous years	4 776	0
Provision for service provided to SNBL	11 550	2 875
Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts	0	659 618
Residual cash from liquidated funds	<u>0</u>	<u>36 986</u>
	<u>16 326</u>	<u>699 479</u>

On December 24, 2013, SMBC Nikko Securities Inc paid to the Company Yen 27 985 816 and US\$ 590 385.87 as partial contribution to the payment made by the Company in relation to the liquidation (to cover the overdrafts) of the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series). These amounts, corresponding to EUR 659 618, have been accounted in the Company as "Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts" as at March 31, 2014.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 12 - Staff and directors****12.1 Directors**

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2015	March 31, 2014
Directors	4	4

12.2 Personnel

The number of persons employed as at March 31, 2015 and March 31, 2014 was as follows:

	March 31, 2015	March 31, 2014
Senior Management	2	2
Middle Management	4	4
Employees	<u>2</u>	<u>2</u>
	<u>8</u>	<u>8</u>

During the financial year ended March 31, 2014, the employees were hired throughout the year as follows:

- 1 employee in May 2013
- 1 employee in July 2013
- 2 employees in September 2013
- 4 employees in January 2014.

Note 13 - Off balance sheet items

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the "Series Trust").

Following the termination, all investments of the Series Trust were realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment was determined at zero since May 29, 2009.

It has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company and following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist as a matter of Cayman Islands Law.

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence."

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 13 - Off balance sheet items (continued)**

On November 29, 2013 and December 3, 2013, in consideration of the payment of overdrafts granted to some series trusts under its management, the Company received units in two underlying funds, such units being valued at zero. It is agreed that if any cash is received by the Company from such underlying funds in the future, it will be used to compensate the loss suffered by SMBC Nikko Securities Inc and the Company (such as the compensation of the overdrafts or payment of some liabilities of these series trusts) and then to reimburse the former unitholders of the series trusts at the time of the liquidation.

Note 14 – Subsequent events

There is no significant event after year-end which requires disclosure in the present financial statements.

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、平成28年1月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 132.17円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2015年9月30日現在

(単位：ユーロ)

	2015年9月30日		2015年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の付帯設備、用具および備品	12,151	1,606	25,097	3,317
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	2,673,960	353,417	1,730,308	228,695
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	2,055,376	271,659	4,557	602
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	144,760	19,133	102,350	13,528
現金および預金	3,990,793	527,463	6,254,088	826,603
手許現金	510	67	0	0
前払金	21,076	2,786	30,507	4,032
	8,886,474	1,174,525	8,121,810	1,073,460
資産合計	8,898,626	1,176,131	8,146,907	1,076,777
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	719,827	5,446,220	719,827
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	55,985	7,400	55,985	7,400
その他の積立金	928,572	122,729	1,154,757	152,624
	984,557	130,129	1,210,742	160,024
- 当期損益	5,434	718	(226,185)	(29,895)
	6,436,211	850,674	6,430,777	849,956

	2015年9月30日		2015年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
引当金				
- 納税引当金	0	0	0	0
- その他の引当金	138,210	18,267	232,504	30,730
	<u>138,210</u>	<u>18,267</u>	<u>232,504</u>	<u>30,730</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	38,830	5,132	105,197	13,904
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	2,285,375	302,058	1,378,429	182,187
	<u>2,324,205</u>	<u>307,190</u>	<u>1,483,626</u>	<u>196,091</u>
負債合計	<u>8,898,626</u>	<u>1,176,131</u>	<u>8,146,907</u>	<u>1,076,777</u>

(2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2015年4月1日から2015年9月30日までの期間

(単位：ユーロ)

	2015年9月30日		2015年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	4,179,678	552,428	3,929,755	519,396
人件費	489,412	64,686	1,111,195	146,867
流動資産要素に係る評価調整	0	0	0	0
その他の営業費用	138,794	18,344	225,054	29,745
その他の利息および類似財務費用	41,000	5,419	0	0
	<u>4,848,884</u>	<u>640,877</u>	<u>5,266,004</u>	<u>696,008</u>
法人所得税	17,688	2,338	3,210	424
前勘定科目に表示されていないその他の税金	0	0	33,320	4,404
	<u>4,866,572</u>	<u>643,215</u>	<u>5,302,534</u>	<u>700,836</u>
当期利益	<u>5,434</u>	<u>718</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
費用合計	<u>4,872,005</u>	<u>643,933</u>	<u>5,302,534</u>	<u>700,836</u>
収益				
純売上高	4,859,724	642,310	5,045,273	666,834
その他の営業収益	12,281	1,623	16,326	2,158
その他の利息および類似財務収益	0	0	14,750	1,950
	<u>4,872,005</u>	<u>643,933</u>	<u>5,076,349</u>	<u>670,941</u>
当期損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>226,185</u>	<u>29,895</u>
収益合計	<u>4,872,005</u>	<u>643,933</u>	<u>5,302,534</u>	<u>700,836</u>

4【利害関係人との取引制限】

管理会社が、管理会社または受益者以外の第三者の利益のために行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンド資産の運用の適正を害する取引は禁止される。

投資者は、以下の潜在的利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）は、時にサブ・ファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事する場合がある。かかる活動には、他のファンドの運用、有価証券の売買、投資顧問・経営顧問業務、仲介業務の提供およびその他のファンドまたは会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行う可能性がある。また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに提供する業務と同様の業務を第三者に提供することができるが、かかる業務から得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するよう努力する。サブ・ファンドを含めた様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面する場合があるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払う。

受託会社、管理会社や各社の関連会社は、関係法で認められる範囲内で、代理人として受託会社または管理会社とポートフォリオにかかる取引を行うことができ、その場合、通常の総合サービス仲介手数料を超えないことを条件として、通常の仲介手数料や現金リベートを受け取り、保持するほか、通常の市場慣行に従って、本人として受託会社または管理会社と取引を行うことができる。

受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社のために物品、サービスまたはその他の便益（調査サービス、顧問サービス、特殊なソフトウェアまたは調査サービスに関連するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。）を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、サブ・ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、直接的な支払を行う代わりに受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社が仕事を発注することを約束することを条件とする。疑義を避けるため記載すると、上記の物品およびサービスには、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または建物、会費、従業員の給与または間接的な金銭の支払は含まれない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従って、受託会社または受託会社の関連会社は、事前に書面で管理会社の承認を得た上で、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を購入し、または売却することができる。また、受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができる。利害関係者（受託会社を除く。）は、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己勘定でかかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、信託財産を用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従って、利害関係者は、受益者または受託会社が有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。更に、利害関係者は、サブ・ファンドの計算で利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がサブ・ファンドの利益になる場合もあれば、利益にならない場合もある。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 出資の状況

該当事項なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、管理会社に重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、3月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ワールド・ファンド・リミテッド(「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2016年1月末日現在、50,000米ドル(約604万円)

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円換算は、便宜上、平成28年1月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=120.87円)による。

(ロ) 事業の内容

受託会社は、メイプルズ・エフエス・リミテッド(MaplesFS Limited)の「管理子会社」(銀行および信託会社法(2013年改正)に規定されている。)であり、メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2013年改正)の規定に基づき、適式に設立され有効に存続する信託会社であり、信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管会社」および「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、90,154,448ユーロ(約119億円)

(ロ) 事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に株式会社として設立された銀行で、S M B C日興証券株式会社の子会社である。

(3) S M B C日興証券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

(イ) 資本金の額

2016年1月末日現在、100億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

(4) エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルク)(「投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

2016年1月末日現在、18,238,022.99ユーロ(約24億円)

(ロ) 事業の内容

投資運用会社は、ルクセンブルグ L - 2535 エマニュエル・セルベ通り20番に登記上の事務所を有する。同社は2002年7月25日に、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(ヨーロッパ)の子会社としてルクセンブルグの法律に基づき設立された。エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(ヨーロッパ)は、1924年に設立されたスイスの株式会社であり、ジュネーブ、ヘッセ通り18番に登記上の事務所を有するエドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイのルクセンブルグで存続する子会社として、1982年2月19日に設立された。投資運用会社の主な事業は、一任ポートフォリオ運用業務およびファンドの運用である。

(5) エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(「投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

2015年12月末日現在、2,300,000イギリス・ポンド(約399百万円)

(注) イギリス・ポンド(以下「イギリス・ポンド」という。)の円換算は、便宜上、平成28年1月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1イギリス・ポンド=173.57円)による。

(ロ) 事業の内容

投資顧問会社は、イギリス、SW1Y 5AA、ロンドン、カールトンガーデンズ4番（4 Carlton Gardens, London, SW1Y 5AA, United Kingdom）に登記上の事務所を有する株式有限責任会社である。同社は、イギリス、SW1Y 5AA、ロンドン、カールトンガーデンズ4番（4 Carlton Gardens, London, SW1Y 5AA, United Kingdom）に登記上の事務所を有する1983年9月6日にイングランドおよびウェールズに設立された株式有限責任会社であるエドモン・ドゥ・ロスチャイルド（UK）リミテッドの子会社として、1987年7月6日にイングランドおよびウェールズに設立された。英国金融行為規制機構（参照番号578074）により、投資に関して助言するための認可と規制を受けている。

2【関係業務の概要】

（1）ワールド・ファンド・リミテッド

受託会社は、基本信託証書および信託証書補遺に基づき、サブ・ファンドの資産の受託者としての業務を提供する。

受託会社、その関係会社およびこれらの取締役、役員、従業員または代理人は、それぞれが受託会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人として強いられまたは被ることがある、基本信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償され、かつ信託財産に対する求償権を有する。ただし、かかる補償は、受託会社においては、受託会社またはその関係会社およびその取締役、役員または従業員の実際の詐欺行為または故意の不履行により発生した作為または不作為から生じ受託会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

基本信託証書の規定に従って、受託会社および受託会社の関連会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関係するサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が受託会社、受託会社の関連会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また受託会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

受託会社は、受任者または副受任者の行為を監督する義務を負わず、また受任者または副受任者の失当行為、過失または不履行を理由にサブ・ファンドに発生した損失に関して、かかる損失がサブ・ファンドに関する受託会社の職務に故意の不履行または現実の詐欺に起因しない限り、責任を負わない。受託会社は管理会社または管理会社が権限、職務もしくは裁量権を委任した者またはかかる者の受任者を監督し、または委任された職務を履行する上記の者の資格を調査する義務を負わない。また受託会社は投資対象の妥当性、適格性等に関する表明または保証を行わず、上記に関して一切責任を負わない。

受託会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、サブ・ファンドの期間とする。受託会社は45日前までに管理会社および受益者全員に書面の通知をして、後任の受託者が任命され次第、退任することができる。

受託会社は前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

（2）S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された管理事務代行契約（以下「管理事務代行契約」という。）に基づいて、受託会社および管理会社はファンドの管理事務代行、登録代行兼名義書換代理人を務めるサブ・ファンドの管理事務代行会社としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。管理事務代行契約に定める条件に基づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、ファンドの事務を管理し、ファンドの会計記録を付け、サブ・ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務める。

管理事務代行会社はルクセンブルグ大公国の法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、S M B C日興証券株式会社の子会社である。2014年3月末時点で管理事務代行会社の資本金は約9,015万

ユーロである。管理事務代行会社の目的は自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続する。また管理事務代行契約は管理事務代行契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社（本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに、管理事務代行会社により任命された代理人、下請人または受任者を含む。）は同契約に基づいて職務を履行する過程で管理事務代行会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、サブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わない。また管理事務代行会社は、過失または故意の不履行がない限り、同契約に基づく管理事務代行会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わない。

受託会社は、サブ・ファンドに関する管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の職務の履行に起因し、または関連して管理事務代行会社または管理事務代行会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用（上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。）について、管理事務代行契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して管理事務代行会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、サブ・ファンドの資産からのみ管理事務代行会社ならびに管理事務代行会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償する。

管理事務代行会社に支払う報酬については前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に記載するとおりである。

受託会社、管理会社および保管会社との間で締結された保管契約（以下「保管契約」という。）に基づいて、受託会社および管理会社はサブ・ファンドの信託財産に関する保管会社（以下「保管会社」という。）としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。保管会社はルクセンブルグ大公国の法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、S M B C日興証券株式会社の子会社である。2014年3月末時点で保管会社の資本金は約9,015万ユーロである。保管会社の目的は自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

保管契約に定める規定に従って、保管会社（本項においては保管会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに保管会社により任命された代理人、下請人または受任者を含む。）は本書に基づいて職務を履行する過程で保管会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、サブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わない。また保管会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく保管会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わない。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関する保管契約に基づく保管会社の職務の履行に起因し、または関連して保管会社または保管会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用（上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。）について、保管契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して保管会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、サブ・ファンドの資産から保管会社ならびに保管会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償する。

受託会社は、その過失または故意の不履行による場合を除き、サブ・ファンドに関連して第三者が被った損失または損害につき保管会社に対してなされるすべての請求および要求（これにより発生したまたはこれに付随するコストおよび費用を含む。）について、サブ・ファンドの資産からのみ保管会社を補償し、免責する。

保管契約は、受託会社、管理会社または保管会社が90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続する。また保管契約は保管契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの代理人が信用取引のために取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等に差し入れた契約、証拠金等の金銭またはその他の投資対象に関して保管会社は責任を負わないこと、更に証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象に関する取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等の不履行または信用取引のために担保として差し入れた証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象から控除される金額に関して保管会社は責任を負わないことに投資者は注意すべきである。

保管会社に支払う報酬については前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に記載するとおりである。

（3）S M B C日興証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本におけるファンド証券の募集に関し、サブ・ファンドの日本における販売・買戻業務を行う。

（4）エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）

管理会社は、管理会社の全体的な指図、統制および責任に従うサブ・ファンドの資産の投資および再投資に関して、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）を投資運用会社として選任した。

投資運用契約に基づき、投資運用会社に故意の不法行為、悪意、過失または重大な義務の懈怠がない限り、サブ・ファンドに関する作為または不作為について、投資運用会社は免責される。

（5）エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

投資運用会社は、管理会社の同意を得た上で、投資運用会社の統制および責任の下に、サブ・ファンドに関する職務の遂行にあたり投資運用会社を助力する投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）として、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（UK）リミテッドを任命している。

3【資本関係】

管理会社の株式のうち100%を所有しているS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C日興証券株式会社の子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理す

るのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2 および MF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

() 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

() 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

() 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の() および() に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の() に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF 4 様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 . 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをC I M Aに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、C I M Aに提出しなければならない。C I M Aは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、C I M Aにより承認された監査人を通じてC I M Aに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をC I M Aに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をC I M Aに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてC I M Aに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、C I M Aが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。C I M Aの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、C I M Aの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にC I M Aに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはC I M Aに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 C I M Aは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはC I M Aの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない。その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行わなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてC I M Aによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続ことができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(2014年改訂)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

- 7.11 C I M Aは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、C I M Aは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、投資信託がC I M Aに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をC I M Aに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、勧告をC I M Aに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M Aの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、C I M Aは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、C I M Aは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 C I M Aが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でC I M Aが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するC I M Aの規制および監督

- 8.1 C I M Aは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、C I M Aが特定する合理的期間内にC I M Aに対し提出するように指示することができる。

- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、その者に対して、C I M Aがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 C I M Aが以下に該当すると判断する場合には、C I M Aは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 C I M Aは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 C I M Aは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 C I M Aは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () C I M Aに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () C I M Aの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をC I M Aに対して行うこと
- () C I M Aの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、C I M Aに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
- () C I M Aから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をC I M Aに対し提出すること
- (b) C I M Aの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること

- (c) C I M Aの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) C I M Aの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M Aがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M Aが第8.10項による措置を執った場合、C I M Aは、グランドコートに対して、C I M Aが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、管理者がC I M Aに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M Aに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、推奨をC I M Aに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとC I M Aが判断する場合、C I M Aは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M Aは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M Aが第8.16項の措置をとった場合、C I M Aは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M Aは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M A が第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法(2013年改訂)によりC I M Aによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行
- 9.1 下記の解散の申請がC I M A以外の者によりなされた場合、C I M Aは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M Aにも送付される。
- 9.3 C I M Aにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと
- 9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もC I M Aがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. C I M Aによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、C I M Aは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにC I M Aに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄

(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、C I M Aがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) C I M Aがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改訂）、犯罪収益に関する法律（2014年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、C I M Aにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、C I M Aは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2015年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。C I M Aも、投資信託または投資信託管理会社が解散される

べきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。C I M Aは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。C I M Aは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)

14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(一般投資家向け投資信託(日本)規則(2012年改正)により改正済。)(以下、総称して「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをC I M Aに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 C I M Aが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはC I M Aが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をC I M Aに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守している

こと、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、C I M Aに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにC I M Aに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をC I M Aに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にC I M Aに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはC I M Aが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収

益の送金、当該投資信託の資本および収益の充ちならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。

- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資法（2015年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。

- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
- () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること

- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。

- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
(A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

(c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でC I M A、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にC I M Aの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってC I M Aに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もC I M Aに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明

- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

使用開始日を記載することがある。

次の事項を記載することがある。

「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

管理会社、投資運用会社、販売会社等の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。

図案を採用することがある。

(2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがある。

「サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。

(4) 交付目論見書および請求目論見書に、次の事項を記載することがある。

「投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様は帰属します。投資信託は預貯金と異なります。」

(5) 交付目論見書の最終頁の次に、「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがある。

(6) 登録簿に登録された関連する受益証券の口数を保有する登録された受益者の権原を証明するための受益証券の券面は発行されない。ただし、券面の発行を希望する受益者が当該発行費用を負担する場合、券面が発行される。

受益証券の券面に記載される主な事項は次のとおりである。

- 1．トラストとサブ・ファンドの名称
- 2．表章される口数
- 3．発行者の署名
- 4．発行者の登記上の事務所の所在地
- 5．発行年月日
- 6．受益者名
- 7．券面番号

[次へ](#)

別紙 A

定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

決算日	毎年9月30日またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定する毎年のその他の日をいう。
計算期間	サブ・ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日（場合に応じて）から始まり、決算日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
管理事務代行会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って管理会社および受託会社がサブ・ファンドの管理事務代行に任命するその他の個人もしくは法人をいう。
代行協会員	S M B C日興証券株式会社、または管理会社が随時サブ・ファンドに関する代行協会員として任命するその他の個人もしくは法人をいう。
A I F M	A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社をいう。
A I F M D	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EUをいう。
営業日	ルクセンブルグ、ニューヨークおよびケイマン諸島における銀行営業日、ニューヨーク証券取引所の取引日で、かつ日本における金融商品取引業者および銀行の営業日（土日を除く。）、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。
ケイマン諸島	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。
総管理事務代行契約	管理会社および受託会社がファンドに関する管理事務代行業務を提供する管理事務代行会社を任命した契約をいう。
券面	サブ・ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権原を証明する券面をいう。
円建ヘッジありクラス 受益証券	円建受益証券のうち円貨以外の外貨建て投資対象のエクスポージャーが円貨に対してヘッジされており、円建ヘッジありクラスとして指定されているものをいう。

円建ヘッジなしクラス 受益証券	円建受益証券のうち円建ヘッジなしクラスとして指定されているものをいう。
保管会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社である S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って随時管理会社および受託会社からファンドの保管人に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
保管契約	受託会社および管理会社がファンドに関して管理会社および受託会社に保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。
販売会社 / 日本における販売会社	英文目論見書に定める条件に従って管理会社がサブ・ファンドの販売者に任命する個人もしくは法人をいう。
適格投資家	(a) () 米国人、 () ケイマン諸島の市民もしくは住民またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人 (ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住法人を除く。)、または () () もしくは () 記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または (b) 現時点において「適格投資家」に該当し、受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。
投資対象	個人、団体 (法人格の有無を問わない。)、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関が発行したあらゆる種類の株式、債券、ディベチャー、ディベチャーストック、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、オプション契約もしくは先物契約、通貨スワップ、金利スワップ、先物為替予約、レポ取引、逆レポ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパーもしくは有価証券 (派生商品を含む。)、ローン (もしくはローン・パーティシペーション)、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加権および短期金融市場で利益を稼得するすべての短期投資または短期の預金 (定期預金、銀行引受手形およびその他銀行の債務を含むが、これらに限らない。) をいう。
投資顧問会社	エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント (U K) リミテッドまたはサブ・ファンドに関し管理会社の同意を得て随時投資運用会社が指名することができるその他の者、会社もしくは法人をいう。
投資運用契約	管理会社がサブ・ファンドに関して管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社を任命した契約をいう。

投資運用会社	エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時任命するその他の個人もしくは法人をいう。
発行日（買付日）	毎評価日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
発行価格（買付価格）	サブ・ファンドに関して、本書に記載された方法により計算されるサブ・ファンドの各発行日現在の受益証券の価格をいう。なお、受益証券は、通常、発行日現在で発行される。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（随時改正される。）をいう。
管理会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、または信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドに関する管理者に任命されるその他の個人もしくは法人をいう。
純資産価額	サブ・ファンドの受益証券（場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズの受益証券）に関して、サブ・ファンドの信託財産（場合によってはクラスもしくはシリーズに帰属する信託財産の一部）を構成するすべての資産の額から当該サブ・ファンドの信託財産から適正に支払われるべきすべての負債（場合によってはクラスもしくはシリーズに帰属する負債）の額を差し引いた各評価日現在の価値をいい、信託証書および本書に従って、管理事務代行会社または管理事務代行会社の代理人により円貨で計算する。
受益証券1口当たり純資産価格	サブ・ファンド（場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズ）の円貨による受益証券1口当たりの価格をいい、サブ・ファンドの信託財産（場合によってはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズに帰属する信託財産の一部）の純資産価額を発行済みの当該サブ・ファンド（場合によってはクラスもしくはシリーズ）の受益証券口数で除して計算され、四捨五入して小数第4位まで算出される。
英文目論見書	2016年3月付のサブ・ファンドに関する英文目論見書（随時改訂または補完され、添付される別紙を含む。）をいう。
受益者名簿	信託証書に定める条件に従って記帳する義務を負う受益者の名簿をいう。
ミューチュアル・ファンド規則	ミューチュアル・ファンド法（2015年改正）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済）をいう。

買戻日	毎評価日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
買戻請求通知	サブ・ファンドの受益証券に関して、買戻請求の通知をいう。
買戻価格	サブ・ファンドについて、本書記載の方法により、受益証券が通常当該サブ・ファンドにかかる各買戻日現在買い戻される際計算される価格で、「買戻し手続等」の項に記載される価格をいう。
サブ・ファンド	受託会社と管理会社の間で2009年3月18日付で作成されたサブ・ファンドの基本信託証書および信託証書補遺に基づいて設定されたファンドのサブ・ファンドである日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンドをいう。
サブ・ファンド決議	(a) 関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b) 当該サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
買付申込通知	サブ・ファンドの受益証券（または、場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズの受益証券）に関して、管理会社、販売会社または管理事務代行会社が随時決定する様式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいう。
信託証書補遺	サブ・ファンドに関して、サブ・ファンドを設定する信託証書補遺（随時改正または補完されることがある。）をいう。
一時停止	一または複数のサブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ）の受益証券の純資産価額の計算、受益証券の発行または買戻しを停止する管理会社または受託会社の決定をいう。
信託財産	サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する資産をいい、受益証券の発行手取金および信託証書に基づいてサブ・ファンドの信託によって受託会社が保有し、または保有しているとみなされるすべての投資対象、現金およびその他の資産を含む。
受託会社	ワールド・ファンド・リミテッド、または信託証書に定める規定に従ってサブ・ファンドの受託者に任命されるその他の個人もしくは法人をいう。
受益証券	サブ・ファンドの受益証券およびそのクラスをいう。文脈上、異なる場合を除き、「受益証券」という用語にはすべてのクラスの受益証券を含む。

米国	アメリカ合衆国、アメリカ合衆国の領土および領地をいい、各州およびコロンビア特別区を含む。
受益者	その時点における受益証券の登録保有者をいい、受益証券に関して共同で登録されている者を含む。
受益者決議	（ a ）すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（ b ）すべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
米国人	受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、（ ）執行者または財産管理人が米国人である財団、（ ）受託者が米国人である信託、（ ）米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、（ ）米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（ ）米国で設立され、また（個人の場合は）米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、および（ ）パートナーシップまたは法人のうち（ A ）外国の法域の法律に基づいて設立され、また（ B ）米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家（米国証券法に基づくルール501（ a ）の定義に従う。）が設立し、または所有している場合を除く。）。
評価日	原則として、毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

独立監査人報告書

日興ワールド・トラストの別のサブ・ファンドである、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンドの受託会社御中

我々は、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）の2014年9月30日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書（すべて日本円で表示される）、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から成る注記で構成される財務書類について監査を実施した。

受託会社および管理会社の財務書類に対する責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると受託会社および管理会社が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対する意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、倫理規定を遵守することならびに財務書類に重要な虚偽記載がないことについての合理的確信を得られるような監査計画の立案とその実施を我々に要求する。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は、当該リスク評価を行うにあたって、ファンドの財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、受託会社および管理会社により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2014年9月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

デロイト・アンド・トゥッシュ ケイマン諸島

2015年3月13日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO WORLD TRUST - NIKKO GREEN NEW DEAL FUND

Independent Auditors' Report

To the Trustee of Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund
A separate series trust of Nikko World Trust

We have audited the accompanying financial statements of Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets and the schedule of investments as at September 30, 2014, the statement of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in Japanese yen), and notes comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Trustee and Manager's responsibility for the financial statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and the Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as at September 30, 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg.

Deloitte & Touche
March 13, 2015

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人報告書

日興ワールド・トラストの別のサブ・ファンドである、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンドの受託会社御中

我々は、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）の2015年9月30日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書（すべて日本円で表示される）、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される財務書類について監査を実施した。

受託会社および管理会社の財務書類に対する責任

受託会社および管理会社は、本財務書類の作成に関し、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると受託会社および管理会社が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対する意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、倫理規定を遵守することならびに財務書類に重要な虚偽記載がないことについての合理的確信を得られるような監査計画の立案とその実施を我々に要求する。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は、当該リスク評価を行うにあたって、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、受託会社および管理会社により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本財務書類は、本財務書類の作成に関し、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2015年9月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事項

年次報告書に含まれる補足情報は、我々の監査との関連で検討をしているが、上述の基準に従って遂行された特定の監査手続の対象ではない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかしながら、我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

デロイト・アンド・トゥッシュ ケイマン諸島

2016年2月19日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Trustee of Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund
A separate series trust of Nikko World Trust

We have audited the accompanying financial statements of Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets and the schedule of investments as at September 30, 2015, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in Japanese yen), and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Trustee and Manager's responsibility for the financial statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements, and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and the Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as at September 30, 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements.

Independent Auditors' Report (continued)

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Deloitte & Touche
February 19, 2016

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L - 2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

公認の監査人報告書

我々は、2015年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2015年5月27日 ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブ
公認の監査法人
ステファン・ナイ

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間には相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
9A, rue Robert Stümper
L-2557 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

We have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 27, 2015

KPMG Luxembourg, Société coopérative
Cabinet de révision agréé

Stephen Nye

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。